

会報

第88号

国立大学協会

昭和55年6月

(第30卷第2号 通卷第88号)

会 報

第88号

6
月
号



国立大学協会事務局

◇目 次◇

●エッセー

平安の庭と病院内の廻遊 滋賀大学長 桑原 正信 5

綿棒治療のいきさつ 木村 照 93
《窓》 学際領域「洞くつ学」への旅 池谷 元同 100

事業報告

●諸会議議事要録（1月～4月）

理事会（3. 6） 11

会務報告

協 議

副会長の互選について

入試センター所長候補者の選考について

昭和54年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

昭和55年度国立大学協会会費について

昭和55年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

委員の交代ならびに専門委員会委員の委嘱について

委員長報告と協議

第1常置委員会（1. 22） 24

「高等教育の計画的整備について」の検討

第2常置委員会よりの申し入れについて

外国人の国公立大学教員任用の問題について

入試教科目改訂専門委員会（2. 26） 37

入試教科目の改訂について

入試教科目改訂専門委員会（4. 25） 44

入試教科目の改訂について

第3常置委員会（1. 21） 49

今後の作業の進め方について

第3常置委員会（4. 22） 51

課外活動施設・設備の整備に関する要望書について

昭和55年度大学及び高専卒業予定者のための就職事務
開始時期等について

第3・第4常置委員会合同会議（1. 21） 52

当面する学寮問題について

第3・第4 常置委員会合同会議 (4. 22)	56
学寮の経費負担区分等について	
第5 常置委員会 (1. 25)	60
来年度の第5 常置委員会関係予算について	
来年度における外国学長招致計画について	
有志学長による中国訪問計画について	
第6 常置委員会 (2. 21)	67
光熱費の高騰に対する要望書について	
教官研究旅費に関する要望について	
定員削減に伴う行政事務の簡素化について	
第6 常置委員長宛の富山大学長からの要望事項について	
在外研究員、科学研究費等に関する提案について	
医学教育に関する特別委員会 (3. 5)	71
大学病院における臨床研修について	
55年度医学教育関係予算について	
医学教育振興財団について	
委員の補充について	
特別会計制度協議会 (4. 7)	77
昭和55年度予算について	
就職問題懇談会 (3. 12)	79
昭和54年度卒業予定者の就職見通しについて	
昭和55年度大学・高専卒業予定者のための就職事務開始時期について	
就職問題懇談会 (3. 25)	86
事務協定の取扱いについて	
創立30周年記念行事準備委員会 (2. 5)	90
記念行事の実施計画について	
予算について	
諸 会 合	92

予算・決算

昭和54年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）	95
昭和54年度国立大学協会歳入歳出決算	96
財産目録	97
昭和55年度国立大学協会歳入歳出予算（案）	98

要望書

光熱費の高騰に関する要望書	99
---------------	----

資料

昭和55年度大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務 開始時期等について（通知）	101
--	-----

その他

学長等の異動	103
寄贈図書	104

平安の庭と病院内の廻遊

——滋賀大学長 桑原正信——

＊

(一) はじめに

古くから蒲団着て寝たる姿に見たてられ、京の町のシンボルともされてきた東山、この山が七条通りと交じわる辺り、鬱蒼として東山の森とでも呼びたいような高台に天台宗の門跡寺院妙法院とその地つづきに日本専売公社の京都病院がある。この他、あたり一帯の森の中はちょっと散策しただけで、真言宗の本山智積院、病院の西側には国立京都博物館、妙法院を本坊とする三十三間堂（蓮華王院）、また病院の東側には豊国廟、京都女子大学、さらに博物館の西北には豊臣・徳川の争乱の一因となった方広寺大仏など数多くの神社・仏閣や教育文化施設が分布している。

このうち先きの妙法院境内は、平安の昔、平清盛の息、内大臣重盛の山荘だったといわれ、後にこれが妙法院の「積翠園庭園」として作庭され昭和時代に及んだ。ところが、昭和二十三年から京都市の南部で京都専売支局病院を運営していた日本専売公社が病院が手狭となったので昭和二十九年に妙法院から境内の土地約二万平方メートルを前記の庭園もふくめて病院敷地として買収し、三十一年に内科・外科を初めとする九科の診療部門と百床を越える病床を備えた総合病院をここに新築して現在に至っている。

他方、この病院とわたしとの関係は可成り久しい。京都大学農学部勤務していたわたしは昭和三十六年以降、日本専売公社から煙草専売法による「たばこ耕作審議会委員」の併任を受け、その関係で毎年この病院で人間ドックによる検査を受けていたが、その後、近くの国立大学長に選ばれ勤務している間に胃潰瘍の手術・診療を受け、かなり長期にわたってここで入院生活を送ることとなったわ

けである。

環境、病室、治療など、ともに申し分なく経過は極めて良好であったが、その中に、この病院には古くから名園があり病院当局から許可を受ければ園内を廻遊することが出来、これは健康の回復を図る上からは極めて有効だということを知った。わたしはこれまで庭園などについてはなんの知識も関心もなかったが、これを聞いたので早速主治医に相談したところ、積極的に勧められたので手続きをとって規則正しく廻遊を実行し始めたのである。その廻遊も初めは庭園内に限られていたが、馴れるに従ってその範囲は最初に掲げた“東山の森”にまで広く拡大されて、もはや廻遊の域を超えるまでになったし、更にまたその回数も初めは一日一回であったのが、その日の温度や天候などによって回数を増減して調節することとなった。このような健康増進上の配慮は数十日の入院中は勿論のこと、退院後も月一回の病院での「定時検診」につながれているのである。

(二) 「夜泊石」の作庭をめぐって

病院の朝の静けさが破られるのは五時半ごろの妙法院の勤行の鐘の音である。ここでわたしの庭園廻遊の日課も開始となる。

洗面を済ませ3階の病室を出てエレベーターで屋上に昇ると守衛さんがドアのカギを明ける時刻である。屋上ではヒヤリとする朝の空気を吸いながら幾人かの患者たちがここで毎日の歩行の練習をやっている。わたしが屋上の南側から妙法院の境内に向って立つと、京都の地形としてよく云われるように東北西の三方が山に囲まれ南の大阪の方向だけが明いている。その南の森の中に、いや応なしにこちらに覆いかぶさるように聳えているのが、国宝・妙法院の「庫裏」、別名「大仏千僧会の台所」である。庫裏は棟高約六十尺の大建築で西面し、屋根の形式は一般にみる切妻造とちがって入母屋造とし、正面に唐破風（からはふ）の玄関があり、また外観の意匠の特色として入母屋造の妻飾りに巨大な猪目懸魚（いのめげぎょ）がつけられてある。

何の目的でこんな大きな庫裏が建てられたのか？——これはこの建物を初めて



眺めた時からのわたしの疑問であったが、これはつい最近、妙法院門跡にお眼にかかった時に明らかにすることが出来た。それは豊臣秀吉が本能寺の変後、山門の復興、方広寺大仏の造営等によって信長の権威の失墜を挽回するとともに、秀吉の亡父母の菩提のために八宗の僧侶を集めて文禄四年九月二十四日第一回の千僧大法会を行なう為に建立された庫裏の建築なのであった。同時にこれは彼の天下統一の事業とともに行なわれたものであり、彼が病没する二年前の大事業でもあったわ

けである。

さて豊太閤の庫裏にかけた大望の外観から離れ、ここで暫く深呼吸をしたわたしは、今の位置から全く反対の屋上北側に歩を移す。ここからは東山連峰、ことに清水寺の塔や西大谷廟などが一望の裡に納まり、また屋上から下をのぞけば積翠園の庭園が立体的に眼下にとらえられるのであり、まさに「病院の庭」である。もちろん、その中には、後に述べる夜泊石の実景がふくまれており、本来は写真で示したいのだが、この会報では遠慮することとして拙い描写に譲らねばならない。

ここでわたしは屋上を離れエレベーターで一階まで降り、守衛室に挨拶して、いままで屋上から見おろしていた庭園に出る。広い池に添い、鬱蒼とした森の茂み、苔むす路、小さな島と島を結ぶ橋々、いくつかの曲折を至ると池泉の中の「夜泊石」の実景である。

いままでも触れたように、この庭園の原作は平安末期の治承年中（一一七七一—九一一年）、内大臣平重盛の山荘庭園で当時は小松邸と称され、平家物語には「小松

内府の園池」として書きしるされたところ。この形式は左廻りの廻遊式をとり、池中に大島と小島との二つの島をおき、大島は北側の池辺に接近し、小島は中央に造られ亀島の形式をとっている。この大小二島のうち大島の付近に配置されている五個の直線状の石は明らかに古い時代に作庭された夜泊石の形式だ、と専門研究者の定評が加えられている。念のため今の夜泊石について述べれば、これは多分に無為・自然を旨とする老荘哲学の流れを汲む道教にもとづき、蓬萊島から不老不死の薬や稀有の宝物などを中国の皇帝の命によって探索し、それを宝船に積んで帰途につく家臣が長い海路の旅で港々に停泊しつつ進む姿を夜泊石によって象徴したものといわれている。しかし原作は今の庭園のように平安期であっても、作庭の内容は鎌倉・室町期と時代が進むにつれて庭園のバックをなす思想についても、道教的なものや仏教的なものとの混淆がおり、更に仏教そのものの内部においても宗教的変化が生じ、或いは作庭術の進歩なども加わり、それが作庭上の哲学や技法にも影響を与えたことは広く認められている。現在存在する夜泊石の庭園は病院の庭の他には同じく京都内の苔寺、金閣寺など極めて少ないが、それらについてさえ後世に或いは夢窓国師、或いは小堀遠州等々の名作庭家による改作が伝えられるのも、けだし当然といわねばならない。

（三）「健康」の真義を自問しながら

苔のむしている病院の庭を廻遊しながらわたしは考える。

近ごろ、われわれの生活の中に「健康」という言葉がどれだけ多く入りこんで来ているか、静かに考えてみると驚くほどである。現にわたしは健康保持のために入院し、治療を受け、体力をつけるために廻遊を続けていた。一体、健康とは何なのだろうか。試みに脇にある大きな広辞苑を開いてみると、

「けんこう「健康」すこやかなこと。無病。達者。丈夫。壮健。」

一冊で二四四八頁もある大きな辞典でも記載はこれだけしかない。個人的立場を離れ、大学のような公の機関をとってみると、たとえば健康管理センターという施設が一つ設けられただけでも、これをめぐって健康という言葉を用いる機会

の増加は実に大変なものとなってくる。

ところで、われわれの日常生活において非常に身近かとなっている言葉に「経済」というのがある。この言葉は日本語としては決してそう古くから国語化されたものではなさそうだが、参考のために辞典をみると、これには「経国済民」即ち「国を治め人民を救う」の四つの文字から経国の経と、済民の済とをとってこれを組み合わせて経済という言葉が造られたというのが一般に認められたものとされているようである。それならば、これと同じような組み立て方を健康の場合にも適用できないだろうか。わたしは廻遊の場合にも考えつづけたが解決はつかない。苦しまぎれにひねってみても「健^x体^x康^{すこ}心^{やす}」即ち「体を健やかにし心を康らかにする」位が精一杯のようである。

ここで、健康の意味を大きく動かして考えてみよう。——「健康とは肉体的・精神的ならびに社会的に完全・良好な存在状態であって、たんなる病や弱さが無いというに止まらない」というのがWHOの保健憲章第一条である。なお、この中から二つの特質が出てくる。一はこれまで身心に限られていた健康が「社会」に向って拡大されてくること、二は「完全に良好な存在状態」という純粋な価値概念が存在することである。このような中で国連の一機関であるWHOが一九六四年に上記諸点についての検討を重ね、保健憲章の第一条で極めて進歩的な健康の定義を発表したことは周知のところであろう。つまり日本流の健康観は漢字という個性的な文字で固められた古い皮袋と考えられようが、しかし今やこの皮袋にWHOの新しい健康の真義を盛りこむことは到底成りたち得ないであろう。われわれは寧ろWHOの新しい真義を健康尊重の過程の中で実践することをこそわれわれの道とすべきではなかろうか。専売病院がパンフレット「積翠園」において、この病院の患者達が庭園に親しみ、これを廻遊して精神的エネルギーの与えられんことを期待しているが、その詰るところは健康の真義の実践にある、と云わねばならないのではあるまいか。

事業報告

諸会議議事要録

理 事 会

日 時 昭和55年3月6日(木) 13:30~18:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 向坊会長

香月, 沢田各副会長

今村, 大池, 前田, 畑, 斎藤, 猪, 丸山, 石塚,

井沢, 山村, 須田, 綾部, 竹山, 山岡, 神田,

岳中, 井上各理事

小坂(第1), 広根(第3)各常置委員長

宮島, 吉田各監事

(大学入試センター)加藤所長, 田保橋管理部長

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のとおり挨拶が述べられた。

本日の主な議事は、岡本(前)副会長(京都大学長)の退任に伴う後任副会長の互選および本協会の予算関係事項であるが、その他についてもご審議をお願いする。

なお、このたび次のとおり理事の交代があったのでご紹介する。

(大学名)	(前 任)	(新 任)
-------	-------	-------

京 都 大 学	岡 本 道 雄	沢 田 敏 男
---------	---------	---------

埼 玉 大 学	岡 本 舜 三	須 甲 鉄 也
---------	---------	---------

三 重 大 学	三 上 美 樹	井 沢 道
---------	---------	-------

また、佐々木、岡本(舜)両学長の任期満了による退任に伴い、次のとおり委員長の交代があったので、この機会に併せてご紹介する。

(委員会)	(前 任)	(新 任)
-------	-------	-------

第5常置委員会	佐々木忠義 (東京水産大学長)	石塚 直隆 (名古屋大学長)
---------	--------------------	-------------------

大学格差問題 特別委員会	岡 本 舜 三 (埼玉大学長)	丸 山 健 (静岡大学長)
-----------------	--------------------	------------------

次に、共通第1次学力試験関係事項について

説明のため、大学入試センター(以下「入試センター」)より加藤所長、田保橋管理部長が出席されるのでご了承いただきたい。

ついで竹下事務局次長より配付資料の説明があった。

I 会務報告

会長より以下のことについて報告があった。

(1) 授業料改訂についての要望書提出について

昭和55年度の国立大学授業料改訂の問題については、過般(54年10月15日)「昭和55年度予算に関する要望書」を大蔵省に提出した際、これに関連して長岡事務次官に対し授業料の増額は行わないよう申し入れをしたが、その後の情勢の推移に鑑み、第6常置委員会でこれの対応について協議した。その結果、関係方面に要望書を提出することとなったので、去る12月18日、香月副会長、畑学費問題小委員会委員長と同道して大蔵省を訪れ、^{トコダマ}荒河主計局次長に会見

して要望書（資料12—1）を提出し、教育の機会均等の見地より国立大学授業料の増額改訂については慎重な配慮をされたい旨強く要請した。また、文部省に対しても同要望書を提出し、これが善処方についてさらに努力されたい旨要望した。

しかし、その後、去る12月22日に内示された大蔵省の来年度予算第1次査定において、国立大学の授業料を現行の年額144,000円より同180,000円（36,000円増。1.25倍）とする案が提示されたので、同日直ちに、これに対する遺憾の意と政府に対し再考を求める趣旨の会長声明（資料12—2）を公表して世論に訴えた。

以上、授業料問題に関し緊急に処置したので、その経過を報告し改めてご了承をお願いする。

(2) 共通第1次学力試験の所要経費についての要望書提出について（資料13）

去る11月総会の際、第2常置委員長より「昭和54年度共通第1次学力試験所要経費に関するアンケート」の結果について報告があり、これに基づき共通入試の所要経費についての要望書を提出することが了承されたので、去る11月19日第2常置委員長名をもって入試センター所長宛これを提出した。

(3) 共通入試関係事項について

1) 共通第1次学力試験の実施について

第2回目を迎えた国公立大学共通第1次学力試験が去る1月12、13の両日実施され、今回も無事完遂された。これに引続く第2次試験も昨日をもって終了したが、今後の事務処理が順調に進行し、所期の成果を収めることができるよう切望する。なお、この試験の追試験において採点上のミスがあったが、幸いにその実害は全くなかった。しかし、このことは見過すわけに

はいかない問題であるので、加藤入試センター所長に対し口頭をもって嚴重抗議をした。

2) 高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試の対応について

今回の高等学校の学習指導要領の改訂に伴い共通入試のあり方の抜本的検討が必要となり、そのため今般第2常置委員会の下にこの問題を専門に検討する「入試教科目改訂専門委員会」（資料11）が設置され、昨年暮から検討作業が開始された。これについては後刻第2常置委員長より報告があると思うが、この調査研究は共通入試の根幹に関わる重要な事柄であり、かつ57年11月総会までにその結論を出さなければならないという時間的制約もあるので、全国立大学の協力の下にこの検討作業が順調に進められるよう切望する次第である。

なお、この問題は入学試験のあり方のみでなく大学の教養課程のあり方にまで関係する面があるので、第2常置だけでなく、第1常置ならびに教養課程に関する特別委員会の方にも検討をお願いした。

(4) 特別会計制度協議会について

去る12月22日第41回特別会計制度協議会を開催し、同日午後内示が予定されていた「昭和55年度予算についての大蔵省原案」について文部省側より説明を受け、これについて意見交換を行った。

(5) 大学設置審議会（大学設置分科会）委員候補者の推せんについて

予て当協会から推せんしている大学設置審議会（大学設置分科会）委員のうち、池田佐賀大学長が退任されたため、この補充に関し文部省より委員候補者（複数）の推せん方について依頼があったので、香月副会長とも協議し、従来の慣行に基づき綾部鳥取大学長と幡香川大学

長の2学長を推せんすることにしたので、ご了承を得たい。

(6) 諸団体との会見について

1) 大学関係7団体との会見について

大学関係7団体（日教組大学部、全院協、全学連、全寮連、全国大学生協連、その他）より、対政府統一要求に当たり当協会に対し要望したいとの申し入れがあり、去る12月1日、今村（第6常置委員長）、岡本（第3常置委員）の両学長が同団体の関係者7名と会見し、主として大学予算、学生の厚生問題等について懇談した。

2) 日教組大学部との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る2月29日須田教員養成制度特別委員会委員長が副島大学部副部長ほか2名と会見し、新設教育大学（教員大学院大学）の問題について意見交換を行った。

(7) 「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」よりの質問書について

予て当協会に対し「在日韓国・朝鮮人の国立大学教員への就職差別撤廃等」を要望していた「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」の代表幹事徐龍達氏（桃山学院大学教授）より、去る1月5日付文書をもって、この問題についての本協会の具体的取組みおよび今後のスケジュール等について文書回答されたい旨の申し入れがあったので、去る1月28日、この問題については第1常置および第5常置において慎重に審議を進めているところである旨、概略の経過を記した回答を送付した。

なお、この外国人の国公立大学教員任用に関する問題については、文部省においても検討されており、その法案も準備され、国会提出の時期が検討されている状況である。

(8) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後に当協会宛提出された要望書は「資料16」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

Ⅱ 協 議

1. 副会長の互選について

副会長の互選に当たり、会長より次のことが諮られた。

副会長の互選については、従来1名は旧総合大学、1名はその他の大学から選出するという慣例があるが、今回もこの慣例に従うことにしてよろしいか。また、この慣例に従う場合、どのような選出方法がよいか、お諮りする。

これについて協議の結果、従前の慣例に倣うこととし、投票により選出が行われた。

開票の結果、沢田理事（京都大学長）が得票多数をもって副会長に選任された。

2. 入試センター所長候補者の選考について

このことについて会長から次のとおり諮られた。

加藤入試センター所長の任期（3年）が今年5月をもって満了となるのに伴い、加藤所長から先般入試センター評議員会に辞表の提出があった。入試センター所長の選任は、内規によれば、入試センター評議員会の推せんに基づき文部大臣が任命することになっているが、このことに関しては国大協と入試センターとの間で、国大協とも協議するという申し合わせ事項がある。入試センター評議員会では加藤所長の再任について特に異議がなく、国大協理事会の協議に一任したかたちになっている。私としては、

入試センターは目下高校の学習指導要領改訂に伴う共通1次試験のあり方の検討という重要課題に当面している時期でもあるので、加藤所長の再任が適当であると考えている。なお、センター所長の任期は3年であるが、加藤所長の場合は年齢の関係で任期は2年ということになる。

これについて協議の結果、異議なく了承された。

3. 昭和54年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局より、「資料5」をもとに54年度国立大学協会予算について追加予算を計上する必要理由の説明があり、原案どおり承認された。

4. 昭和55年度国立大学協会会費について

事務局より、「資料6」をもとに55年度の会費について、今回は会費の基準の改正は行われていないと述べたのち、その内容の説明があり、原案どおり承認された。

5. 昭和55年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局より、「資料7」をもとに来年度の歳入歳出予算(案)についてその内容の説明があり、原案どおり承認された。

なお、関連して創立30周年記念事業予算(案)について、その内容の説明があり、原案どおり承認された。

また、入試教科目改訂関係経費について「資料9」により報告があった。

以上をもって会費および予算関係の協議を終り、これらの案件を6月の総会に付議することになった。

6. 委員の交代ならびに専門委員会委員の委嘱について

事務局より、常置委員会教員委員(東北大学 和田正信教授)の逝去に伴う補充ならびに学長の交代による特別委員会委員の選任について「資料10」により、次のとおり説明があり、異議なく承認された。

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第6 常置委員会	和田 正信 (東北大学)	荒井 武 (東北大学)
医学教育に関する特別委員会	北村 四郎 (新潟大学)	館 正知 (岐阜大学)
	豊田 文一 (金沢大学)	猪 初男 (新潟大学)
大学格差問題特別委員会	太田 善麿 (東京学芸大学)	阿部 猛 (東京学芸大学)
	北村 四郎 (新潟大学)	猪 初男 (新潟大学)
	豊田 文一 (金沢大学)	金子 曾政 (金沢大学)
	加藤睦奥雄 (東北大学)	神田 慶也 (九州大学)

次に斎藤第2常置委員長から「入試教科目改訂専門委員会」のことについて次のように説明があった。

この委員会は、今回の高等学校学習指導要領改訂に伴い、共通1次試験のあり方を検討するため、新たに第2常置委員会の下に設置されることになった専門委員会である。その委員構成は第2常置の小委員会メンバーの一部の者、高校の教育課程に詳しい教官、大学の各学問分野の専門教官の3者から成り立っている。なお、この委員のうちの約半数の者は、入試センターの方にも今回新たに設置された「試験教科目等調査研究委員会」の委員も兼ねることになっている。この入試センターに設けられた研究委員会と国大協の専門委員会との役割分担について

は、国大協側の委員会は共通1次試験のあり方の基本的、原理的な問題を検討し、入試センターの方の委員会はその検討のための資料の作成、分析等を受持つという関係になっている。

7. 委員長報告と協議

各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、それについて協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（小坂委員長）

① 高等教育の計画的整備について

大学設置審議会の大学設置計画分科会において検討されてきた「高等教育の計画的整備について」（後期計画）に関し、さきにこれの「中間報告」に対する検討を行い、その意見を昨年9月同分科会の「高等教育計画専門委員会」主査宛に提出したが、その後12月に至って同分科会の最終報告が取りまとめられ公表された。それで、この最終報告について検討を行うことにしたが、前述のようにこれの「中間報告」の段階で意見を提出しているので、それと対比しつつ検討を行った。その主な点を概述すると、「中間報告」のなかでは全然触れられていなかった大学院の問題ならびに教育経費の問題について、最終報告では抽象的ながらも一応の答申がなされている。そうして、そのなかにはかなり評価に値する部分もあるが、しかし全体的に言えばハードな面には触れてあるが、ソフトな面すなわち高等教育の質の向上の面については具体的な何等の方向付けもなされていない。これらの問題点のほか、委員会の議論では21世紀を展望した高等教育の問題などについての意見等も出されたので、いま、それらの意見をふまえながら専門委員会の方でこの最終報告に対する意見の取りまとめをすすめているところである。結論が出たところで理事会に報告し、その

取扱い方についてお諮りしたいと思っている。

② 高校の学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方について

昭和57年度から高等学校においては新しい学習指導要領に基づく多様化された教育が行われることになるが、これは必然的に大学教育一特に一般教育のあり方にも関わりを持ってくる。それで、大学の組織・制度に関わる問題として、当委員会でもこの問題を取り上げるようになったが、この問題については「教養課程に関する特別委員会」の方とも連携をとって、もう少し詳しい資料をもとにしながら検討をすすめたいと考えている。

③ 外国人の国立大学教員任用の問題について

「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」からの定住外国人の国公立大学教員任用の要望については、先に会長より報告があったが、この問題については第1常置でかつて相当詳しい論議をし、継続審議ということになっている。この問題は、在日韓国・朝鮮人にも国公立大学教員任用への途を開けということであるが、そのほかに一般の外国人を対象とした問題も国会の場で論議されており、文部省においてもその関係法案の準備が進められている。

このように外国人の国公立大学教員任用の問題は二つのケースに分れており、定住韓国・朝鮮人とその他の一般外国人教師との間には、この問題に対する見解の相違がある。それで、この外国人の国立大学教員任用の問題については、これを二つに分けて検討したいと思っている。

④ 放送教育開発センターについて

第1常置委員長として放送教育開発センター評議員会に出席したが、その際の主な審議事項は次のようなことであった。一つはこのセンタ

一の新庁舎建設計画に関することであったが、そのほかに、このセンターが行っている放送教育のカリキュラム、各大学が行っている開放講座等のカリキュラム、そのほかこの種の教育から得られた経験等を、この際センターで総合的にまとめ、今後の参考に供することにしたい、ということが話題になった。

なお、放送大学学園法案が成立した場合に、この放送教育開発センターとの関係が問題になるが、その問題は今後の検討課題にするということであった。

以上の報告に関して、外国人教師の健康保険の問題、放送教育開発センターと放送大学学園との関係について、意見の交換があった。

(2) 第2常置委員会（斎藤委員長）

初めに加藤入試センター所長より、55年度共通1次試験の追試験の際の採点ミスの件についてその経過と処置について報告があり、ついで配付資料を基に共通1次試験の実施状況について報告があった。ついで「大学入試センター試験教科目等調査研究委員会」設置の経緯等について概略次のように説明があった。

新しい高等学校学習指導要領に基づく教育課程が57年度から発足するに伴い、60年度以降の共通1次試験のあり方の見直しを行う必要が生じてきた。このため、昨年11月の国大協総会において第2常置委員会に「入試教科目改訂専門委員会」が設置され、入試センターの方にもそれに対応する専門の委員会を設置するよう要請されたので「大学入試センター試験教科目等調査研究委員会」を設置した。この調査研究委員会の委員には国大協の方の専門委員会からも約半数の委員に参加して貰い、両委員会の連絡を緊密にすることにした。

なお、この調査研究委員会の任務は、新教育課程に対応する共通1次試験の内容、方法等について調査研究を行うものであるが、この制度の基本的な問題を検討するということではなく、この制度の見直しの検討に必要な具体的資料を整理して、それを国大協の専門委員会に連絡し、審議の促進に寄与しようというものである。設置後すでに2回開催し、相互に連携して審議を進めている。

以上をもって共通1次試験にかかわる入試センター側の説明を終り、ついで第2常置委員長より次のような報告があった。

① 高校の学習指導要領改訂に伴う共通入試の対応について

この問題の経緯については先程入試センターの方から説明があったとおりであり、第2常置では「入試教科目改訂専門委員会」を昨年暮に設置し、これまで2回会議を開催し、今回は4月25日を開く予定にしている。この間、入試センターの方の調査研究委員会は概ね1:2の割合で会議が進められている。次にこれまで専門委員会で論議された要点を紹介すると次のとおりである。

第1点は、共通1次試験制度は、その見方に相違はあるにしても、とにかく大学・高校の両者から支持されているが、その理由は何かという問題である。

第2点は、大学としてはどういう学生を入学させたいかということである。学習指導要領の改訂によって高校生は多様化されたコースを履修することになるが、大学は、その多様化した学生をそのまま受け入れるのか、あるいはこれを大学の一般教育の場でもう一度ジェネラライズしてから専門教育に結びつけるのか、という

問題である。

第3点は、特殊才能がある者の発見は入学試験だけでできるかどうかという問題である。これには推薦制ということも考えられる。

第4点は、高校教育が多様化すれば第2次試験との関係が重視されてくるという問題である。

第5点は、高等学校の立場からみて、高校教育は完成教育を考えているのか、それとも進学志向の教育を考えているのかどうかという問題である。

最後に、入試センターの立場からみて、入試センターの事務処理能力に合わせてどの程度のことが出来るかという問題がある。

これらの問題を対象に議論を進めている。

なお、大学に進学するまでの12年間の教育の内容が、新しい学習指導要領によれば——すなわち、ゆとりある学校生活ということ を考慮に入れれば——12年に充たなくなる。したがって、今までのような大学の教育の仕方 で学生がついていけるかという問題がある。この点についての大学の対応の問題は、第1常置にその検討を依頼している。

② 私立医大の共通入試参加問題について

これは大阪医科大学から参加申し入れがあった問題である。これについて検討の結果、公立大学と同じ分担方式をとるとすれば、まず地元である大阪大学の内意を質すべきであるということになって、大阪大学に質したところ、大阪医科大学を共通1次試験の協力大学として参加を受け入れることには異存はないということである。しかし、これには当然その周辺の問題として国大協は、私立大学の参加を受け入れる見通しがあるのかどうかという前提の問題があるので、その問題がクリアにならなければ、解決

されない問題であると考えている。

ついで、山村理事（大阪大学）から次のように補足説明があった。

大阪医科大学は共通1次試験に参加の強い希望がある。ところで、現在の大阪医大の入学志願者の状況をみると、大多数の者が共通1次試験を受験しているの で、大阪医大の参加を受け入れても共通1次試験志願者総数は実質上増えることにはならない。しかも、大阪医大の方は極めて協力的であって、いろいろな意味での作業分担の意向を示している。そのようなことから、当大学では、今回の申し入れを現在 の私立医大の現状から考えれば私立医大の入学志願者の素質向上に役立つことになるという判断のもとに前向き の姿勢で検討している。ただ、この問題が私立医科大学協会（以下「私医大協」という）の方で問題にならないような処理をされることが望ましい。ただし、多くの私立医大が参加することになれば問題になるが、その場合にはまず私医大協の方で問題を整理することになるのではないかとみている。

ついで、斎藤委員長より次のとおり付言された。

私立大学の共通1次試験参加については、入試センターの設置に際し「大学入試センターは、国立大学以外の大学の要請に応じて、当該大学の入学者の選抜に関する業務の実施に協力することができる。」（国立学校設置法第9条の6—2）との法文もあるので、今回の問題については私医大協の態度を質したう え、入試センター所長とも相談して私大参加のテストケースとして受け入れる方向で進めて よろしいかどうか、ご意見を伺いたい。

以上の報告に関し次のような意見交換が行わ

れた。

- 56年度の共通1次試験から参加を希望する私立大学は大阪医大だけであろうか。
- 56年度から参加希望の申し入れがあったのは大阪医大だけであるが、そのほかに共通1次試験に関心をもっている大学として久留米大学と順天堂大学がある。なお、私医大協全体としての参加の見通しはない。ところで、大阪医大の参加を認めるとすれば6月総会には決めなければ時間的に間に合わないという問題がある。
- 大阪医大の参加だけならよいとしても、私医大協傘下の全大学が参加するとなると、これの受験生は全国各地で受験することになるので、この問題は全国的規模の問題として受け止めておかなければならないのではないのか。
- 先程の話しのなかに、文部省は入試センター開設に当たってこれを私立大学にも開放するという前提があったということであるが、国大協としてそのような了解があったのであろうか。共通1次試験は本来国立大学の入学試験であるので、これを公私立大学が利用するのはよいが、その参加を拡げることではないと思う。
- 私立大学の共通1次試験参加の問題についてはその都度慎重に議論することにし、とりあえず大阪医大1校の来年度参加については、関係大学の大阪大学も了承しているので、これを認める方向で前向きに検討することにしてはどうか。
- しかし、1大学の参加を認めれば、その後の参加申し出は断われなくなる。
- この問題は、現に社会問題になっているところの私立医大の入試であるというところに

一つのポイントがある。共通1次試験に参加しておれば、その大学は大学独自の試験だけでなく、全国的なレベルの試験で学生の素質をチェックできるので、より公平に勝れた学生を選抜できるというメリットがあるというように、大阪医大では考えている。

- この問題についてはこれまで前向きで検討してきたが、この際私立大学の参加を原則的に認めるか、断わるかの姿勢をはっきりさせるべきであろう。
- この問題が提起された時には、全私立大学の参加申し入れがあるとは考えられない、しかし私立の医科大学からはかなりの参加申し出の可能性があるので、その場合は検討せざるをえないということであった。
- 私立大学の共通1次試験参加については、これを断わるということよりも、なぜ参加させるのかということをはっきりさせる必要がある。共通1次試験制度は組織論からしても国立大学の全体で国立大学の入学試験を行うという前提に立っているのであって、なぜ私立大学まで拡げなければならないのかというのが問題のすじ論である。それを私立大学も参加させるのが当然であるように断わる理由はなにかというのは論理が逆になる。なお、この問題は公立大学から参加の申し入れがあったときにすでに問題になって議論された。しかし、公立大学はその数も少なく公立大学だということで参加を認める共通理解ができた。しかし、このことを無原則に私立大学まで拡げることは無理があるので、慎重に考える必要がある。
- 大阪医大受験生の約90%の者は現に共通1次試験を受験しているからこれを参加させてもよい、というのはおかしい。もしそうだと

すれば今更参加を認めたとしても、それが私立医大の受験生の素質向上に役立つことになるとは言えないのではないか。

○ この問題は原則のところははっきり解決していないのに、1大学だけなら参加させてもよいのではないかという議論が先走るのはよくわからない。私立大学を良くすることに異論があるわけではないが、それは国大協の責任の問題ではない。また、私立大学は共通1次試験に参加しなくとも大学独自で改善できる問題である。

○ いま論じられているのは、国大協が私立大学の共通1次試験参加を認めた場合に当然でてくる問題点についての議論である。ところで、この問題については今日結論を出すのは無理なので、今日の議論をふまえて次の理事会までに問題点を整理してみてもどうか。

○ 今日はこの問題についての基本的な議論が出された。従前の議論では原則論は出なくて、時機尚早論と私（医）大協側の統一見解が必要であるという議論だけであった。しかし、時機尚早論についてはいまもなお「尚早」と言えるのかどうか疑問である。また、統一見解論についてはまだ私医大協側の意向の確認を得ていない。したがって今日の理事会では最終決定を留保しておき、ただ基本的方針についての了解があればその方針に沿って今後の交渉を進めることにしたい。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、この問題については香月副会長と斎藤第2常置委員長のもとで、次の理事会までに私医大協側の意向も質したうえで問題点を整理しておくことになった。

③ 共通1次試験の受験生の地域割りについて
現在のところ共通1次試験は居住地受験とい

う建前から行政区域割りで実施されているが、これには試験場と受験生の居住地との関係から不便且つ不合理な地区割りになっている地域もあるので、この行政地区割りを緩めてこれをブロック割りにし、そのブロック内で融通し合えるようにすることができないかという問題である。

以上の報告に関し、この問題には各ブロックと当該大学の担当区域の問題、各都道府県の教育委員会の意向との関係の問題等がある旨の指摘があったのち、この問題についてはそのすめ方について、会長から文部省に話し合いをすることになった。

(3) 第3常置委員会（広根委員長）

①学寮の経費負担区分について

これについては第4常置と合同で検討をすすめているが、第4常置委員長の方から報告願うことにしている。

② 課外活動施設の整備について

このことについては昨年6月総会に第4常置と合同で「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」を提案し、承認が得られたので早速文部大臣に提出した。しかし、この要望書はいわば総論的な内容の要望であったので、その後、第3常置ではこの要望書を土台にしながら課外活動施設の拡充という問題について検討をすすめてきた。課外活動施設の基準面積については、文部省の学生課が昭和40年に出した「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」の中でも触れられてあるが、これが現在は実状にそぐわない面もあるので、その改訂についての要望書を提出しようとするものである。目下その基礎調査を終ったので、その原案をまとめ次回に提案したいと考え

ている。

(4) 第4常置委員会(山岡委員長)

① 学寮の経費負担区分の問題について

この問題について目下第3常置と合同で検討している。この問題の経緯を簡単に申し上げると、先般会計検査院から会計検査の結果にもとづき、学寮運営経費を大学が代替負担していることに関し文部省ならびに該当の29大学に対し厳しい是正措置を通知してきた。これに対し各大学は個々に会計検査院に回答を提出したが、学寮にはそれぞれの伝統と特殊事情があるので、その回答内容は区々であったと思う。

ところで、学寮問題については第3常置と第4常置の合同会議でかねてから長期にわたって検討をかさね、資料15「今後の学寮のあり方(参考資料)」のような見解を取りまとめている。この「見解」は合同会議としてのコンセンサスを取りつけるまでには至らなかったが、各大学の参考になり得るものと考え、去る58年11月の総会の下承を得てこれを「会報」に掲載し公表した。

これをもって学寮問題の検討は一区切りをつけたわけであるが、その後会計検査院の検査が行われ、上述のような問題が出てきた。そこで、合同会議としては、この経費負担区分の問題についての国大協の基本的態度がまとまるものであれば、この際公式発表をしておくのが適切な対応ではないかということになった。その手近な方法としては、この「資料15」を土台にして再度慎重な検討を加え、妥当な修正を施したうえで合同会議の意見としてのかたちを調えるのが適当ではないかと考えている。これについて理事会のご了承が得られれば、小委員会で更に検討したうえで合同会議で意見をまとめ、これ

を次回総会に提案して、学寮のあり方についての国大協見解ということにしたいので、この点についてお諮りする。

以上の提案に関し若干意見が交されたのち、この提案を了承した。

(5) 第5常置委員会(石塚委員長)

① 外国学長招致計画について

これについて昨年度はオーストラリア国の副学長3名を招致したが、本年度はいずれの国から招致するかについて過般の委員会(1月25日)で協議した。その結果、ブラジル国がその第1候補になり、その折衝を文部省に依頼した。ただ、文部省としては、ブラジルは遠距離の国であるから、予算の関係上、従前のように3名分の旅費が出せるかどうかの問題があり、場合によっては2名になるかもしれないということである。しかし、国大協としては2名でもよろしいということは言えないし、また、旅費は自弁でもよいから日本の招致に応じたいという学長が出ないともかぎらないので、その含みも残して文部省に計画をすすめるよう下駄を預けたかたちになっている。

② 有志学長の中国視察計画について

これは第5常置の正式議題ではないが、初めに自費による中国訪問の希望者を募ったところ20名の希望者が出たということである。ところが文部省の方では大学の綱紀粛正が叫ばれているときでもあるということからであろうか、20名の学長が大学を空けて海外出張するというこの計画に対し難色を示している。しかし一方、中国の方では日本の国立大学学長の訪問ということに対し歓迎の意を表している。しかし、中国駐在の日本大使館係官の意見では、20名という数は多すぎるということである。それともう

一つは、国大協が中国から20名の招致を受ければ、その返礼として国大協も中国から20名の学長を招致しなければならないということがあるが、これはむずかしい問題である。それならば、20名を2班に分けて今年度中に訪問することも考えられるが、外務省の方のルートを通してやるのはむずかしい状況である。それで、別のルートを考えてはどうかという意見もあるが、この問題を今後どのようにすすめればよいかご意見を伺いたい。

これについて若干意見交換が行われたのち、経費は自己負担を原則にして、その他の条件をまとめたうえで改めて希望調査をすることになった。

(6) 第6常置委員会（今村委員長）

① 光熱費の高騰対策について

55年度予算における教官当積算校費は、国の財政上の理由から前年度比2%増に止められている。一方、55年に入ってから物価の騰貴は著しいものがあり、更に4月以降においては電力料金、ガス料金など光熱費の大幅な値上げが見込まれているので、大学における研究・教育に大きな支障を生ずることが憂慮される。それで、この際「資料14」のような要望書を文部大臣宛に提出し、必要経費の確保のため特段の配慮をされたい旨要望したいと思う。ただ、これの提出時期については、来年度予算の審議中に提出することは差し障りがあることも考えられる。それで、来年度予算が決まれば特別会計制度協議会が開かれるので、その機会に持ち出すのが穏当ではなかろうかと考えている。

続いて要望書の朗読があったのち若干の修正意見が述べられ、これを承認した。

② 教官研究旅費の問題について

55年度予算では教官研究旅費が5%削減されることになるが、これは研究・教育上に大きな支障をきたすことになる。それで、来る6月総会においてこの問題についてなんらかの意見が出れば、それをふまえ要望書をまとめて提出することを考えている。なお、その前に大学財政小委員会において若干の大学にサンプリング調査を依頼して、その結果をまとめることにしている。

③ 定員削減に伴う事務簡素化について

国大協は、第4次定員削減の段階で大学の窮状を訴え強く反対の意見を出していたが、それにもかかわらず更に第5次定削が実施されることになった。大学自身はこれに対応して可能なかぎり事務の簡素化・合理化の工夫に努力しているが、法規上の制約もあって大学だけではどうにもならない問題もある。そこで、この問題についても大学財政小委員会において問題点を整理して検討をはじめることになっているが、6月総会においても意見を伺うことにしたい。

④ 「大学教官の給与改善についての」要望書の扱いについて

昨年8月に行われた人事院勧告の中に「56歳以上で人事院の定める年齢を超える職員は特別の場合を除き、昇給しないものとする」とあるのに対し、国立大学教官に対してはこの昇給停止措置から除外するよう働きかけてほしいとの要望書が富山大学長から第6常置委員長宛に提出された。それで、これの扱いについて協議したところ、高齢者の給与の頭打ちというのはそれなりにやむをえない問題であろうということになり、第6常置としてはこの要望に対し特に何らかの行動をとることはしないことにした。

⑤ 科学研究費について

科学研究費の支給が昨年もまた非常に遅れ11月になった。これでは研究を進めるうえに著しく支障を来たすので、この問題を特別会計制度協議会に持ち出して意見を述べることにする。

⑥ 在外研究員の旅費について

在外研究員の旅費は従来12カ月分が支給されていたが、予算の都合でこれが10カ月分に削減されるようになった。このことはやむをえないとしても、10カ月を過ぎた後私費滞留した場合には帰国旅費は支給されないということである。このようなことは必ずしも適当とは思えないので、この問題も特会協議会において善処方の要望をしたいと考えている。

以上の報告に関連し次の問題が提起された。

定員削減に伴う事務簡素化に関連する問題であるが、最近学部改組に伴い学部が分離しても事務組織は一本のままで事務長は1名しか置かないという事例がある。しかも、これが固定化しつつあるという状況がでているので、この問題についても何等かの対応を打ち出すべきではなかろうか。

ついでこの問題の扱いについて意見交換が行われたのち、この問題は大学の組織・制度に関する問題であるので、第1常置において事情を調査し検討することになった。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(石塚委員長)

① 大学病院における臨床研修のあり方について

これについての中間報告が出され、文部省から各大学にこの中間報告に対する意見があれば3月中に提出するよう通知が出されている。そこでこの問題について協議した結果、各大学の回答が出揃った段階でその意見をみて、議題に採り上げ協議するという結論になった。

② 医学教育振興財団について

これは私立大学を中心に設立された財団であるが、この財団から国立大学に加入の勧誘があった。ところで、これに対する文部省の方の見解は、この財団は私立大学における医学教育の振興だけを目的にしているのではなく、国立大学も含めてのものとした意向のようである。またこの財団は、卒前卒後に亘る研修も含めて医学教育の振興に寄与しようというものであるようだが、これについては卒前卒後の医学教育を文部省と厚生省がどのように担当していくかという問題がある。

この医学教育振興財団の問題について、一昨日同財団の懸田理事長と会談を行った。その際、この財団の組織は既に出てしまったかたちになっていて、最早国立大学の参加する余地はないような組織になっているという点、また、この財団の趣旨は結構なものだがなぜ私立大学だけで設立したかという点、などについて考えを質した。これに対して次のような説明があった。財団を設立するには資金がなくてはならないが、国立大学はその資金が出せないであろうということから、とりあえず資金を出せる私立大学を中心に設立してスタートしたということである。そうして今回、国立大学も一定額の会費を負担して参加するとなれば、現在の組織を全面的に改組して、国立大学も含めた組織に改めるという前提で意見がまとまっているということである。

以上のような経緯であるが、この問題は実際には医科大学、医学部に関わる問題であるので、まず医学部長会議において、文部省もこれに加わって十分討議してもらい、そこで賛成の意見が出されれば、われわれとしてもその方向に進めたいと考えている。

なお、もう一つの新設医大の病院のベッド数の問題については、新設医大側のこの問題についての意見がまとまった段階で、更に検討したいと考えている。

(8) 教養課程に関する特別委員会

(岳中委員長)

① 教養課程のあり方の問題について

昨年11月総会において、教養課程の問題を検討するための資料として、一般教育の評価に関する資料（一般教育についての教官・学生あるいは卒業生を対象にしたアンケート調査）および教養課程についての改革案の資料等の提供方をお願いしたところ、多数の大学から送付いただいたので、目下小委員会においてこれを分析し集計をすすめているところである。まとめり次第報告することになっている。

② 高校の学習指導要領改訂に伴う問題について

今回、高校の学習指導要領が改訂されることになったが、これに対応して大学の教養課程をどうすべきかという問題がある。しかし、現時点では、新しい高校の教育課程の施行によってどのような学生が大学に入学してくるのか分からないので、教養課程のカリキュラムの編成やその教育内容についての具体的な検討をすることができない。それで、第1常置および第2常置の審議の進行状況をみながら、実質的な検討に取り組みたいと考えている。

(9) 教員養成制度特別委員会（須田委員長）

① 一般大学における教員養成の問題および教員養成学部における大学院の問題について

この問題に対しては、国大協として何かを提言できることはないかという課題をもって、アンケートの結果を基に小委員会において検討を

すすめているが、その資料が足りない面もあるので「大学における教員養成」についての教育系大学・学部に対するアンケート（3月25日回答）を依頼している。ご協力をお願いする。

② 兵庫教育大学に関する日教組大学部との意見について

この問題は会長の会務報告にもあったように、兵庫教育大学のことについて日教組から申し入れをしたいという申し出があったので会見した。その要点は、兵庫教育大学が現職教員を修士課程に入学させる場合に、その所属長の同意を要するという前提があるが、これは大学本来の自治を歪めるものであるので、これを撤回さすべきである。また、このような大学を国大協の構成メンバーに入れているのは適当とは思えないので、何等かの処置をされたいということであった。申し入れの内容は的はずれた話であったが、これについては申し入れがあったことだけを専門委員会では披露はするが、特にいまこれについての対応は考えていない。

なお、関連して大学設置審議会のことについて一言したい。教育系大学・学部においては博士課程が置かれていないが、これの設置を要求する際、設置審よりその専攻について注文をつけられるが、教員養成系の大学では学部の組織自体が教科で区切られており、設置審の注文に応じられないような体制になっている。この点は問題と思われるので機会をみて申し入れたいと思っている。

(10) 創立30周年記念行事準備委員会

(香月委員長)

国大協30周年記念行事の実施計画は順調に進行している。ところで、これが実行に要する経費は初めに予定した予算額を超過する見通しに

なった。けれどもその事業は最小限質素な内容のものに止めて計画をすすめている。なお、記念講演は和達学士院長にお願いすることにした。また、記念誌の原稿はほぼ出揃ったが、未提出の向きがあればなるべく早くご提出をお願いする。記念品（ネクタイピン）は東京芸術大学の山脇名誉教授に製作を依頼した。

(11) その他

会長から次の報告があった。

① 中国の学部留学生受入れについて

これについては、文部省が選考試験を行いその結果をみて大学が受け入れを決定するかたちになっている。しかし、これでは大学は全く関与しない試験の結果を信用させられることになって好ましくないので、大学も選考試験に関与すべきである旨の申し入れをした。ところが、本年度はその準備が間に合わないで、その便宜的措置として大学側も試験に立ち合い、なお、中国の授業状況も視察してくることになり、国大協から大阪外国語大学の伊地智学長（中国語）、東京大学の肥田野教授（教育心理学）の2名が派遣されることになった。

その報告によれば、中国の学生はよく勉強し

ており、試験の結果も優秀であるということであった。なお、共通1次試験の問題の一部について試しの試験を行ったところ、その平均値は日本の受験生より高い水準の結果が出たということであった。また、日本語の能力については、日本語の講義のノートもとれる程度であるとのことである。

② 国際大学協会の総会について

国際大学協会の総会（5年に一度の開催）が、今年8月マニラで開催されることに関し、文部省は国大協のなかから4名を出席させるよう申し入れてきた。

については会長・香月副会長・石塚第5常置委員長（以上文部省指名）および国大協の諸事情を考慮のうえ今村第6常置委員長に出席願うことにしたので、よろしくご了承願いたい。

③ 特別会計制度協議会委員の交代について

これについては岡本埼玉大学長が退官されたので、その後任を畑群馬大学長にお願いすることにした。

以上をもって本日の議事を終り、閉会に際し宮島筑波大学長（監事）から退官の挨拶があり、これに対し会長より、永年の協力に対する謝辞が述べられた。

日時 昭和55年1月22日（火）13：30～16：30

場所 国立大学協定会議室

出席者 小坂委員長

吉田、山田（守）、前田、秋田、金勝、猪、川上、橋爪、山田（敏）、須田、幡、具島、岳中各委員
白田、坂井、安盛、高田各専門委員

第1常置委員会

小坂委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。
このたび北村（前）委員長のあとを承けて委

員長に就任したので、よろしく願います。

本日の議題はご案内したとおり、①「高等教育の計画的整備について」の検討、②第2常置

委員会よりの申し入れについて、③その他、の三つであるが、「その他」の議題としては是非お諮りしなければならない案件があるのでご了承いただきたい。

以上の挨拶が述べられたのち議事に入った。

【議 事】

1. 「高等教育の計画的整備について」の検討

初めに委員長から、この議題の経緯について次のように述べられた。

昨年12月、大学設置審議会からのこの答申が出される際に、文部省から最終的に決った答申の原稿を貰うことができたので、早速そのコピーを各位に送付し、予め検討をお願いした。その後この答申は印刷物となって刊行され、これには昭和51年3月に発表された前期計画の答申も収録されているので、本日の検討の際には、前期の整備計画との関連も考えて検討していただければ幸いである。

国大協としては、この高等教育の計画的整備の問題については、9月の第1常置委員会でその「中間報告」に対する詳細な検討が行われ、それを基に第1常置委員長名をもって、高等教育計画専門委員会の天城主査宛にく「高等教育の計画的整備について」（中間報告）に対する見解>として所見を提出しておいた。そこで、第1常置の見解と、この答申との間のかみあい、その他について忌憚のない意見交換をお願いする。そして、この問題の今後の取扱い方についてもご協議をいただくことにしたい。

それではまず、本委員会の「見解」の取りまとめに当たられた白田専門委員から説明を伺うことにしたい。

続いて白田専門委員から次のように述べられた。

昨年6月18日に高等教育計画専門委員会の中間報告が出されたので、第1常置はその内容を検討して見解をまとめたが、本日の検討に当たっては、その中間報告と今回の正式報告との間にどのような変化があるかということ、およびそれに対して第1常置の見解がどのような作用を及ぼしているか、ということを検討するのが適当ではないかと思われる。そこで、中間報告と正式報告(その原稿)を対照してみれば、次のように内容上の違いを指摘することができる。

「まえがき」について

中間報告では高等教育費、大学院の整備等の問題については触れていないと述べ、実際にも触れてはいなかった。しかし、正式報告の中ではこれが取り上げられている（I「前期計画による整備の進行状況等」の3と4）。そのほか、後期計画期間における計画的整備の方向と内容についての明示がなされている。

I 前期計画による整備の進行状況等

ここでは、前述のように、3. 大学院の整備、4. 高等教育費の推移が追加されている。この二つは中間報告ではみられなかった項目であるが、第1常置はこの二つを是非取り入れるよう要請した。

II 後期計画策定の考え方

ここの3.のところに「高等教育の多様化と質的充実」とあるが、「質的充実」という言葉が新たに付け加えられ、これに関する記述が3—(5)として付け加えられた。

III 後期計画の内容

ここの2.「高等教育の構造のためにとるべき措置」の(3)として大学院の整備に関しての

記述が新たに加えられている。

以上が中間報告に無かったもので今回新たに追加されたものである。

そのほかのところは中間報告そのままの内容で、表現上の変化もみられない。

次に、今回新たに付け加えられた「大学院の整備」および「高等教育費の推移」ということの内容が本日の討議の中心にもなると思うので、その問題点を指摘しておきたい。

① 大学院の整備

I-3で大学院の整備のことが述べられており、ここで前期計画期間における整備の状況を別表に基づいて説明し、研究科の数が年々増加していると言っているが、これには国立大学と私立大学の区別がされていないので、量的な面でも国立大学の上昇変化があったのかどうかという点の内容は明確ではない。そのほか大学院の整備ということについての基本的な考え方としては、「現存の大学院というものが戦後の新しい大学院制度および学位制度の意義や役割を十分理解していないこと」また「教育や研究指導が組織的、体系的な計画に基づいて行われていない面があること」などを指摘して、大学の方でそれに見合うような努力をすべきで、量的な拡充はしないという姿勢を示している。そして、われわれが問題としている従来の大学院の問題点の指摘、大学教育における大学院の位置づけ、社会に対するかかわり方、ことに研究費の充実あるいは研究施設の整備等のことについては全く触れられていない。

② 高等教育費の推移

次に、高等教育費の推移についても、予算が年々増加されてきて、その国民所得に対する比率は1.49%となり、これらの比率は漸増

の傾向にあるとして、国として十分考慮している点を述べているが、別表の数字をみるかぎりでは、学校教育費全体に対する高等教育費の比というものは低下してきており、また増加している高等教育費の内容も、その大部分は私立大学の拡充に充てられていて、国立大学については、物価上昇を勘案すればむしろ実質的には低下を辿っていることになる。しかし、「報告」ではそのような一面には触れられていない。したがって、第1常置が前回出した要望事項については、大学院あるいは高等教育費の問題は取り入れられてはいるものの、その内容的な汲みとりはなされてはいないような感を受ける。

以上のような説明に関して次のような意見交換が行われた。

○ この問題についての前回(54.9.10)の第1常置での結論としては、次のような四つの問題があると指摘していたように思う。

その1は、18歳人口ということだけに主眼をおいて高等教育の整備を論ずることは適当でない。

その2は、高等教育の質的向上を図るのであれば、具体的には教員の質の向上ならびにその数の確保ということが必要である。なお、質的向上のもう一つの要件として私大の水増し入学をやめさせるべきである。

その3は、大学院は毎年増えつつあると言われているが、これは理科関係だけであって文科関係の大学院は殆ど増えていない。

その4は、放送大学との関係である。放送大学が出来ることになれば、大学あるいは学部というものは放送大学との関係において考えなければならない。

しかし、「報告」ではこのような点について触れていない。質的向上を図るにはどうすればよいかが重要課題である。

- この完成した答申の中味を検討して、第1常置として今後どうしようというのか。
- そのことは、51年に出了た前期計画の答申の場合も問われた問題である。すでに正式に出してしまつた答申の中味を検討して修正意見を出してみても、それは無意味である。しかし、この答申の中味は今後実行に移されていくのであるから、その実行段階のところでは第1常置は国立大学の立場から、意見があれば述べることは出来ると思う。とにかく答申の中味を検討してみても、そのうえで今後の対応を協議することにしたい。前回の場合も、答申が出た後に大学院問題について文部省と折衝し、それなりの成果があつた。
- 国大協としては、国立大学の立場から高等教育の理念、大学院問題、高等教育費等の問題を検討して見解をまとめ、提言を行うべきである。
- この答申では、高等教育の計画的整備について何が問題であり、それをどうすべきかというようなことが何も出ていない。「まえがき」のところに「……基本的な方向と規模の目途を示そうとしたものである。」とあつて、その結論は「IV 後期計画を推進するための方策」ということであろうが、その内容は通り一遍のものである。そのほか、この答申には二つのことが欠落していると言える。

その第1点は、高等教育には研究という一面がなければならないが、そのためには教官の質の向上ということが重要な問題である。それなのにこの点については全く触れられていない。

第2点は、21世紀への展望ということを見て点において高等教育というものを考えれば、国際的な観点というものを高等教育のなかに取り上げなければならないのに、その点については僅かに触れているにすぎない。

- この「高等教育の計画的整備について」は、高等教育を全体として眺めた場合の意見を述べたもので、既存の国立大学をどのように改めるかということについては抽象的には触れてあるが、参考になるものは殆どない。そこで、国大協としては、これからの国立大学はいかにあるべきかということを根本から問い直す必要がある。今回の学習指導要領の改訂によって、小・中・高校では、ゆとりある学校生活により人間性豊かな生徒の育成を図るというように教育の基本方針が変ってくるようであるが、それに対して大学は従前どおりの教育でよいのかという問題もある。また、国の政治・経済や国際社会が変貌しているのに大学教育だけは依然として旧態に止まらつていてよいのかどうか。少なくとも国立大学についてはこのようにあるべきではないかという、何かがあつてもよいのではないかと思う。しかし、この答申としてはこの問いに対する答えは書きにくいことであろう。大学院問題についても、また高等教育費の問題についても、私立大学を含めての充実、発展というように述べてあるにすぎない。したがつて、第1常置としてはこのような状況のなかで国立大学はいかにあるべきかという問題について検討しなければならないのではない。そうでなければこの答申の中味については議論のしようがないし、参考になるところも少ないと思う。

- 前回の答申の場合も同じように抽象的な内

容であったが、その後の実行過程では抽象化の裏面にあったことが具体化されている。したがって、この問題の今後のすすめ方としては、この答申の中味を慎重に検討し問題点についての考え方を明らかにしなければならない。例えば、この答申では、大学院は年々増加し学部数に対する研究科数の割合は68%になっているとあるが、これは1学部（とくに理科系）だけにある博士課程を1大学の大学院とみなした割合である。また博士課程の増設についても、医学や歯学のものを含め、また、比較的簡単に設置を認可した私立大学の大学院の数を含めた概括的な統計である。そのような点を綿密に検討する必要がある。

- 前期の報告の場合も国大協は中間報告に対して意見を述べ、更に最終答申に対する見解も出している。この「高等教育の計画的整備について」の答申は、前期の場合も今回の場合も高等教育の基本理念というものは明らかにされておらず、また、計画的整備の点についても問題がある。とくに大学院の整備や高等教育費については、どの程度が然るべき姿であるのか何も示していない。その他、前回の答申で問題のあった高等教育機関のブロック別配置計画、高等教育の規模の目途については、今回の答申でも同じような欠陥がみられる。とくに高等教育の基本理念や教官の質的向上という重要な点について全く触れていないので、この問題については意見を述べるべきである。総じて言えば内容的には今回の答申の方が前回のものより抽象論が多く漠然としているので、第1常置は前回以上に国大協の希望なり意見なりを開陳すべきではないかと思う。

- この答申は、高等教育全体の計画的整備に

ついて述べた報告書であるので、この種の報告書の内容としてはこのように抽象的なかたちで出るのが自然であろう。文部省としては、前期計画を、前期の答申にのっとって実施を進めてきたので、後期計画についても同様に措置するであろう。したがって、第1常置としては前回に検討した多くの問題のなかでとくに重要と思われる幾つかの事項を重点的に選び出し、その点について強く訴えていく必要があろう。

- この答申の中で「多様化」とか「柔軟化」という言葉がよくつかわれているが、これは各種の大学ないしは高等教育機関を設けて国立大学の質的向上を図ろうということであろうか。それが「開かれた大学」ということであろうか。国立大学も開かれた大学にするという考え方はわからないわけではないが、国立大学の質的向上ということとは相反する理念である。
- その点についてはこの報告には「放送大学、大学通信教育、専修学校その他の高等教育レベルの多様な教育形態を含む広い意味のものとして把握し、……」というように述べられており、従来の大学だけが高等教育の場ではないという考え方になっている。
- 各大学が一つの講座（あるいは一つの学科目）の新設、あるいは不完全講座の充実を数年かけて要求しても容易に認められないのに、放送大学その他の新構想の教育機関は次々に設置が進められている。それならばなぜ各大学の要求を容れて、それを有機的に考え高等教育の多様化に結び付けようとはしないのか。この答申に関し、これまで高等教育の基本理念の問題、財政の問題、教官の質的向上の問題、数値的な問題等が指摘され論じら

れているので、これらの問題を具体的に検討し意見をまとめて出すことにしてはどうか。

- 大学は高等教育だけを行う機関ではなく、研究という大きな使命も担っている。そして、その研究も、教育のための研究のほか、研究のための研究ということも大学には課せられている。ところが、そのような大学の基本的使命というものが、この報告書の「大学院の整備」や「高等教育費の推移」のなかでは十分に引き上げられていないように思う。

- この報告書に関しては二つの問題が考えられる。その一つは、この報告書は高等教育の基本理念ないしはあり方について触れていないとの指摘があるが、この報告書を作成した大学設置計画分科会で高等教育の基本理念を根本的に検討することができたのかどうかという疑念がある。おそらく、この計画分科会は高等教育の基本理念についても検討しなければならないと考えたのであろうが、そこまで立ち入ることができずに現状を肯定したまま、今後の計画的整備の方向を示したのではないかと思う。高等教育の基本理念を本格的に検討するのであれば、この計画分科会とは別の委員会が必要になるのではなかろうか。

もう一つは、この報告書が出てしまった後の対応をどうするかという問題である。前期の場合にもそうであったように、文部省は大学の今後の整備計画を現実の行政レベルに乗せる場合には、この報告書を一つの拠所にすることになる。したがって、国大協はその時点で考えられる国立大学の問題を検討して指摘しておくということが、現段階における重要課題である。

- この報告書に対する意見を出し合ってみても、ここでは仲々まとまらないのではないかな。すでに中間報告に対する意見を出しているのであるから、いまそれ以外のことで意見を出しても余り意味はないのではないかな。したがって、中間報告に対する国大協の意見を主体にして、そのほかに重大な問題があればそれに対する意見を小委員会の方でまとめてもらうことにしてはどうか。

- 第1常置がさきに出した中間報告に対する見解が今回の最終報告に若干反映されたが、それは「大学院の整備」と「高等教育費の推移」の二つの項目が追加されたことだけである。しかも、高等教育費については、「前期計画による整備の進行状況等」の中の1項目として、その推移を紹介しているだけであって、今後の計画のところで取り上げているわけではない。また、大学院についてはきわめて抽象的な記述に止まり、また地域格差の是正についての考慮は払われていない。総じて大学院の整備については前向きの姿勢があるようには受け取れない。前期計画の答申の際には、第1常置としてはこれに対する意見を提出し、その後も大学院問題について検討して問題提起をした。それで今回も、中間報告に対する第1常置の見解が最終報告にどの程度反映されているかを検討し、要望事項があればこれを取りまとめ、個々の問題について検討して問題提起をするようにしたらよいと思う。

- 大学院の設置について、前回の報告では、地域配分の考え方をとっていたが、今回はその考えをとらないことがはっきりした。これは国大協の提言による具体的な成果であったと思う。

○ この最終報告が出た後、国大協としては何をすべきかということであるが、設置計画分科会に対しては国大協は意見を述べているのであるから、これ以上この報告に対する批判などを述べる必要はない。今後はこの答申が行政レベルで具体の執行に移されていくので、むしろ行政官庁としての文部省に対し執行上の問題点について、これまでの経過を述べ要望をするのが筋ではないかと思う。

○ そのとおりだと思う。前回の際は、50年11月6日に中間報告が出され、翌年3月15日に最終報告が出された。それに基づいて第1常置は検討を行い、同年6月22日にこれに対する見解を取りまとめて文部省に提出した。そこでは、整備計画の基本方針と整備計画の内容について意見を述べている。今回の場合もそのような措置が必要であらう。

○ 前期と今回の一連の報告をみれば、高等教育の整備計画の方針そのものの建て方に基本的に疑問がある。そのことは中間報告に対する第1常置の意見にも反映されている。例えば、大学等（短大、高専を含む）の進学率の推移をみると37%という数字が出ているが、これは日本の将来の社会構造を考えた場合の妥当な数字であるのかどうかについては、基本的な検討がなされておらず、その数値の妥当性についても示されてはいない。この数字は単に人口の動態の推移に伴う予測を示したにすぎないのであって、将来に対する積極的な姿勢は示されていない。そのような問題は、この報告書の随所にみられる。そこで、この報告に対する国大協の今後の対応の考え方としては、国立大学の立場に立って具体的な問題に絞って検討し、行政官庁としての文部省に要望していくべきではないかと考える。な

お、大学院について若干の考察が加えられていることは一つの進歩だと評価できるが、これからの高等教育は大学と大学院を含めた総合的な教育の場として考えなければならないと思うので、大学院の位置付けを明確にする必要がある。

概ね以上のような意見交換の後、委員長から次のようにまとめの提言があり、了承された。

これまで、中間報告に対する第1常置の見解がこの最終報告にどこまで取り上げられているか、また、それをどう評価すべきかについて意見を伺ってきたが、第1常置の見解とこの報告の中味には幾つかのちぐはぐな問題のあることが指摘された。そこで、その見地から、まず専門委員の方で今日の議論をふまえて問題を整理してもらい、それを基にして次回に今後の対応を協議し、文部省に対する要望をまとめることにしてはどうであろうか。なお、この取りまとめの時期は、第1常置の要望を56年度の予算編成に反映させなければならないので、来年度の概算要求時期までを目標とみておくことにしたい。

2. 第2常置委員会よりの申し入れについて

初めに委員長より次のように述べられた。

このたび、第2常置委員長から第1常置委員長宛に「昭和57年度よりの高等学校学習指導要領改定に伴う大学における一般教育の充実について」という申し入れがあった。これは、昭和57年度より高等学校の学習指導要領が改訂されるため、共通1次試験のあり方の見直しをする必要が生じたが、これは単に入学試験のあり方のみでなく、大学における教育のあり方、特に一般教育のあり方にも深く関わるので、その点

について第1常置で検討してほしいという趣旨のものである。それで、このことについてご協議いただくわけであるが、まずその申し入れを朗読することにする。

ついで事務局において朗読があった後、委員長からこの問題の経緯について次のように説明があった。

前述のように高等学校の学習指導要領が昭和57年度から改訂されることになり、それに伴って大学の入学試験のあり方、さらに大学の教育、とくに一般教育のあり方が問題になってきた。国大協ではこの問題を受けて第2常置が検討に入り、また理事会でも話題になったのであるが、この問題の検討資料になるものとしては、昭和53年8月に出された「高等学校学習指導要領」と同54年6月初中局から出された「高等学校学習指導要領解説総則編」(案)というのがあるだけであって、これ以上の材料は何もない。そうして、開くところによれば、この「解説」に基づき高等学校の教科書の作成を始める段階であるということである。しかも、この「解説」によれば、小学校・中学校その次に高等学校というように、初等教育の方から順を追って教育方針の大きな改革が行われるということで、大学としてもこの流れに沿ってその教育のあり方についての態度を決定しなければならないことになる。

以上のような経緯であるが、この申し入れ書を第2常置委員長から受けたときは、この問題については「教養課程に関する特別委員会」とも相談しながら進めることになろうから、かなりの時間をかけてもよいのではないかと考えていたが、向坊会長の意向を伺ったところ、この問題は急いで結論を出してもらわなければならないということである。その理由というのは、

今度のこの学習指導要領の改訂は、単に共通1次試験の内容の改正に止まらず、その存廃にも関わる問題を含んでいるからであるということである。

これまでの共通1次試験は、高等学校における基礎科目(必修科目)に基づいて試験を実施し、それで高校における学習達成度をみ、第2次試験で選択科目の範囲からの試験を行って志望学部(学科)に対する適性をみ、その両者を総合して入学者を選抜するという建前をとってきた。ところが今度の新教育課程では、高校で当然学ばなければならない基礎科目を1年のうちに終えて、2年・3年では選択科目を学ぶということになっている。そこで、どこに基準を置いて共通1次試験を行えばよいかという問題が、第2常置の検討課題となった。しかし、この多様化される高校の教育課程は、単に共通入試の方法、内容に関係するのみでなく、そのような教育を受けこれに対応する共通入試を受けて入学してくる学生を大学の教養課程でいかに教育するか、そしてこれをいかに専門教育課程と結びつけていくかというむずかしい問題にも関わってくる。そのような面倒な問題が出てくると、それなら共通1次試験を廃止して大学は大学としての立場に立って各個に試験を実施するという方向に向っていくことも懸念される。そうすると、この問題は第2常置だけで結論を出すことはむずかしいことになる。ところで、この問題の対応については、今回の学習指導要領改訂の方向付けからすれば、少なくとも来る11月開催の国大協総会に、この問題に対する最も基本的な方針だけは決めておかねばならない。そのようなことから、この問題を、第2常置のみでなく、第1常置でも、また「教養課程に関する特別委員会」でも早急に検討を開始

してほしいということである。以上のような事情であるので、この問題をどのように検討したらよいか、また第2常置との関係をどのようにしたらよいかなどについてご審議をお願いしたい。

続いて、岳中委員（教養課程に関する特別委員会委員長）から教養課程に関する特別委員会での、この問題に関する審議状況も含めて次のように述べられた。

教養課程に関する特別委員会の方にも同じような申し入れがあった。そこで、取り敢えず小委員会に話題として提案したが、そのときの議論では、昭和60年度から新教育課程を終えた学生が大学に入学してくるのであれば、それほど急ぐ問題でもないとの意見もあった。また、もし急いで結論を出さなければならないということであれば、一般教育の内容にかかわる問題に関しては第1常置と合同の会議で検討してみてもどうかとの意見もあった。当日は何の資料もなしでの話し合いであったが、次のように二つの意見があった。

その一つは、高校の教育課程が変わったからと言って大学の方まで変える必要はない。例えば、戦時中のことではあるが、旧制高校の文科を出て理科系の大学・学部にかなりの者が入学した。けれども、彼等は専門の教科を十分マスターして、今では立派な研究者あるいはその他の職業人になっている者も少なくない。

もう一つは、大学の一般教育が定着しないまま空洞化していると言われているので、この機会に一般教育の内容も、そのあり方も根本的に改めてはどうかということである。

このように極端な二つの意見が出たが、57年秋には第2常置の方からこの問題の視点についての提案が出されるということであるから、そ

れをみたうえで大学の一般教育の問題は考えてもよいのではないかと考えている。とにかく、現在のところは検討資料もなく、何をどういうように検討すればよいのか分からないという状態である。

以上のように本問題の経緯の説明が述べられたのち、次のような意見の交換があった。

○ 新学習指導要領によれば、全ての高等学校が1年のうちに履修させなければならない必修科目と、各高等学校ごとに決めることのできる必修科目というものがあるのではないかなと思う。したがって、共通1次試験の試験科目に何が取り上げられるかによって、高校側で決める必修科目が決まることになる。このように新学習指導要領によって影響を受ける面と、大学入試によって影響を受ける面とがある。大学としては、大学の使命というものがあるので、大学が学習指導要領から影響されるということではなく、独自の立場で考えてよいのではないかな。

○ 高等学校の立場から言えば、大学進学の方角として例えばAコース、Bコース、Cコースというように幾つかの進路を考え、そのほかに高校の種類によっては職業コースあるいは英才教育コースというものを考えることになろう。ところが、大学としての立場から考えて、現在の共通1次試験と同じ程度の学力試験を行うとなれば、高等学校の方は、高校1年から次の選択課程に移る間に共通1次試験のための学習をさせなければならなくなる。しかも、それに加えて第2次試験の準備もさせなければならない。そうすると大学進学を志望する高校生は生活のすべてがその方向のみに狭められることになる。ところが、

新学習指導要領はゆとりある学校生活を主体にしているので、そこに大きな矛盾が起きることになって、場合によっては共通1次試験は廃止して、以前のように各大学ごとの入学試験をすればよいのではないかという議論にもなりかねない。そうすると、高等教育の正常化という理念のもとに発足した共通1次試験というものの根本理念が覆えることになるので、共通1次試験の狙いはこれまでの位置付けでよいのかどうかという問題になる。

○ その問題は、国立大学としての高等教育の理念は何かという問題にかかってくるのであって、一般教育の内容や組織の問題だけで論じられる問題ではない。つまり、6・3・3・4制における最後の4年間の教育を、大学が引き受けているという見方をするのが新しい教育制度である。ところが、国立大学はこれまでその考えに立ってきたわけではなく、共通1次試験にしてもその考えのもとに行っているのではない。したがって、国立大学がこの新学習指導要領に則って、大学教育を考えるということになれば、国立大学の理念をはじめ、一般教育の内容、組織その他すべてのことを変えなければならない。

○ そのように大学の理念が確立したうえでなければ、この問題に入ることはできないであろう。したがって、一般教育も含め、大学教育というものは現在のようなあり方でよいのかどうかという基本的な理念を先に確立しなければならない。とにかく理念問題を先に片付けておかないと、新学習指導要領を基に教科書が出来るなどの現実問題だけが先行して混乱を起こすことになる。そうならば共通1次試験の存在意義も分からなくなる。そうして、この問題を根本的に問い直すところは第

1常置であり、あるいは第1常置は「教養課程に関する特別委員会」の方の考え方も併せて考えなければならないのではないかということで、この問題を受け取ったのであるが、その根底にはいま論議されているようにむずかしい問題がある。

○ 入学試験のこともさる事ながら、新学習指導要領によれば高校の教育レベルはおそらく低下するであろう。そうすると、大学の一般教育は、現在の組織でこれをカバーする教育を施すことが出来ないで、組織を変えなければならないことになる。そのようなことから、この問題が第1常置の方にも回されてきたということであろうが、そうだとすれば大学としては新学習指導要領を踏まえた大学の教育方針というものを先ず明確にしなければならない。

これまで大学側と高校側（小・中学校も含め）との連携は不十分で、両者の間には大きなギャップがあり、そこに問題の原点となるものがあると思う。小・中・高校・大学を一貫してどういう教育をするのかという問題が決まらないかぎり、この問題の解決はむずかしい。

○ 国大協の11月総会のあとで行われた文部省と国大協との懇談会の場で、その問題が話題になったが、初中局側の説明と大学局側との説明にはズレがあり、これに対し、事務次官は、大学局と初中局との中間領域に関する問題は、事務次官の裁量で処置するとの話であった。

○ 第2常置からの申し入れの趣意は、現在、小学校・中学校および高等学校を通じて全部の教育内容が根本的に改革されようとしているので、大学入試のあり方のみならず、入学

後の大学教育の内容についても改めて検討する必要があるという意味のようである。

- この申し入れ書の趣意については、委員長から第2常置委員長に間いただきますことにしたい。

- 新学習指導要領によれば、高校の教育は多様化されたものになるので、共通1次試験の内容も多様性のある選択メニュー方式の試験にならざるをえない。そうでなければバラエティをもった履習の程度を測定することはできない。しかし、大学が独自の考えに基づいて第2次試験に対する態度をはっきりさせれば、高校側に必然的に大きな影響を与えることになり、高校は国が決めた必修科目のほか、第2次試験のための必修科目を履修させなければならなくなって、実際にはこれまでとあまり変らない結果になる。

- もしそうなれば、共通1次試験というものの意味はなくなることになり、また「ゆとりある教育」という新学習指導要領の精神も活かされないことになる。

- 高校の教育課程が改訂されるが、これは直ちに大学の「一般教育の内容、組織の大幅な改定を必要とする」ということに結び付くものではない。「申し入れ」では「改訂の影響は、単に大学の共通1次ないし各大学の2次試験の対応によってのみ解決しうる問題でなく……」と述べているが、仮に共通1次試験がレベルダウンの方向で改訂されたとしても第2次試験は大学の方で従来どおりのレベルを維持するということもありうる。それらの点について第2常置は考えたのであろうか。

- 学習指導要領の改訂によって、共通1次試験のレベルにしても教科目にしても、これまでとは違ったものが考え出されることになる

うが、その場合に新教育課程による高校教育と、従来の大学教育とのバランスが取れなくなるので、大学の方もこれまでのような考え方でよいのかどうかを考えてもらう必要があるということから、今回の申し入れがあったものと思う。

- 学習指導要領の改訂によって高校の学力がレベルダウンするとなると、従来高等学校で行われていた一般教育のある部分と、大学が必要とする一般教育は、大学の教養課程で行わなければならない。そのためには現在の大学のシステムや陣容ではその実施が困難である。したがって、そこに「一般教育の内容、組織の大幅な改定を必要とするという」問題の結論を得たということではなかろうか。

- 国立大学という枠を離れ、国として中学校および高等学校教育の教育課程の改訂に当たって、これが大学教育に対してどのような関連性をもっているかを検討したのであろうか。例えば従来の学校（大学も含めた）設置基準の改訂などのことが考えられているのであろうか。

- その点については、まだ確かな情報は得ていない。

- 「申し入れ」には「これらの問題は、委員会の担当事項と存じますので……」とあるが、第1常置としてはこの問題を引き受ける能力や限界またはそのあり方についても問わなければならない。国大協全体としてはまだこの問題に対する取り組み方の基本的な検討が十分なされていないのではないか。会長は、この高校学習指導要領の改訂に伴う大学の対応について根本的に検討してほしいとの意向とのことだが、どういう手続きでやれば

よいのか。

- 第2常置の申し入れによって提起された問題の検討を、いま直ちに第1常置が引き受けたということではない。しかし、いずれにしても、この問題には機構的な対応をもって処理に当たらなければならないであろう。
- この問題は大学入試とは関係がないという意見があったが、実際問題としては大学入試から切り放すことはできない。共通1次試験をどのような内容かたちのものにするかは別問題としても、第2次試験を各大学が独自に行うのであれば問題にはならないし、これには文部省なり高校側がとやかく言えるわけでもなく、また、国大協も各大学の第2次試験を一つの枠に嵌め込むことはできない。しかし、高校側は大学の第2次試験のやり方をみて履修課程を考えることになるので、学習指導要領の改訂に伴う問題は大学入試と無関係ではない。
- 一般基礎科目についての学力を必修科目によって判定できれば、第2次試験で何を課せばよいかの検討はできる。そのような考え方で共通1次試験が定着してきた矢先に学習指導要領が根本的に改訂されることになった。それで、今回の新教育課程と共通1次試験が一致するかどうかということが問題となった。
- この学習指導要領の改訂について、大学は関知しない、大学は独自の立場でいくということであれば問題はないが、教育に対する国の方針としては初等教育から大学教育まで一貫しているのであるから、この改訂には大学も関連があって然るべきである。もし大学が従来どおりの大学入試を行うということであれば、この改訂は潰れることになる。そうし

て従来どおり入試専門の高校が存在することになるだけである。したがって、この問題は大学の対応はいかにあるべきかということが問題になるのではないかと。

- 大学入試の再検討に当たっては、大学としては国際化時代に対応する教育レベルの維持という観点からも入学者選抜を考える必要がある。大学は、大学院も含め総合的に考えていくという大学教育の立場からみれば、一般教育に対するリクワイアメントの問題は当然でてくる。そして、その問題と、今回の学習指導要領改訂によって、高校以下の方から上がってくる教育内容との間の連続性を、どういうふうに保つかということも考えなければならない。世界の教育レベルに伍していくことの必要性を認めるなら、以上の点も検討のファクターとして考えなければならない。そうして、第2次試験については、大学の個性が反映して少しも差し支えないと思う。
- 工学系の立場から言えば、将来の日本は技術をもって立ち行くほかにはないと思う。ところで、日本の大学の教育レベルはかなり高いものであるが、社会に出てからのイノベーションはやってはいない。これは制度の問題でなく鍛練の問題である。本来、エデュケーションということと教育ということは全く別のオペレーションであって、教育は教え込むことであり、エデュケーションは考える力を育てることである。したがってイノベーションをやるためには教育は有害である。一般教養というものは人間が社会に出てから実際生活をするなかで身につければよいのではないかと。日本の共通1次試験はアメリカの入試制度を模倣したものであるが、詰め込んだ一般教養の知識の量を計る試験であって、考える

力のあるなしを計る試験ではない。詰め込んだ知識の量を計る試験としてのレベルは、アメリカのゆとりある教育を前提にした試験より遙かに高いものである。しかし、アメリカでは大学に入学してから急に絞りをかけるというかたちをとっているし、社会に出てからは日本人より盛んにイノベーションをやっている。日本においても少なくとも技術関係の専門領域においては、どうすればイノベーションをやれるかを真面目に考えなければ将来が危ぶまれるのではないかと思う。

- 第2常置委員長から第1常置への申し入れ書の趣旨は、57年度から高等学校の学習指導要領が改訂されることになったが、共通1次試験が従来どおり存続するという前提に立てば、大学教育にかかわるいろいろな問題が出てくるので、一般教育の内容、組織のことについて検討してもらいたいという意味のようである。しかし、この問題は非常に重要な問題であるから、相当大きな組織を設けて根本的に検討すべきではないかという気がする。それはそれとして、本日のところは取り敢えずは第2常置委員長からのこの申し入れに対して、第1常置はどうすべきかということを決めればよいのではないか。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

この議題については今日のところは、第2常置委員長の申し入れに対する対応、あるいはこの問題についての意見のまとめはしないで、もう少し関係の資料を整備し、また申し入れの趣意も十分確かめたうえで検討するというにしたい。

3. そ の 他

◎ 外国人の国公立大学教員任用の問題について

この問題について委員長から次のように述べられた。

この問題は昨年6月18日の委員会において相当論議された問題であるが、この問題を熱心に推進している桃山学院大学の徐教授から、これまで向坊会長ならびに国大協事務局の方に定住韓国（朝鮮）人の国立大学教員任用に関し再三の要望があり、また、先般は私の方にもこの問題の関係資料が届けられた。そのような経緯があるが、今年になってから更に向坊会長の方に書面をもって申し入れがあり、これまでの国大協における検討の経過と今後の検討スケジュールについて文書をもって回答されたい旨の申し入れがあった。これに対して向坊会長からは、この問題については第1常置および第5常置の方で、慎重に審議を進めているところであるということだけの返事をしておくということである。

一方、この外国人を国公立大学教員に任用する問題に関しては、文部省においてもかなり検討され、その関係法案の国会提出も計画されたようであるが、この問題はいろいろな方面に影響のある問題であるので、いま法案として国会提出ができるかどうか微妙な段階にあるということである。したがって、この問題は6月18日の委員会当時の状況から殆ど進展がみられないのが現状である。

以上の説明に関し若干の意見交換があり、この問題については更に検討を続けることとした。

日 時 昭和55年2月26日(火) 14:00~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 斎藤委員長

喜多, 肥田野, 中谷, 安倍, 福原, 末松, 堀部,
奥田, 丸井, 松井, 扇谷, 片山, 吉村各委員
(大学入試センター) 田保橋管理部長

入試教科目改訂専門委員会

斎藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

前回の最初の委員会(54.12.24)では、今回の高等学校学習指導要領の改訂の要点について扇谷、奥田両委員より説明をきき協議したが、これを受けて、その後大学入試センターでは試験教科目等調査研究委員会を2回開催し実務的検討を行った。それで、今日はまずその模様を関係者から説明願ひ、それを踏まえて審議を進めていくことにしたい。なお、この議題は重要かつ複雑な問題なので、フリートーキングの形で種々の視点から十分に検討し結論を導き出したい。

【議 事】

◎ 入試教科目の改訂について

協議に先立ち、委員長から次のように述べられた。

フリートーキングを始めるに際し、論議の糸口とする意味で多少の問題提示をしたい。まず一つは、現在の共通1次試験はこれが実現するまでには種々の経緯があったが、現在は高校、大学双方の支持を得て定着してきた。そのような状況の下で、今回高等学校以下の教育課程が大幅な改訂をみることになり、大学側もこれに対応して入試のあり方の再検討を迫られることになったが、その改訂に当たっては、これまで共通1次試験が支持を得てきた要因を十分考慮して、それを生かしていくように配慮しなければ

ならないと考える。

いま一つは、この改訂に当たっては、高校教育と大学教育の円滑な結びつきを配慮しなければならない。その意味で、この委員会の構成メンバーとして高校の教科内容等に造詣の深い教官と大学の各専門分野の教官の両方をお願いした次第であるので、高校の学習指導要領改訂の精神と大学側が望む学生像との調和がもたらされるよう検討する必要がある。今度の学習指導要領の改訂によって高校教育は多様化されるが、これを受けて大学は受入れ側として、どのようにその対応を工夫するのか。すなわち、多様化した学生をそのまま受け継いでいくのか、あるいは多様化した学生を一般教育の段階でジェネライズしたうえで専門課程に結びつけるのか、その辺の問題もあると思われる。その他、多様化教育によって特殊才能を伸ばした学生を大学側がどう受け入れるかという問題もある。それには共通1次試験と第2次試験の関連、あるいは第2次試験のあり方等が問題となるが、入試センターの事務能力等を含めて入試の出題方式をメニュー方式、アラカルト方式にすることなどについても検討の要があるであろう。

ついで、大学入試センター田保橋管理部長から、入試センターの配付資料について要点の説明がなされた後、肥田野委員から、過般入試センターにおいて開催された試験教科目等調査研

究委員会の協議の経過について次のように報告があった。

第1回(55.1.29)の協議内容は、配付資料「試験教科目等調査研究委員会(第1回)議事録」にあるとおりで、奥田委員からの「高等学校教育課程の改訂」についての説明を中心に討議を行うとともに、今後の調査研究の進め方について協議した。その他、この調査研究委員会と本専門委員会との関係、高校側からの意見聴取の方法などについても説明があった。

第2回(55.2.20)は、まず奥田委員より高校学習指導要領改訂の考え方を伺うことから始まった。特に、この中の教育課程の種類の考え方とところで、今回の改訂は現行のものと比較すると高校に選択の自由を持たせるという方針の下に、幾つかの類型が例示されているとの紹介があった。すなわち、普通科には普通科目について全体的にバランスをとるような教育課程の型が一般的には考えられるが、それ以外にも7つの類型が考えられるとしてその例示があるとのことである。これについては、その選択は学生1人ひとりが興味・適性・能力等に応じてすべきであるが、実際には学校が選択権を持つ形にならざるを得ない。そうすると、大学の姿勢によって、その類型が決まってくるという側面も出てくる。特に、これは、いわゆる大学進学校に顕著に出てくる可能性がある。いずれにしても、このことについては高校側の意見を積極的に聴取する必要がある、ということで意見の一致をみた。

また、7つの種類の個々についても意見の交換があったが、類型の問題は共通1次試験と第2次試験との関連もあるし、共通1次試験にアラカルト方式等の選択科目を設けるということにも関連する。このアラカルト方式による場合

には、選択科目の数、学生の選択か大学の指定か、という問題も生じてくる。もし、大学が選択科目を指定するとなると、共通1次試験と第2次試験を接近させないと実施は不可能であり、そうすると大学毎に受験生を募集する形になってしまう。このように基本的な問題に遡ってまで議論するのかという意見も出た。

また、協議の中で共通1次試験に関して今後検討すべき問題として、大別して次の3つの意見があった。

- ① 共通1次試験の出題範囲は必修科目に限定する。つまり、これを高校の基礎学力とみなす立場。
- ② 新教育課程の必修科目では不十分であるので、大学で入学者として相応しい基礎学力とは何か、というものを提示して、それに合わせて作るという考え方。
- ③ 現行の共通1次試験の範囲を一つの目安として、これに対応するものを新教育課程の各教科ごとに調べ、それを概ねの目安にする。

以上の報告に関連して丸井、奥田両委員より次のような補足説明があった。

- 現行の必修科目と改訂の必修科目とではその中味が違う。その点が問題点の一つである。先程の(2)の方法も、そんなところから出てきたわけである。
- 必修科目と言われているものは何かということは、前2回の「調査研究委員会」の協議で次第に明確になってきている。つまり新しい高校学習指導要領では、必修科目は国Ⅰ・英Ⅰ・数Ⅰ・理Ⅰ・現代社会であるが、その他に準必修科目として国Ⅱ・英Ⅱ・数Ⅱ・理Ⅱがあるので、高校の学力試験の対象にはこの準必修まで含めることができる。それと、

いま一つは現代社会は、現実には教師の関係で、倫理と政治経済の2科目を履習すれば代替できるという措置を講じているので、この2科目も必修と考えてよい。

ついで、松井委員より次のような提言があった。

国大協と入試センターの両方の委員会で、この入試教科目改訂についての具体的な方法論についても協議されだしてきているが、その前に、当専門委員会の基本的な姿勢、入試センターの調査研究委員会との関連、高等学校との関連等、整理しておく必要があると考える。それで、その要点をメモしたものを用意してきたので、それについて説明したい。

以上の前置きののち、配付資料に基づいて、次の順で詳細な説明があった。

- I 大学入学者選抜において問うべき事項
 - A 高等学校教育における学習達成度
 - B 大学入学のための基本的資質
 - C 当該大学・学部に対する適性・能力等の資質
- II 共通第1次学力試験と第2次試験の分担と関連
 - (1) 現行と同じ型で実施する場合
 - (2) IのBを分けて考える場合
- III 高等学校の教育課程の類型の問題
- IV 新学習指導要領に基づく高等学校の具体的なカリキュラム編成のための基本的理解
 - 大学側の理解と高校への要望事項の整理
 - 高校側の基本的理解とこれに基づく計画
- V 第2次試験への本委員会としての要望の必要性

以上のような報告および提案がなされた後、

概ね次のような意見の交換が行われた。

- 高等学校の教育課程の類型の考え方として、「高等学校学習指導要領解説」では、普通科としては普通科目について全体的にバランスのとれた型が考えられるが、それ以外にも7種類くらい教育課程の型が考えられるとして試案が提示されている。しかし、この中(1)と(2)の文科系、理科系の教科・科目に重点を置く型、および(3)の文科系と理科系の教科・科目に平均して重点を置く型の3つは分かるが、(4)と(5)のように、それぞれ芸術系、体育系の教科・科目に重点を置く型というのは余りに細分化しすぎではないかと思われる。また(7)の「基礎学力の習得に重点を置く型」というのは、果して類型といえるかどうか疑問である。
- 原則論だが、今回の改訂は高校側がカリキュラムを自主的に編成できるように、というのが根本趣旨であるので、高校が弾力的にカリキュラムを編成できる大学入試のあり方を考えねばならない。そのためには、先程指摘のあったとおり、高校側のカリキュラム編成の考え方およびそれに基づく計画を把握して対処することが必要である。さもないと、大学の入試に沿う形で高校のカリキュラム編成が行われる恐れがある。
- たしかにそのとおりであるが、高校側の本音がはっきりしない。それから、国立大学で推薦入学を実施する場合のことであるが、国立大学では推薦校の制限はできず全高校を対象とするので実現は少々困難である。しかし、特殊能力を有する学生の選抜という意味では推薦入学は有意義である。
- 私の大学の理学部では一昨年より推薦入学を実施している。合格者枠は20名程度だが応

募者が5～6倍あるので、共通1次試験の成績と本人の意見書、高校の推薦書により、その学力・意欲・適性等を一応みて約40～50名を選抜する。そしてそれら学生に対し、理科系の一般学力を口頭試問の形で問う面接と本人の希望する専門分野の教官の面接という、2種類の面接を行ったうえで合格者を決定している。この推薦入学の趣旨は、一般学力もある程度有し、また特殊な才能を持つ学生を入学させるためであるが、未だ2年目なので(5年間追跡調査の予定)、この結果についてのコメントは今のところ述べられない。

また、推薦面接の結果は本人宛連絡するが(合格者は第2次試験免除)、不合格者も、そのまま第2次試験の受験が可能である。そして合格発表は同形式で一括して行うので、推薦面接で不合格になっていたとしても外見的には判別できない仕組みになっている。この方法は理学部には相応しいかもしれないが、他の応用的な分野ではむしろかしいかもしれない。

- 推薦入学は大学側が特殊な才能のある者を発掘するという面では意味があるが、推薦入学は決して学生の負担の軽減には直結しない。
- 学生の学習負担については、その量でなく質を変えることが必要である。単なる受験勉強の学力のみでなく、創造的な優れたものを持っているかどうかをみるのが大事である。そういう意味では、質の充実を図るという入学試験のあり方も考える必要がある。
- 推薦の場合、1校から複数の推薦がある時、必ずしも学生の希望学部・学科に推薦されるとは限らないらしい。そういう場合、入学後転学部・転学科の相談に来るというケー

スが多い。高校の進路指導にも問題がある。

- それは高校の進路指導のみでなく、推薦入学を大学でとる場合、どういう学生を希望しているか大学側の見解を明確にすることも必要である。さもないと高校側では成績順ということになり、今のような弊害が生ずることになる。
- 今回の改訂では、高1の段階で必修科目を学び、普通科では2年生以降7つの類型のいずれかに進むわけであるが、高2という年齢でこのように分化させるのが適切なのであるか。また果して自分の進むべき方向を適切に選択できるものかどうか、心配である。
- 高校生と接触して気づくことは、本人が理科系を志望する場合でも、自然科学の目的・方法等を理解して志望するのではなく、単に計算好きというだけで志望するケースが多い。こういう学生に、将来、理科のどこへ進みたいのかと質問しても、自分の進路を考えたくて入学したのではないので答えられない。それでは困る。
- 委員長の問題提示の中にもあったように、高校で多様化したものを、大学で引き継いで同じ多様化の方向で大学教育を考えるのか、それとも入学生を一旦一般教育の段階でジェネラライズしたうえで専門課程に結びつけるのか、この問題についても大学側として議論する必要がある。
- 教育思想としては、現在、分化を遅らせる方向である。調査の結果でも、早く分化するのは数学、理科系にはみられるが(数学が好きだという理由などで)、文科系はそれほどハッキリしたものはない。このように単に数学が好きで理科系に進んだ学生は、逆に、学部に進む段階で困るケースが最近多い。

- 旧制高校でも、文科から理科に移る者はほとんどいなかったが、その逆は結構いた。成長に従い分化するということもあり、それをいけないともいえない。これは大学の体制の問題になる。また入学試験の時点で進路を選択させることにもかなり無理があり、その意味である程度観察過程が必要であるという考え方もありうるが、一般的に言えば、大学の体制は専門分化しているので既に入口のところで決定するようになっている。
- 最近の学生の傾向から、なるべく学生の学部・学科の選択時期を遅らせる方が、また入学後の転学部・転学科をある程度緩和した方が学生を生かす途ではないかという意見もある。初めから一定の枠で入学させ、それしか動きがとれないということが、入学してから学生の勉強意欲を失わせる一つの要因になっているのではないか。
- 今回の改訂の基本方針の一つに、選択科目を増やし個性を伸ばす教育、というのがあり、これは評価できることである。今回の改訂はカリキュラムの多様化自体が目的でなく、1人ひとりの個性を生かすための多様化であるので、それに見合う大学入試のあり方が検討されなければならない。
- 個性を生かすカリキュラムと同時に、高等学校の教育課程の中に意欲を目覚めさせる教育というものも必要である。例えば理科の場合、それは理Ⅱである。これこそ理科の狙いで、文・理を問わず全員に必修させるべきである。ただ、理Ⅱは共通1次のマークシート方式では問いつらいので、第2次試験が適当であろう。
- 個性を生かす教育、意欲を目覚めさせる教育も確かに必要である。しかし、現実に入学生験となると、ある程度多様化・個性化に応じてその方向に向かうにしても無制限にはできない。その接点をどこに求めるかが重要な点である。
- 一つの案であるが、現行の5教科7科目を5教科6科目とし、文科系・理科系等の類型に応じて、学生が理科か社会のどちらか1科目を自由に選択できるようにする。つまり、メニューの中でアラカルトを考えたらどうか。
- アラカルトの場合、学生が自由に選択できるアラカルトと、大学が指定した科目の中から学生が選択するアラカルト、の2つがある。
- 大学の指定するアラカルトというのは、第2次試験で問うことになるのではないか。
- アラカルト方式でやる場合、入試センターとして技術的にどの程度可能か。
- アラカルトの場合、入試センターとしては教科を限定した中でのものなら可能である。現行でも教科の中でのアラカルトはある。数が限定されれば可能と思われる。
- 共通1次試験は画一的に実施するので、高校の教育課程に与えるインパクトは大きい。各大学で実施する面接・小論文等の第2次試験のそれはどうであろうか。
先程の松井委員の説明で、大学入学者選抜において問うべき事項として、大学入学のための基本的資質と、当該大学・学部に対する適性・能力等の資質、があると述べられたが、後者の大学・学部の適性・能力等の資質を問うというのは第2次試験の大きな要素であるので、それらの点について論議してほしい。
- 第2次試験で適性をみるには、それに相応

しい教科目に絞って行うことが望ましい。ただ、適性とは何かということの判断がむずかしい。

先程の理学部の場合のような特殊分野では、口頭試問を時間をかけてやればある程度適性の判定が可能かもしれないが、他の学部・学科ではそれを判定する基準があいまいである。第2次試験で小論文を課したり、面接を行うのはよいが、適性、能力の資質の問題について、この機に大学側でも検討すべきであろう。

- 適性を調べることも大切だが、私の大学の卒業生を見ると、4年間でストレートに卒業する者は70%を割り、30%前後の者は留年している。以前だと、健康・家庭の事情等、留年の然るべき理由があったが、最近はそれがない。このような状況を見ると、適性ということもさることながら、勉学の意欲のある活発な学生を選ぶ工夫が大切だと思う。
- 適性判定のために何か客観的なものを考える必要がある。現在はただ科目だけで判別しようとしている。
- 最近の学生をみると、例えば食塩なら食塩を記号としておぼえているが、自分の体験を通しての物質の実体というものを見えないように思う。それで、実際、興味をもって入学して来る者が少ないのではないか。そこで、高校段階で、実物や現象、また考え方についてももう少し地道に教育してもらえば、科学に興味を持つのではないか。余りに、教科書に載っていることしかおぼえていないという感じがする。
- そのようなことがあるので、高等学校では実験・観察等に重点を置くように指導している。また、高校教師も実物に触れさせる必要

性を十分に承知しているが、今の受験はペーパーテストが中心であり、暗記をした方が有利であるので、どうしても安易な方に流れてしまうのではないか。

- 共通1次試験の問題に関していえば、例えば化学の場合には試験問題は実験したうえで出題しているので、実験をしていないと解けないように作ってある。その意味では、今の話の趣旨と合致している。それと、高校側が点数至上主義でなく、生徒の適性を考慮した進路指導が必要である。この点は大学、高校の双方が相俟って改善を図らなければならない。
- 本来の進路指導とは生き方の指導と考えるが、今の高校の進路指導は大学に押し入れるだけである。問題意識を持って勉強すれば生き甲斐を感じられると考えるが、今の学生で問題意識を持って入学する者は少ない。この点が一番大きな問題である。これの解決のためには、高校で問題意識を持って追求するという体験が出来るよう学習の仕方を改めると共に、大学でも試験でそれを重視する方向に進むことが必要である。これはまさに第2次試験の中心課題であろう。
- 高校側もそれを期待している。今回の改訂では、現行の週38時間の授業時間を32時間に減らし、生徒が問題意識を持ったものを追求できる時間的余裕をつくった。これは課題学習と称しているが、大学側でそれに見合う試験をやれば、高校側もそれに反応するであろう。
- 大学側も第2次試験のあり方をもっと真剣に考える必要がある。そうすれば解決できる面もあると思うが、そのためには試験の時間をもっと増やすことも考えなければならない

い。

- 第2次試験で面接・小論文を課する大学が増えたため、従来の受験勉強だけでは合格できなくなってきた。これの高校に与えたインパクトは大きい。これによって高校の勉強の仕方にも変化が生じてきている。面接・小論文で、勉学の意欲、将来の可能性についても、ある程度は判断できるので、今後、試験の期間の問題も含めて方法論の改革に取り組むべきであろう。
- 小論文の採点はむずかしい。採点者の主観に影響される。
- アメリカでは、その解答の中身のプロセスを重視している。それで採点も0から100点まである。
- 今回の入試教科目改訂の検討に際して、現行の共通1次試験を念頭におき、最低限これは必要であるとの考え方がある。そうすると、現行の共通1次試験を標準とし、新カリキュラムの中から科目を取捨選択すればよいという安易な考え方が出て来ることになる。まず差し当たりそういう方向で検討するという方法もあるが、一旦そういう形で検討が開始されると、それが後々まで影響を及ぼすこともあるので、その点危惧を感じる。また、今回の改訂で選択科目が増えるが、それは第2次試験でみればよいという考え方になると、共通1次試験は必修と準必修になり、レベルダウンを免がれない。そこで一つの方法として、例えば、東京外語大の場合なら、物理や化学は実際余りやっても意味がないので、今回の改訂の中の理Ⅱを出題した方が有意義ということで、それを共通1次試験に出す、という発想もあってよいのではないか。
- 各大学で専門分野に応じた第2次試験のあ

り方を検討し、逆に共通1次試験の位置づけをするという方法もあろうが、そのために共通1次試験の出題科目に大きなバラツキが生じその意義が消えては困る。問題はどの程度まで幅をもたせるかということであろう。

- 出題科目は必修と準必修からとし、またその内容は2、3年生で学習したものを多少モディファイして反映させる。そして、それに選択科目を加える、というような形になるのではないか。
- 第2次試験の仕方によって共通1次試験のあり方が変わってくるので、各大学・学部で第2次試験に当たって、何を見たいのか、またどういう適性の学生を求めたいのか等、アンケートをとって見る必要がある。その関連で共通1次試験を考える必要があろう。
- 今回の改訂で共通1次試験がレベルダウンすると指摘されたが、高校側では必ずしもそうは見えていない。例えば数学の場合、実習を行えば今まで以上に理解する者が増えるのでよい、という声もある。これについては入試センターでも各科目について検討するので、徐々に具体的になってこよう。

概ね、以上のような意見の交換があった後、委員長から次のように述べられた。

本日は種々有意義な議論をしていただいた。その中のアンケートの件については入試センターの試験科目等調査研究委員会で検討願ひ、その案文の作成をお願いしたい。それを次回にでも協議したいと思う。

以上で本日の協議を終り、次回は4月25日(金)に開催することを決め、閉会した。

入試教科目改訂専門委員会

日 時 55年4月25日(木) 13:00~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 斎藤委員長

喜多, 帷子, 高野, 肥田野, 中谷, 福原, 末松,
堀部, 奥田, 丸井, 松井, 扇谷, 片山, 吉村各
委員

(大学入試センター) 中村管理部長

斎藤委員長主宰のもとに開会。

初めに前回(2月26日)の議事要録の朗読(事務局)があり, 続いて委員長より次のように挨拶があった。

本日は前回に引続いて高等学校学習指導要領改訂に伴う共通入試教科目の見直しの問題について検討するのであるが, その論議に入る前に二, 三のことについてご報告しておきたい。

その一つは, 大学入試センターの「試験教科目等調査研究委員会」での審議の状況についてである。これについては後程肥田野委員よりご報告をお願いします。

その二は, 去る4月9日, 日教組より共通入試に関する要請書の提出があったことである(国大協, 公大協, 大学入試センター宛のもの)。この内容は12項目に亘っており, 入試センターの組織運営の問題から, 共通入試のあり方, さらに今回の高校学習指導要領改訂に伴う出題科目の試案まで含まれている。本委員会での審議の対象になるかどうかは分からないが, 一応ご紹介しておく。

その三は, 私が出席した労働省関係の委員会でのことであるが, ここで教育問題のことが論ぜられ, 大学入試にも問題があるが, 大学の入学者選抜以前に高校において大学進学のための事前選別が行われているのは生徒の才能を押し潰すものであるとの議論があったので, ご参考までに紹介しておく。

以上のように述べられたのち議事に入った。

【議 事】

◎ 入試教科目の改訂について

初めに, 肥田野委員から配付資料「試験教科目等調査研究委員会」の議事録(第3回, 第4回)を基に大学入試センター(以下「入試センター」)でのこの問題に関する審議経過について説明があり, なお, この説明のうち「理科」関係の問題については松井委員より補足説明があった。

ついで本題に入り, 次のような意見の交換が行われた。

○ 先程委員長から高校での事前選別についての話があったが, 私達が高校側の関係者と懇談した際の高校側の考え方は次のようなことであった。高校における事前選別によって, 生徒の特殊才能の芽を摘み取るまでいっているかどうか分からないが, 高校としては受験のための学習優先主義にならざるを得ない。それは, どの程度どの大学に入学できるかということが進路指導の重要課題となっているからである。それで, 結果的に生徒の成績によってグループ分けをするようになる。そして, その割振りも現在では, 共通1次試験の成績データを基に更に細かく選別される傾向

となっている。高校としては、現実には自校のイメージアップが最大課題であり、生徒はその駒（コマ）として扱われている実状である。これが高校側の本音のようである。

- 先程も述べた先日の労働省関係の委員会で、特に企業側から、現在の単線路線という教育制度は間違っているのではないかと、そのために落ちこぼれも出るのでは、これを複線路線にして生徒の適性に合った教育をすべきではないかとの意見があった。なお、高校が進路指導に当たって事前選別をしてランクづけをしていることの教育への悪影響についての意見は先程紹介したとおりである。

いま一つ留意すべき問題として特殊才能ある者の選抜の仕方の問題がある。高校では全科目を通じての成績によってA、B、C等のランクづけをしているが、これでは特殊才能は蔭にかくれてしまう。また、現行の大学入試でもこのような点を発見するのはむずかしい。それでこの問題については、高校側で特殊才能のある者を何らかの形で推薦できる方法を考えるべきではないかと思う。

- 57年度からの高等学校の学習指導要領改訂に先だって、文部省ではこの新方針に基づく移行措置を今年度から実施することにした。これによって単位数も85単位から80単位に減り、教科の配当も自由になる。しかし、どこが減らされたのか分からないので、その対応がむずかしい。このことを来年度の大学入試で配慮しなければならないかどうかの問題もあるが、差し当たってはそう問題はないかもしれない。いま一つは、旧教育課程を履修した者が浪人して受験する場合の問題がある。この場合は経過措置として新課程の出題と旧課程の出題を用意しなければならないことに

なろう。

- この移行措置に対する対応については、高校におけるこれの実態を調査するよう頼まれている。
- 「高等学校学習指導要領解説（案）」には、7種類の教育課程の類型が考えられているということであるが、これが共通1次試験の出題に当たってアラカルト論、メニュー論というものが出てくる根拠になる。しかし、その類型の中の芸術・体育あるいは一般基礎という分類についてはおかしいのではないかという議論は既に出ている。また、現在高等学校で行われている理科系・文科系の選別に対応して幾つかのメニューを考えるかという発想もあったが、これまでの議論では理科系・文科系と分けて定着させることは教育の複線化につながることから問題があるということであった。それから、新しい教育課程では「多様化」「柔軟化」ということが言われているが、従来の教育では単線化で進んできて大学あるいは専門の教育に繋がる際に柔軟化、多様化が行われてきた。ところが今度は高校段階で多様化されることになるが、その多様化に対して一定の枠が決められると、却って柔軟性を失うことになるのではないかというおそれがある。それからもう一つは高等学校の生徒に適正な勉強をさせるということが重要であって、従来の共通1次試験では高等学校教育の履修達成度を見るということがその基本となっている。ところが、今回の新学習指導要領に基づく多様化教育に即して、共通1次試験において単に基礎学力の達成度のみでなく、高等学校教育課程の7種類のパターンに沿った生徒の資質までも見るということになると、アラカルト論・メニュー論の方向が

分かれてくるのではないかという問題がある。

- 新教育課程の7つの類型についてであるが、新学習指導要領では生徒の能力が多様化しているのであるから、それに応じた教育課程編成を考えるべきであるということである。その場合に、高等学校には現在普通科と職業科がある。職業科は農・工・商・水産・家庭という5つのコースを与えているから問題は無いが普通科は一本であって画一的な傾向があるということが問題である。そこで普通科のなかをもう少しバラエティのあるコースを考えてはどうかということから学習指導要領の指導書のなかで7種類のパターンを一応示したのである。現在、実際には、高校では2年次くらいから就職組と進学組に分けて教育しているが、理科系と文科系を峻別することはしていない。移行措置に伴う高校の反応はまだまだはっきり出ていないので、当分は従来のままの形でよいのではないかと思う。
- 国の方針として、生徒の資質能力によって教育課程を多様化した場合の大学側の受け止め方であるが、今の大学の形ではこれを受入れることはできない。
- 生徒の方では3年次になっても自己の進路志向は決められない。高校段階で文科系・理科系を分けるのは無理と思われる。
- このような多様化した教育を受けた高校生が大学へ進学した場合に、大学としては、一般教育の受け止め方の問題がある。その履修コースによって、一般教育を履修した方がよいという学生と、しない方がよいという学生が出た場合に、教養部としては、どのように対応すべきかという問題が出てくるのではないだろうか。

○ その問題に関連することであるが、高等学校教育課程の7つの類型については、単位を与えてモデルを示すべきではないかという議論もあった。しかし、それではパターンの固定化につながるおそれがあるということで、この問題は現場の工夫に委ねるという考え方になった。それから大学とのつながりの問題であるが、高校教育であまりにも峻別したのでは、大学の一般教育課程との結びつきがうまくいかないのではないかということが考えられたという経緯がある。これは出口と入口の結びつきの問題である。

- ここで2つの問題を提起したい。その一つは、高等学校において生徒が志望する大学を決める場合、共通1次試験の自己採点ということがあるために、学校側の事前選別に対して生徒側の反論する根拠が非常に弱くなり、自分の希望する大学を志望することができなくなるという問題がある。もう一つは、特殊才能を有している生徒のために、大学は入学定員外の別枠は設けられないものであろうかという問題である。
- 特殊な才能を有している学生の入学については、前回議事録のなかにも触れているように、推薦入学というかたちにおいて、これらの者に大学である種の面接試験を行い合否を決めるということをすればできない問題ではないようである。ただし、この方法は理学部など分化のはっきりしたものの場合はよいが、文科系などではむずかしいと思う。
- 先程、共通1次試験の結果の自己採点ということがあるため、高校側の事前選別に従わざるを得ないという状況があるとの話があったが、これには1次試験と2次試験の大学の配点の問題が関係があるように思う。大学が

2次試験の結果を重視するということになると事情は変わってくる。

- 共通1次試験の実施によって従来と変わってきた点の一つとして、本人がその志望学科が好きで選んだのではなく、共通1次試験の成績結果に基づいてその学科を選んだとみられる節が窺われる。
- 共通1次試験実施後の入学者の傾向に見られる問題であるが、生徒がその志望大学を選定する自由度が狭められたのではないと思われる。大学の学生相談所での話によると、相談にくる学生が非常に少なくなり、また学生の質の低下が見られるということである。この相談にくる学生が少ないということは、高校の進学指導の徹底によって入学後の学生の迷いがそれだけなくなったということも考えられる。しかし、そのような現象がよいのか悪いのかの評価はむずかしい。ただ、生徒の志望大学・学部選択の幅は狭くなったようである。なお、質の低下の原因は何によるものかはわからない。
- 1次試験の成績はよかったが2次試験の結果で不合格になったというようなケースがあるか。
- かなりあるようである。その逆の場合もある。これは勉強の仕方と関係があるかもしれない。ただし、上位の者は1次、2次とも平均してよいようである。
- 大学・学部によって1次と2次の配点や2次の難易度が違う。これは2次試験の性質によるものである。
- 2次試験の工夫は各大学が自主的に行うことになっている。ところで、先程の特殊才能のある学生を枠外で一定数入学させるという問題については、第1常置とも提携して検討

したい。それから、これまで議論されてきた多様化教育の対応のことであるが、共通1次の内容を余り変えない方針で一応高等学校教育課程の7つのパターンを検討して、除いてよいものは除いていくということにしてはどうか。新高校学習指導要領の主眼は落ちこぼれ対策にあるので、大学側としてもその受け入れ方を変えなければならないが、どこまでこれを忠実に守るか検討の要がある。

- 現実論として、大学に入学してくる学生数は変わらない。したがって、高校の教育課程が変わっても、学生の質は似たようなものである。それで共通1次試験は従来の線でやっていけると思われる。
- 1次試験と2次試験の配点のことであるが、高校側の意見では、同系統の学部なのに大学によってその配点が違うと進学指導の拠所がなくて困ることがいわれている。各大学がバラバラのやり方だと高校教育による影響を与えないので、国大協として何らかの基本線を出す要があるのではないか。
- 大学の入試制度について考えられる問題であるが、大学入試は大学を中心として考えるべきものであるか、それとも公的あるいは社会的な観点から考えるべき問題であるのか、その辺に基本的な問題があるように思う。そこで自己の大学だけが優秀な学生を獲得しようとか、あるいは自己の大学だけの適性を重視して特殊な試験をするというようなことよりも、広く社会的な制度としての共通性を第一に考えるべきではなからうか。このように考えると1次試験では、高等学校教育の達成度に重点をおくということが基本的な考え方であるように思う。

次に高等学校の内申書（調査書）のことに

ついてである。10年前頃から、大学入学選抜に当たってこれを重視するようとの入試改善会議からの指示があったが、これを利用するについて高校間の格差が問題となっていた。そこで高校での学習能力を判定する共通的なものがあればよいといわれていた。いま一つは学生の適性の問題であるが、高等学校は国民として必要な高等普通教育を施すもので、共通1次試験もこの考え方に則っている。

○ 内申書の問題については、かつて能研テストが行われた際、これの成績と大学入学後の成績との関係を調べたことがあるが、両者の相関は認められる。しかし、一方には高校間のアンバランスという問題がある。この点から、高校での基礎学力をみるという共通1次試験は存在意義があるといえる。次に学生の適性ということであるが、大学側から文科系・理科系のパターンのことを取り上げると、その影響力が大きいものがあるのではなかろうか。もし、大学側で文科系・理科系というような選別が必要であれば、1次試験の結果も総合点で判断するのではなくて、科目別に配点のウェイトを替えるというような工夫をすることができればよいのではなかろうかと考える。

○ 文科系志向か、理科系志向かの問題であるが、この問題は多くの試験科目を設け、そのなかから科目を選択させれば、その選び方で文科系・理科系の志向はおのずから分かるのではなかろうか。したがって、はじめから文科系・理科系というようなパターンを作るか作らないかというような議論の必要はないのではないか。

○ その科目の選び方は大学が指定するのか、

受験生の任意とするのか。

○ それは2次試験との関係もあり、大学の自主性に任すことにするが、文科系・理科系の実例を示すことも考えられる。

○ 多くの試験科目を設定するとなると、これは物理的な問題として入試センターで処理できるかどうかという問題になる。全科目を出題して選ばせるとなると20科目もの問題を作ることになり、またこれを各大学に輸送するのも大変であるが、入試センターとしては、この物量的な問題についても、取り敢えずその可能な範囲を考えておく必要がある。

○ これまでも議論されてきたが、配点の「ばらつき」の問題が大きな問題として問われることになると、1次試験のあり方そのものが問題になるのではなかろうか。

○ 必修科目を軽視すると共通1次試験は無意味となるが、現在の共通1次程度のレベルは考えなければならない。

○ そうなると出題範囲が広がることになる。その出題の仕方や採点の仕方が複雑になり、共通1次試験の信用が薄れることになる。

○ 多様化された学生が入ってくると、大学としては一般教育のカリキュラムのガイダンスをしなければならない。本来、一般教育というものは自分の足りないものを身につけることであるので、その点の指導が必要となる。

概ね以上のような意見交換があり、本日の経過を大学入試センターの「試験教科目等調査研究委員会」に伝え、さらに次回の委員会で検討を進めることとした。

次回 6月26日(木) 13:30~16:00

第3 常置委員会

日 時 昭和55年1月21日(月) 16:00~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

小池, 木下, 岡本, 山本, 古屋, 加藤, 金子,
高瀬, 吉田, 南, 三谷, 永松各委員
根本専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。

本日は第3常置・第4常置両委員会合同会議にお集まりの機会を利用して、昨年からの検討事項である課外活動施設の整備充実の問題の進め方について協議願いたく、短時間ながら委員会を開催した次第であるのでよりしく願いたい。

以上のように述べられて議事に入った。

【議 事】

1. 今後の作業の進め方について

課外活動施設の整備に関する問題の今後の作業の進め方について、委員長より次のように述べられた。

昨年6月19日付で、文部大臣宛に「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」を第4常置委員会と共同で提出したが、これは非常に簡単な、いわば総論的なものであるので、当委員会としては課外活動施設の拡充を推進するためさらに検討を進めることになり、その後小委員会を2回開いて具体策を協議した。その結果、課外活動施設の整備に関する基本構想(水野委員作案の「課外活動施設の整備について(案)」)が一応まとまったので、去る10月18日の委員会にこれを提出しその取扱いについて協議した。

その際、この内容については概ね了承が得

られ、それとともにこれを要望書の形に書き改める作業を来年4月までに完了し、これを来年春季の総会に提案するという方針もご了承いただいた。そうすると、もうそろそろ要望書案の準備にかからなければならないので、本日は前回提出の水野案を要望書の形にまとめることについてご協議をお願いしたい。

ついで、概ね次のような意見の交換があった。

- このたび文部省の中に「厚生補導施設の改善充実に関する調査研究会」というものが設置されたとのことであるので、本年6月の総会を待たずに要望書が出来次第、文部省に提出し検討願ったらどうか。
- 要望書の提出については総会に付ける必要があるのではないか。
- 要望書の提出については総会の承認が必要であるが、緊急の場合は理事会の承認を得て処理し、総会で追認願うということもありうる。
- 当委員会委員の中に、文部省の調査研究会の委員を兼ねている人もおられるので、その方々を通してお互いの連絡をとることも考えられる。そうすれば調査研究会が事務的に先行してしまうという心配もなくなるであろう。
- 本委員会としては、それらの兼任の委員を支援し、盛り上げる形で力を合わせれば効果

が期待できよう。

概ね以上のような意見の交換があった後、委員長より今後の作業の進め方について次のように述べられた。

特にご異議もないようであるので、私も小委員会に加わり「要望書(案)」の作成の作業を進め、原案ができたなら親委員会にお諮りしたい。その開催時期については、先程の第3・第4常置合同会議で、学寮問題について総会で何等かの意思表示をする、ということになったので、総会前にいま一度合同会議が開催されることになろうから、その終了後にでも要望書案の審議を行いたいと思う。

2. そ の 他

広根委員長より次のように述べられた。

先般、岡本委員より、昨年12月1日に行われた大学関係7団体と国大協との会見の詳細な報告をいただいた。これについて岡本委員よりご説明願いたい。

ついで、岡本委員より概ね次のように報告があった。

この会見には今村第6常置委員長と私の2人が出席した。私は主として学生の厚生関係の問題について意見を述べた。その際提起された主

な問題は、老朽寮の改築、寮食堂(炊事人)の問題、院生寮の設置、福利厚生施設の基準面積の改正、通学定期の値上げ問題等であった。

以上の報告に関し、次のような意見が述べられた。

- 報告の中の院生寮の問題は、今後、当委員会で検討すべき問題になるかもしれない。
- 筑波大学の学寮のことが話題になったそうなので、参考までに実情を説明したい。筑波大学には特に院生寮というものは設置されていない。本学の学寮は個室形式であるが、そのほか一昨年、2人用宿舎、世帯用宿舎が設置された。しかし、全体として学部学生用、大学院生用という区別はない。大学院生のために何室当てるかについて課程委員会から要望があるが、何室ということに限定せずに実情に応じ毎年部屋数を決めている。なお、2人用と世帯用の宿舎には、現在学部学生1組と大学院生、留学生などが入っている。

最後に、岡本委員より任期満了により2月29日付で退官される旨の挨拶があり、これに対し委員長より、これまでの尽力に対して謝辞が述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日 時 昭和55年4月22日（火） 16:00～16:30

場 所 東京大学医学部附属病院好仁会301号室

出席者 広根委員長

小池、木下、須甲、山本、古屋、加藤、金子、

吉田、南、三谷、永松、中村各委員

根本専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

本日お諮りする議題は次の2点であるのでよろしくご審議願いたい。

- ① 課外活動施設・設備の整備に関する要望書（案）について
 - ② 昭和55年度大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務開始時期等について
- 以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議 事】

1. 課外活動施設・設備の整備に関する要望書について

このことについて委員長から次のように述べられた。

課外活動施設・設備の整備に関する要望書提出の件については、前回（1月21日）の委員会において了承を得たので、小委員会でその原案をまとめ本日お手許にこれを配付した。今回の要望書は、昨年6月に文部大臣宛に提出した「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」をうけて各論的な要望として提出するものである。これの原案の作成に当たっては、既に取りまとめられていた「課外活動施設の整備について」（案）を基に小委員会が検

討し、これを要望書の形に整えることとした。

この案を次回理事会に諮ったうえ総会に提案したいので、よろしくご審議をお願いしたい。

以上のように述べられたのち、水野委員より修正箇所について説明があり、協議の結果、異議なく承認された。

2. 昭和55年度大学及び高専卒業予定者のための就職事務開始時期等について

この問題について、委員長から配付資料「昭和55年度大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務開始時期等について（通知）」を基に次のように説明があり、了承された。

この問題について去る3月12日に国公私立大学・高専11団体の協議が行われ、その結果、昨年度と同様に10月—11月の線で実施することが申し合わされた。なお、この就職協定に基づく事務協定（大学と企業との間の「求人票送付開始時期及び求人票を学生に提示する時期について」の申合せ）については、去る3月25日に企業側代表も交えて協議が行われ、その結果、これらの時期が昨年度より若干繰り上げられることになった。その詳細は配付資料にてご承知いただきたいが、一応経過をご報告しご了承を得たい。

以上をもって本日の議事を終了した。

日 時 昭和55年1月21日(月) 13:30~16:00

場 所 学士会分館8号室

出席者 (第3常置委員会) 広根委員長

小池, 木下, 岡本, 山本, 古屋, 加藤, 金子,
高瀬, 吉田(徳), 南, 三谷, 岡, 大賀, 永松,
中村各委員

根本専門委員

(第4常置委員会) 山岡委員長

村尾, 岡路, 大池, 渡辺, 世良, 吉田(久),
野村, 柳田, 鈴木, 桑原, 百々, 筒井, 綾部,
吉武, 勝木各委員

井上臨時委員, 根本専門委員(前掲)

第3・第4常置委員会合同会議

広根(第3常置)・山岡(第4常置)両委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、両委員長から新たに委員に就任された山本正男東京芸術大学長(第3常置)、世良晃志郎宇都宮大学長(第4常置)および新専門委員の根本松彦一橋大学事務局長(第3・4常置)の紹介があり、ついで次のように挨拶があった。

本日は、昨年11月6日の合同会議で審議された当面の学寮問題(経費負担区分の問題)について引き続き協議いたしたい。なお、その他、国鉄運賃値上げの問題の対応についてもご相談いたしたい。

以上のように述べられて議事に入った。

【議 事】

1. 当面する学寮問題について

まず初めに、両委員長から次のように述べられた。

昨年の国立大学会計実地検査の結果に基づき、会計検査院から関係各大学ならびに文部省に対し、学寮の経費負担区分の執行に関する指摘とこれの対処方針についての照会があった。このことに関し昨年11月6日に合同会議を開

き、文部省関係官に出席を願いその見解・方針等を伺い、また各大学の実情や対処の仕方等について話し合いを行ったが、未だ当合同会議としての結論を得るに至っていない。そこで本日も引き続き、この問題についてご協議いただきたい。

なおその後、前総会の際の昼休み時間を利用して第3・第4常置委員会(学長)懇談会を開き、この問題の対応についてさらに討議したが、その後文部省が会計検査院に対し事務次官名による回答文書を提出した旨の連絡を受けた。

それで本日は、まずこの文部事務次官回答について検討願うとともに、会計検査院の指摘以来、各大学が地区別に学生部長会議等を開催して学寮問題の対応について検討していると聞いているので、その話なども紹介していただきたいと思う。

以上のように述べられたのち、概ね次のような意見の交換が行われた。

○ 東北地区では、昨年暮、学生部長会議が開催され各大学の学寮の現状および対策(長期的・短期的)について協議した。その際、この問題の対応についての各大学からの報告も

あったので、ご参考までに紹介したい。

(A大学)：短期的対策としては、炊事人1名の退職者(4月1日付)がいるが、これについては不補充の方針とする。長期的対策としては、国雇いの炊事人を段々と減らす方向で進めていく。

(B大学)：数年前に寮生との話合いの結果、寮生が一切の光熱水料を持ち、その代わり炊事人の人件費は国費負担とすることにしたが、これは2.18通達に沿っていないため、大学の方針としてこの方式を撤回するということで、現在、寮生と折衝中である。

(C大学)：2.18通達の基準をオーバーした寮職員(公務員)を置いているため、その対応策として「新々寮」への建替え、切替えを進めることにし、その改善方針を会計検査院にも回答している。このことについて昨年夏頃から寮生と折衝しているが、まだ結着はついていない。

また、学生部長会議での結論としては、ほぼ次の3点にまとめられる。

- ① 各大学とも学寮の適正なる管理運営に努力しているが、これまでの考え方の基本を変えることでもあるので、早急な実現を望まれても困る。
- ② 現在抱えている問題の解決を図るには「新々寮」への建替え、切替えが有効と思われるのでこれの建設を積極的に推進する。
- ③ 学寮の管理運営の改善について、学生・寮生に対し説得力を持つ見解を国大協で示して貰えるとよい。

大体以上のような状況であった。

- 東海・北陸地区では、昨年11月、学生部課長会議を開催した。同地区でもかなりの数の

大学が会計検査院より指摘をうけた。それに対する回答については、文部省とも相談のうえ提出しているので、大学間の差はほとんどないであろう。

参考までに当大学の対応策を紹介したい。当大学には学寮が3棟(3棟とも食堂付設)あり、炊事人は国雇い10名、寮生雇い3名、計13名である。この炊事人問題の解決方策としては①炊事人は寮生雇いとする、②食堂を業者の委託経営とする、③食堂を廃止する、の3つが考えられており、2.18通達の内容はこの中の①を指向したものといえる。しかし、今回の文部事務次官回答にみられる現在の文部省の姿勢は2.18通達を超えて食堂廃止の線にまで強く傾いており、この点、通達とズレがあり寮生の説得がむずかしい。

現在行われている寮生雇いの方式は、会計・経理上問題ないとしても身分・管理上の問題があり、回答に示された文部省見解においてはこの方式はとっていない。そうなると残るのは②と③であるが、現実にはそう簡単にはいかないのが実情で、これは各大学共通の悩みである。

そこで、当大学の方針としては次のようなことを考えている。

- ① 国雇いの炊事人が退職した場合これの補充はしない。
- ② 寮生の喫食率が低いので、朝食の廃止を55年度中に実施し、これにより炊事人3人を配置転換する。将来は食堂廃止の方向だが、ただ一挙に食堂を廃止するのは、寮生の反対も予想される等困難な問題もあり、当面、夕食を残す。したがって過渡的には、寮生雇いの炊事人を認めざるを得ない。

以上のような方針で具体的検討を進め、そのうえで寮生との折衝を始めることにしている。

- 各大学一律に退職者不補充ということになればやりやすい。
- 先程話のあった2.18通達と文部事務次官回答の間のズレのことは問題にしくなくてもよいのか。
- 問題点は感じているが、いまその問題を取り上げるのは適当でないと思っている。
- 前回（11月6日）の協議の際、寮生から集めた金で炊事人を雇用する方法はどうかとの提案があったが、これはどのように考えたらよいか。
- それは実現はむずかしい気がする。
- 先程の説明の中に、「学寮問題の処理に際して拠所となるような見解の表明を国大協に望む」ということが述べられたが、これは重要であるので、その短期・長期的対策は考えられないか。まず、各大学の対応策や要望等を聞き協議してはどうか。
- 当合同会議の学寮問題小委員会が先般まとめた「今後の学寮のあり方（参考資料）」（昭和52年11月14日）が、当合同会議の正式な報告書として承認されるに至らなかった経緯を考えてみても、今回の学寮問題について国大協としての統一見解の表明はむずかしいと思われる。
- 今回、会計検査院の実地検査により29大学が指摘をうけ、そのほか30大学が文部省学生課より負担区分が不適正と指摘されている。また、会計検査院の照会文書および文部事務次官回答の内容には相当強い姿勢がみられるので、各大学もそれに応じた対応をしなければならない。そこで、各大学から問題点・要

望等を聞き、第3・第4常置合同小委員会委員に整理をお願いして共通的事項をピックアップし、国大協としての基本的方向を出してもらってはどうか。

- 実態調査といっても、大学により種々事情が異なり、また回答に本当のところを求めてもむずかしい面もあるので、今回指摘を受けた大学は、それぞれ会計検査院に回答を提出しているので、その回答を何等かの方法で入手し、それら資料を基に検討することにしてはどうか。
- この問題について、国大協として何等かの意思表示の必要はあろう。先般まとめた「今後の学寮のあり方」では私生活費個人負担の原則が提唱されており、また2.18通達も今回の会計検査院の指摘も文部事務次官回答も一様にこの原則が採られているので、学寮の運営経費の負担区分について述べるとなると、この辺に拠所を求めるのが適切であろう。
- 「今後の学寮のあり方」を拠所とするなら、総会にこれを提出し、正式承認を得る必要があろう。
- 文部事務次官回答に「負担区分の適正化、管理運営の正常化についての実効性を期するために、国立大学の学長等による委員会を設けて、具体的な改善指針をとりまとめ……」とあるが、この委員会の名称、目的、ならびに国大協との関係について、ご承知の方があれば説明いただきたい。
- そのことについては昨年11月の総会で説明したが、名称は「厚生補導施設改善充実に関する調査研究会」である。これは事務次官裁定で既に発足しており、当合同会議のメンバーの中からも何名かが加わっている。その目的は、学生の福利厚生改善・充実に資する

調査研究を行う、ということであり、研究会の機能する期間は56年3月末日までで、割合短期間である。

- 私も研究会のメンバーであるが、文部省も学寮の経費負担区分につき早急に解決するよう会計検査院から求められているため、行政的立場から今後の具体的な処理計画を立てなければならない事情にある。その際、実行不可能な計画では困るため、学寮問題の解決に苦慮している大学の責任者の方々に参加願ひ、その意見や具体的事実を聴取し、間違いない方向で、大学と共に解決を図っていききたい、ということである。
- その研究会の作業がどこまで進展しているか不明だが、その結論を待つのでなく、本協会として要望とか、意思表示をする必要があるのではないか。
- 当合同会議から、何名かがその委員会に参加されているので、その方達が両者のパイプ役となって適切な方向に進めていく必要がある。
- 会計検査院の照会文書では、「可急的速やかに」経費負担区分の解決処置を望む、と述べられており、これを承けた事務次官回答では「数年間を目途にして」解決を図りたいとしている。大学としては早急に解決する決意で万全の対策を講じているが、中には急激に進めると反対の声が拡がり、学園紛争にも発展しかねないものもある。その点、特殊な事情のある学寮の存在を文部省も承知してくれようが、考え方として廃寮ということも考えられるので、文部省の真意も知りたい。

概ね以上のような意見交換の後、両委員長から次のような提案があり、了承された。

学寮の経費負担区分の問題について、当合同会議として何らかの意思表示をしたい。ついてはその検討のための資料として、関係大学が会計検査院に提出した回答の写を入手し、それを基に小委員会（両常置委員会の委員長、教員委員、専門委員をもって構成）で問題点の整理を行いたい。また、意見の取りまとめに際し、将来の学寮のあり方との関係もあり、「今後の学寮のあり方」を参照することになるが、その後の情勢の変化もあるので、この際この報告書（現在は「参考資料」扱い）を総会に再提出して正式の承認を得ることについても検討することになる。なお、文部事務次官回答で、一部確認を要する箇所——例えば「新々寮」設置促進のタイミングのことなど——もありそうなので、この点については文部省の真意を伺ったうえで、対処したいと考えている。

2. そ の 他

最近、新聞等で報道されている通学定期運賃値上げについて、山岡委員長より次のように述べられた。

新聞報道によると、今春、通学定期運賃が20%前後値上げされる見込みという。通学定期運賃値上げのことについては、前回（53年6月）これに対して要望書を提出したことがあるので、今回の処置については次回理事会に諮り、了承されれば適切な時期をみて要望したいと考えてるのでご了承いただきたい。（了承）

最後に、石塚事務局長より配付資料「学生教育研究災害傷害保険改善案」に基づき、前回の合同会議（昭和54年11月6日）で学徒援護会から提案された改善案については、昭和54年12月13日に第4回学生教育研究災害傷害保険運営委員会が開かれ、この改善案が原案どおり採択さ

れ、目下関係方面と折衝中である旨の報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3・第4常置委員会合同会議

日時 昭和55年4月22日(火) 13:30~16:00
場所 東京大学医学部附属病院好仁会301号室
出席者 (第3常置委員会) 広根委員長
小池、木下、須甲、山本、古屋、加藤、金子、
吉田(徳)、水野、南、三谷、永松、中村各委員
根本専門委員
(第4常置委員会) 山岡委員長
村尾、岡路、大池、世良、吉田(久)、野村、
柳田、鈴木、桑原、吉武、勝木各委員
井上臨時委員、根本専門委員(前掲)

広根(第3常置)・山岡(第4常置)両委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、広根委員長ならびに山岡委員長より新たに委員に就任された須甲鉄也埼玉大学長および山川佐賀大学長(欠席)の紹介があった。

【議 事】

◎ 学寮の経費負担区分等について

まず初めに広根委員長から次のように述べられた。

前回の合同会議(1.21)において、当面する学寮問題(とくに経費負担区分をめぐる問題)について協議が行われ、その際、昨年の会計実地検査において学寮の運営経費について会計検査院の指摘を受けた関係大学からはこれにかかわる問題点や要望も伺った。その結果、国大協としてはこの際に、学寮のあり方についての基本方針ないしは見解を何等かのかたちで打ち出しておくべきではないかということになり、それには以前(52年11月)に当合同会議の学寮問題小委員会がまとめた「今後の学寮のあり方(参考資料)」が一つの拠所になるので、

まずこれを公式見解とすることが先決問題ではないかということになった。そして、これらの点についての検討を第3・第4常置合同小委員会に付託することになった。

それで、2月14日に合同小委員会を開催しこの問題について検討したところ、今回まとめる公式見解は、「今後の学寮のあり方(参考資料)」を基本に据えたものとするのがよいが、それにはその方針について理事会の了承を求めておくべきであるということになった。それで、3月16日開催の理事会においてその趣旨を説明し諮ったところ、「今後の学寮のあり方(参考資料)」を基本に、これを多少の手直しをしてまとめることで了承を得ることができた。

それをうけて、4月8日に合同小委員会を再び開催し、「今後の学寮のあり方」を基本に、その後の諸状況を勘案して、手直しを行ってまとめたのがお手許に配付の「学寮のあり方について」である。本日はこの案を基にご論議をいただき、取りまとめを行いたいと考えている。

ついで山岡委員長から、昨日行われた文部省の「厚生補導施設改善充実に関する調査研究

会」において報告された「学寮の経費負担区分の改善状況」について、その関係資料をもとに説明があった。

続いて事務局より「学寮のあり方について」の朗読があったのち、これに関して概ね次のような意見の交換が行われた。

- 今回の意見表明の中には、一つには文部省・会計検査院に対し経費負担区分問題について大学側でも改善の努力をしているという姿勢を示すこと、また、この案にもあるとおりその改善の実行に際してはその条件整備も必要であるとの提言をすること、さらに学生に対しては、2.18通達を施行することについての十分な説得力があるものとする、などの諸要件を満たすことが必要であろう。
- この原案の3ページに「快適な居住環境において、プライバシーが保障され、かつ修学の上においてもプラスとなる学寮を期待する者が多い」とあるが、これを参考にして各大学で対処してもらいたいということであろうか。そのあとの箇所には「こうした新しい理念に基づく学寮づくりが……」とあるが、ここでいう「新しい理念」とは上述の点を指しているのであろうか。
- 学寮の新しい理念というものがこの文書の中で確認されているかどうかは分からないが、その前段の「学寮イメージの転換の必要性」のところで、学寮のあるべき姿についてはある程度触れられているものと思われる。
- 学寮の設備や環境をよくすることは理念のいかに拘らず大学としてやらなければならないことである。理念ということになると教育のあり方にまで関わることになる。
- 新しい理念ということが論議されている

が、この文書を全体的にみれば新しい理念はこの中に盛られていると思う。この案で結構だと思う。

- 3ページ目で文部省に対して「学寮のあるべき姿についての理念の確立を期待したい」と述べてあるが、これは「今後の学寮のあり方（参考資料）」をまとめた当時は、文部省にも学寮についての明確な理念というものは確立していなかったもので、このように問題点として指摘しておいたわけである。しかし、今日の段階では適当でないかもしれないので、「この点について」以下3行は削除してもよいと思う。また先程意見のあった「こうした新しい理念」という表現が適当でないということなら、これを「新しい見地」というように改めてはどうか。
- 2ページの下から8行目に、学徒厚生審議会の答申の引用があるが、この箇所は答申の正式名「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について」を括弧書きにして入れてはどうか。そうすれば、より明瞭になる。
- この「今後の学寮のあり方」は52年にとりまとめられたもので、既に2年半経過している。その後状況も変化し、大学には現実に立派な寮も設置されつつある。そのような点も十分配慮してこの見解をまとめる必要がある。
- この案の最後のところに、「経済的事情のために、この負担に堪えられない学生に対しては、現行の育英奨学金制度を抜本的に改善して」とあるが、ここでは、特に困窮学生に対し特別な金を支給することを考えているのであろうか。奨学金の金額が全体に上がればよいのであって、制度改革まで考える必要は

ないのではないかと。

- 欧米では寮費も高額であるが、それを賄えるだけの奨学金が給付されている。日本ではそれが不十分である点をここで述べているのである。
- この案では「市民社会に自明の私生活費個人負担の原則が適用されるべきことは疑問の余地はない」ということを言明しているもので、その反面として困窮学生への配慮も必要であることを言っているのである。
- 1ページのまえがきの部分の「したがって」以下3行の記述に関してであるが、ここで「既存の学寮に関する限り、……学寮問題の対処において大学間に相違が生じることは事実上認めざるを得ないであろう」とあるが、これは国大協では学寮の管理運営について個別的に処理することを認めている、と解釈されるおそれもあるので、この部分は削除してはどうか。
- この部分は「過渡的には」とか「暫定的には」とかいう字句を付加して残すという方法等も考えられるが、その前の箇所でも「……またその具体的な運営も一様でない」ということが書かれているので、削除しても差し支えないのではないかと。
- いま問題になっている3行は、当時炊事人の問題もさることながら、学寮運営の種々な問題を抱え苦勞していたので、そういう個々の大学の実情を無視して基本的見解という形で画一的に縛るとなると強く反発が出るという点を配慮して現実論でしめくったわけである。しかし現在は、炊事人の人件費の負担区分問題の解決に焦点が当たっているため、大分情勢が変わってきている。
- 3ページの下から8行目に、学寮の改善と

充実に当たって「また当該大学の教育方針が充分活かされるよう設備その他の面におけるきめ細かな配慮が加えられるべきである」という記述があるが、最近では学寮について教育施設という面が薄れてきているので、「当該大学の教育方針」云々という語句は削除した方がよいのではないかと。

- この意見表明がまとまり、理事会、総会の了承を経た後はどのような手続きをとることになるのか。
- 国大協見解として承認が得られれば、各大学の参考に資するため、その経緯・目的等を前文に書き添えて各大学へ送付することになるだろう。
- また文部省等の関係機関に対する要望書という形も考えられるのではないかと。
- 文部省は大学側の事情は熟知しているので、文部省宛に出すこともないし、また、文部省が会計検査院に対する説明のための資料という意味ならば、何も要望書という形にする必要はないであろう。
- この学寮問題に関する見解を現時点で公表することになった直接の要因は、昨年来の官公庁の綱紀肅正問題に関連して、大学が学寮の運営経費を代替負担していることについて会計検査院から厳しい指摘を受け、その速やかな改善が求められたということである。学寮の経費負担区分の問題そのものは、2・18通達が出された当時からこの合同委員会の検討課題とされていた問題であるが、上述のような事情から、この際大学としてその社会的責任を明らかにしなければならなくなったということである。
- 前回の合同会議で話のあった文部省内に設置された「厚生補導施設改善充実に関する調

査研究会」では、その後どのような協議が行われているのか、説明願いたい。

- この調査研究会はこれまで3回ほど開催されたが、学寮問題については経費負担区分の改善状況についての説明をきいただけで、会計検査院に対する対応についてはまだ論議していない。そのほか大学会館の問題や課外活動施設の基準面積の改訂問題等も話されている。次は6月頃に開かれる予定で、その時には経費負担区分問題への対応も論議されることと思う。
- 学寮関係の超過負担の対応についての文部省の考えは、炊事人については欠員は不補充とし、一方旧寮は新々寮に切替えて食堂を廃止する、しかし直ちに新々寮への切替えが不可能の場合は、暫定的に炊事人の配置転換の促進あるいは寮生雇いへの切替えによって過渡的に推進していく、ということである。現在の予定では原案は5月末、そして最終案は6月にまとめ、各大学には8月には送付されるのではないかと考えている。
- この見解の取りまとめについては、理事会で「参考資料」を基本にするという了解があるので、余りその内容を変えるわけにもいかない。それで私案であるが、次のような形にしてはどうだろうか。まず、「まえがき」の最後の文章（国有財産諸法規の遵守、私生活費個人負担の原則の適用を言明したもの）に続けて、大学もこの方針に沿って努力するが、その場合に、困窮学生に対する処置や改

善移行の際に発生が予想される付帯の問題および新寮・新々寮の問題等については、後述するように十分な対応策が立てられるべきである、という趣旨のことを付け加えることにする。そして、「3. 結び」として、当合同会議で検討した諸問題を簡単に要約して述べたらどうであろうか。

- 具体的な対策について言及するとなると、前回の理事会での承認の経緯もあるし、また、現段階でもいろいろな意見が出ているので、それを記述して果して総会で承認が得られるかどうか疑問である。それでむしろ、この際この見解を出すに至った趣旨を書いた前文をこれに添えるような形にしてはどうか。

このあと原案の1ページにある「既存の学寮の取扱い」について言及した3行の箇所を削除するかどうかについて論議が交された。

概ね以上のような意見の交換がなされた後、広根委員長より次のように述べられた。

今後の作業予定であるが、今日の議論をふまえ、そのとりまとめ作業を合同小委員会にお願いたい。そして、その案を理事会に諮ったうえ総会に提案するという手順にしたい。

以上で本議題についての協議を終り、最後に山岡委員長より、例年提出している学生の厚生問題に関する諸要望書を本年も提出することにしたのでご了承願いたい、と述べられ、了承された。

以上をもって本日の会議を終了した。

日 時 昭和55年1月25日(金) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 石塚委員長

加藤、坂本、高安、天野、丸山(代:川口)、
小林、小西、野本、西沢、井上、宮城各委員
白倉専門委員

(オブザーバー) 東京大学但馬国際第1掛長
(文部省側) 遠藤高等教育計画課長、五十嵐企
画連絡課長、光田留学生課長、佐藤国際教育文
化課課長補佐、他5名

第5常置委員会

石塚委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より新たに委員に就任された
天野慶之東京水産大学長の紹介があり、ついで
次のように挨拶があった。

本日は3つの議題についてご審議いただきた
いが、その進め方を次のような順序で行いた
い。

① 来年度の第5常置委員会関係予算につ
いて

② 来年度における外国学長招致計画につ
いて

③ 有志学長による中国訪問計画について

なお、①と②に関しては、文部省より関係官
各位の出席をいただいているので、その説明を
伺ったうえでご協議いただきたい。

【議 事】

1. 来年度の第5常置委員会関係予算について

まず遠藤高等教育計画課長から配付資料「昭
和55年度予算案の概要(外国人教師、在外研究
員、内地研究員関係分)」に基づき詳細な説明が
あり、ついで、一昨年より立法化の検討を進め
てきた国公立大学の外国人教員任用問題のその
後の経過について、次のように述べられた。

この外国人を国公立大学の教授・助教授に任

用する制度の立法化については、これまで国大
協でもご審議をお願いし、目下国会提出の準備
を進めている。しかし、この問題については、
現行の外国人教師制度との関連(二本建になっ
た場合のメリット・デメリット)のことや、こ
の任用制度を適用する場合の外国人教員の職務
権限の範囲や給与水準等に関しいろいろ困難な
問題があり、未だ成案を得るに至っていない。
なお、この問題に関連し、在日韓国・朝鮮人
大学教員懇談会から、定住外国人の国公立大学
教員任用の問題について国大協に要請があったこ
とも伺っているが、文部省としてはこの外国人
教員任用制度の問題については、各方面の意見
を聴きながら引き続き検討し、成案が得られる
段階になったら改めてご意見を伺うつもりであ
る。

以上の説明に続き、概ね次のような意見の交
換が行われた。

○ 現行の外国人教師と外国人講師との区別は
どのようになっているのか。

○ 外国人教師の方は1週44時間勤務であり、
外国人講師の方はパートタイムである。

○ 外国人教師・講師を採用する場合、一般教
育関係でも専門教育関係でも、いずれでもよ
いのか。

○ 外国人教師は元々語学関係が多いので、結果的には一般教育関係が大部分を占めているが、特にこれに限定しているわけではない。最近は徐々に専門科目の教師も増えつつある。

○ 文部省は55年度在外研究員予算が昨年比4%減ということから、派遣期間の短縮によって人員の方を減らさないようにしたい意向のようであるが、これは決まっているのか。

○ 在外研究員については、新年度への移行と同時に適用させる関係上、予算原案が出る前に照会し、既に各大学から推せんいただいているが、長期の場合の12カ月を10カ月に短縮できないかどうか再検討ねがいたい旨の文書（高等教育計画課長名の依頼文書）を昨日事務局宛送付した。これに協力いただける数が多いければ、その分、派遣人員を減らさなくてすむわけである。

○ この配付資料に示されている在外研究員の派遣人員は、期間の短縮を想定した上での数字であるのか。

○ 在外研究員の各々の1人当たり予算単価は数年前にセットされたままで、その間航空運賃等の値上げがあったが、それは単価に反映されていない。しかし、この予算は甲種、乙種、短期各々が独立完結しているのではなく、この3つが同じ袋に組み込まれている。したがって、昨今の財政事情のもとでは、短期の人員を増やす等をして、極力、派遣総人員の減少をきたさないよう文部省としても配慮している。

なお、長期の予算単価はすべての地域を考慮し、その平均値でセットされているので、55年度は比較的近い地域の要求が多ければ、その分、派遣人員は増加する。そのようなこ

ともあり、この人員は実際の執行とは必ずしも一致するものではない。

○ 長期の甲種と乙種との区別はどのようなことか。

○ 甲種の場合は、国は旅費だけを支給し、滞在費は先方から貰うようになっている。

以上でこの件についての意見交換を終り、ついで、五十嵐企画連絡課長から配付資料「昭和55年度予算重点事項（国際交流、協力の推進）」に基づき、その要点の説明があった。

以上の説明に続き、概ね次のような意見の交換が行われた。

○ 学生国際交流は、すべての学生が対象となるのか。

○ 3～4年次の学部学生が主である。これの基本的な型は大学間で交流計画の契約を交し、相互に学生を送るという形である。

○ 国際研究集会への派遣は、学術会議の派遣とは別枠か。

○ これは直接、文部省が各大学へ募集要項を送付し、大学でとりまとめ願っているものであり、学術会議での派遣とは別なものである。なお、これは国際研究集会で座長やレポーターを務める者の中から選考するものであって、学会から選出される者とは異なる。

○ 国費外国人留学生は中国からの留学生も含んでいるのか。

○ ここでいう国費外国人留学生とは、日本政府が往復旅費および月々の奨学金を支給し、文部省のプログラムによって来日している留学生のことで、中国政府派遣留学生とは別である。54年度実績は、中国からの留学生はこのうち20名であり、55年度も同人数を予定している。

- 外国の大学と姉妹校の関係を結ぶ場合、文部省はこれに対し、特別の配慮をしてくれるのであろうか。
- その場合、留学生受入れなら国費外国人留学生制度で、また研究者の派遣は在外研究員制度である程度出来るが、大学としては姉妹校から研究者を受入れる際、予算の裏付けがなく困るという話をよく伺う。そこで文部省としても、この点を考慮し、わずか7人分(2,300万円位)ではあるが予算を新規に計上している。これは一応、制度として芽が出たが、未だ運用面で困難な点も予想されるので、それについては相談のうえやっていきたい。

以上でこの件についての意見交換を終り、ついで、光田留学生課長から配付資料「中国政府派遣留学生の受入れについて」および「中国からの留学生の受入れ手続」に基づいて詳細な説明があった。

以上の説明に続き、概ね次のような意見の交換が行われた。

- 配付資料に66名の訪問学者が来日予定とあるが、これは一昨年12月教育使節団が訪中した際、中国側より54年度分として425名の進修生・研究生の派遣の希望表明があったわけであって、その425名の中に含まれていたと記憶しているがそれでよい。
- その通りである。当初、進修生・研究生という2つのカテゴリで受入れを進めていたが、その後中国側より、留学生の中には教育・研究経験およびその業績(日本の助手・講師相当)から見て今までの2つのカテゴリ以外に研究員扱いが望ましい者も含まれるので、それらについて別に配慮願いたいという

要請があり、その結果、「訪問学者」という新しいカテゴリーを設けたわけである。また訪問学者については研究員扱いであるので、進修生・研究生(学生扱い)とは別に、研究費・旅費等の予算措置をした。

- 大学で入学許可をした留学生が入国の際に大麻所持違反で税関につかまった例があったが、このような場合、大学はどのように処置すべきであろうか。
- そのような場合には3つの要素がある。
 - ① 国費留学生としての奨学金支給を続行すべきか否か。これは文部省の判断である。
 - ② 学生身分を取消すか否か。これは大学の判断である。
 - ③ 本国に送還すべきか否か。これは法務省の判断である。

今回、裁判所判決は執行猶予であったが、法を犯した者に公費を支給すべきでないとの判断で奨学金支給を取消した。しかし②の学生の身分を剥奪すべきか否かは、大学の判断である。

- 大学の判断が本国送還か否かのカギになるため、大学としても判断を下すについて種々のことを考えざるをえない。
- 個人的見解であるが、感情を交えず、学生として相応しい者であるかどうかの判断を下せばよいのではないと思う。
- 訪問学者の滞在費はどうなっているのか。
- 滞在費は先方がもつことになっている。研究費は当方でもつ。

以上をもって、国際交流関係の55年度予算に関する協議を終了した。

2. 来年度における外国学長招致計画について

まず佐藤国際教育文化課課長補佐から配付資

料「文部省及び国立大学協会による大学長招致計画」に基づき、今までの実績の報告がなされた後、次のように述べられた。

この外国学長の招致は49年より始まり、51年からはアセアン地域中心ということで数年続けられ、54年にはオーストラリアということになった。アセアン地域についてはまだ1～2カ国残っているが、諸事情から見ても一応終了したものと考えてよいのではないかと思います。そこで、今回は、地域等を決めて計画的に招致するのか、あるいは特定の国について考えるのか、その辺からまずご審議願いたいと思う。

以上の説明に続き、概ね次のような意見の交換が行われた。

- この招致計画の来年度の予算は従来どおりであろうか。
- 大体同じ程度の予算である。
- 次の議題の「有志学長による中国訪問計画」との関連で、中国からの招致を考えてみてはどうか。中国なら近くもあり航空運賃も安価であるので、従来の学長招致人員の枠を超えることも可能ではないか。そうすれば、本協会が別途に進めている中国視察計画に申し込んでいる19名の学長が訪中しても、何とかお互いのバランスが取れることになるのではないか。
- 航空運賃からはそういえる。しかし仮に10名招待したとしても、来日後の世話は各訪問大学等にもお願いしているわけで、その接待の面で困難な問題が生じてこよう。
- この訪中計画は有志学長の私費によるものであるもので、この学長招致計画と同列で扱わない方がよいと思う。
- アセアン諸国は一応終了したということで

あるので、次は南米の中から招致したらどうか。中でも日本と密接な関係を持つブラジルあたりはいかがであろうか。

- この学長招致計画が開始された際、アメリカのように密接な関係があっても、頻繁に交流のある国は当計画の対象外とした。それです。まず、ヨーロッパの西独、フランス、次にアセアン諸国の順で実施してきたわけである。そこで再度アジアからということになれば中国になろうが、アジア以外からということになれば、やはり南米のブラジル、あるいはカナダあたりがよいのではなかろうか。
- ブラジルは遠方で、航空運賃も高額になるが、文部省予算の範囲で3名程度の学長招致は可能か。
- その意味では、複数の候補地を決め、順位をつけて文部省に検討願えばよいと思う。

このあと委員長より次のように提言があり、了承された。

55年度の外国学長招致計画は、第1候補ブラジル、第2候補カナダの順で文部省に検討願うこととしたい。また計画に際して、先方の希望も十分考慮いただきたいが、予算の都合および慣例等もあるので、これらの折衝は文部省に委ね、計画が準備された段階で再び参集願ひ審議したいと思う。

3. 有志学長による中国訪問計画について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

このことの企画の内容はおおよそ承知のことと思うが、その経緯を簡単に説明したい。

この問題の発端は、昨年の初め、三重大学長より、中国の学術・文化・教育の視察をしたい

が個人で行くとその目的を十分に達成できぬ恐れがあるので、できれば同志の学長と共に、いわゆる訪中団形式で行きたいので検討願いたい旨の申し出があったことによる。その後、この件について特に進展はなかったが、三重大学からしばしば熱心な要請があったので、春の総会第1日目(54. 6. 19)終了後、石塚事務局長が会長・副会長にその旨伝えたところ、佐々木第5常置委員長を交えて協議され、その結果「訪中団」を編成できるか否か、取り敢えずアンケートをしてみてもどうかということになり、その旨をうけて「中国視察の参加希望について」(54. 7. 6日付文書)で各学長に照会したわけである。その結果、20名(うち1名辞退)の参加希望者があった。

アンケートの結果20名の希望者があったので、石塚事務局長は、その名簿を持参のうえ文部省関係官に経過を報告し、最善の方策を教示いただきたい旨依頼した。また佐々木第5常置委員長に対しても文部省に説明方を依頼した。

その後更に、石塚事務局長は文部省に行き、訪中団が訪中するために中国側から招待状を受ける方法等について担当官と相談したところ、次のような話があったとのことである。

- ① 学長の訪中であるので慎重を要する。
- ② 文部省→外務省→中国教育部のルートが考えられるが、20人が一度に出るのは困る(2～3班に分けるのが望ましい)。
- ③ 仮に上記ルートにのせるとしても、目的を明確にし、具体的な事由でなければならぬ。
- ④ もし実現したとしても(滞在中あるいは)帰国に際し、中国側から学術上の協力要請がなされた場合、慎重にかまえてもらいたい。

その後、秋の総会(54. 11. 14)において佐々木第5常置委員長より参加希望が20名あった旨の報告が行われるとともに、その日の昼食時に第5常置委員長も交え第1回の「中国視察参加希望学長打合せ会」を開催し、実施方法等について協議した。そこでは、希望者が20名という大勢なので2班に分ける、実施時期は55年の5月と7月とする、訪問日程はいくつかのコースを設定する、などのことが確認されたが、その席上では各人の希望時期、訪問日程等の整理ができないので、再度アンケートをし意見をまとめることとした。この「中国視察に関する意見照会」(55. 11. 22日付文書)の集計結果は、次のとおりであった。

(訪問時期) 55年5月は14名、7月は5名。

(訪問日程) (北京、大連、瀋陽、上海)コースは2名、(北京、洛陽、西安、上海)コースは7名、(北京、杭州、上海)コースは2名、(北京、南京、上海、杭州)コースは3名、特に希望なしが5名であった。

また見学場所は、それぞれの専門に応じ、主として大学・研究所視察の希望が大部分であった。

以上が現在までの簡単な経緯であり、本日はこれについて協議いただくわけであるが、当初この訪中計画は、国大協が正式に訪中団を派遣するというのではなく、ただ国大協で仲介し希望者のとりまとめの試みをしたものであった。ところが、実際に希望者を募ってみると20名もあったので、その世話を第5常置にお願いしたいということになった。しかし、このように第5常置がタッチすると、国大協が学術訪中団を正式に組織するというニュアンスも生じてくるので、その点についても(この訪中計画を国大

協の正式な学術訪中団とするか、あくまで有志学長の私費による訪中とするか) 第5 常置としての基本的な考え方を示す必要があると思われる。

以上のように述べられた後、概ね次のような意見の交換が行われた。

- この訪中計画は私費ということであるが、現状では学長が私費で海外へ行くのは仲々認められない。公務出張でも2週間以内は次官決定(閣議報告)、それ以上は閣議決定というように簡単には海外への出張は認められない。
- うちの大学では昨年の夏、中国の大学から招待があり、文部省はこれに難色を示したが、私を含め19名の教官訪中団を組織し訪中した。費用は私費負担だが、学長の私は公務出張という形をとった。教官は各学部に分かれていたが、見学施設等については、各専門の要求のとおりいろいろ配慮いただいた。その経験で言えば、大都市であれば各専門が異なっても、それぞれ専門の施設の見学は可能であろう。また通訳も中国側で適宜つけてくれた。
- 私費による場合は旅行社を通すことになり、その場合、各専門に応じた施設の見学を注文しても仲々むずかしく、結局、観光ルートをまわることになる。また費用の点でも、昨年頃から外国人旅行者に対するレートが大幅に値上がりしている、決して安いものではない。したがって、この訪中計画は既に中国側にも伝わっており、先方では歓迎の態度を示していると考えられているので、出来れば中国教育部等の招待で公式に訪中するのが最善である。その際考慮すべき点の一

つは、中国の公式な訪中団を受入れる体制が10名ぐらいを前提につくられているということである。希望者19名が一度に訪中しても中国側もその対応に困る。やはり2班に分けるのが望ましい。

- 私費ということ、また特に中国側の招待もないということであれば、旅行社を通して観光団として行かざるを得ない。しかし、そういう形で大勢の学長が訪中することに対しては文部省は難色を示している。
- この問題を審議するに際し、文部省の見解を知りたく先般次官その他に面談した。その折の印象では、文部省は国大協の決定であれば反対はしない、決定に応じた対策を講じた、しかし文部省の立場としては、一度に大勢の学長の訪中は好ましくない、綱紀粛正の折柄その目的を明確にしてほしい等、希望があった。そして、出来れば今回の訪中計画は暫くペンディングにしてほしい、とも言っていた。このように文部省は消極的であったが、計画が進展していることもあり、文部省の方で人員の枠を示してくれば参加希望者の中から訪中経験等を考慮し、派遣メンバーの縮小も可能と考え、その趣旨の質問をしてみた。しかし、結果は、それは国大協の方で決定すべき事柄であるとの返事であった。
- 本日、ここで決めたいことは、最初私費による中国視察ということから始まったこの話を、国大協の事業ということにするのかどうかという点である。つまり、観光団の世話をするのか、国大協として正式に学長派遣をするのか、という点をはっきりさせる必要がある。
- 国際大学協会を窓口として、学術代表団を組織してこれまで2回訪中した。その延長線

上で有志学長による訪中団を派遣することは可能だが、その場合は中国教育部の招待ではなく、中日友好協会を通してのルートとなる。

- 今回の訪中は国大協の企画なので、簡単に行けるとして応募したわけである。
- 国大協という形で訪問すると先方では正式に接待することになるので、次には当方で招待を考えなければならない。
- それは毎年行っている外国学長招致計画のルートにのせて、56年度は中国から招待することにしてはどうか。
- そうなるとこの訪中計画は新しい条件のものにしなければならない。
- この訪中計画を正式なものとするかどうかであるが、これは当初有志学長の私費による訪中計画であったと考える。しかしこの計画の実現が困難であるということから、これを改めて国大協の正式な事業とするというならば、条件面で変更があったのであるから、実現可能な方法を考え直す必要がある。
- 教育部を通すのと中日友好協会を通すのとどちらがよいであろうか。
- それは教育部の方がよいと思う。その場合には文部省、外務省を通す必要がある。
- 10人宛2班ということで、外務省を通して申し入れることに対して文部省は余りよい顔をしない。それでこの際、これを国大協のフォーマルな事業としてやるのか、あるいは単に訪中希望者の窓口あつ旋をするのか、の点をはっきりする必要がある。
- 私は国大協が窓口となってあつ旋してくれるものと思って申し込んだので、いろいろ問題があるというなら辞退してもよい。
- 自然科学系の人達と人文・社会科学系の人

達を二つに分けて、一方は中国の科学院と、他方は社会科学院と交渉することも考えられる。

- 観光ルートということでは文部省は難色がある。
- まず条件をしっかりと決めなければならない。
- 今までの経過からして、この訪中の話は国大協の企画ということではないようである。しかし、学長が出張するとなると公務出張ということになる。この計画は初めに十分練られていなかったもので、もう一度練り直して条件を改め、募集し直した方がよいかもしれない。
- 有志の自費による訪中ということであるなら、それは第5常置としての本来の仕事とはいえない。これを実現するには文部省との折衝のこともあるので、もしこれを計画的にやるなら、前の計画を一度ご破算して第5常置で練り直して再度募集することにした方がよい。
- 学術交流のための企画を立てて、その観点から人選をして10名以内の人数に絞れば、実現の可能性もあるかもしれない。
- その条件づくりがむずかしい。
- この話は、最初は中国を視察したいという希望から始まったものである。しかし、文部省がそれでは困るというなら、国大協としては別な立場からその必要性の検討をしなければならない。それで、今度の春の総会で、これまでの折衝経過を話してこの話を一度打ち切ることにし、もし第5常置で更に検討してほしいという希望があれば、改めて取り組むことにしてはどうか。
- 単なる視察という話は一度打ち切ったうえ

で、改めて条件を整えて計画的にやるということなら総会に諮ることもできる。既に申し込んでいる人もあるので、けじめをはっきりしなければならない。

- 昨年11月総会の時に有志学長が集まって話し合い、2班に分けて実施することまで決めたので、これを急にご破算にするのもおかしい。一度有志学長にまた集まって貰って、これまでの経過を話して相談してみてもどうか。
- この訪中の話について第5常置委員長より希望の有無のアンケートをしたが、それは取りまとめの世話をするというものであって、国大協の企画ということではなかった。また、有志学長の打合せ会で決めた事項も、有志学長の間で取り決めたことで、第5常置として決めたことではない。つまり、第5常置の正式ルートによって進められたものではないので、そこまで一度話を戻す必要がある。本日ここにご出席の4人の訪中希望学長の方々は、この話を正式ルートにのせるということについてご了承いただけるか。ただ、2回

に亘って行くことには文部省は賛成でない。

- 文部省は、10名1回ならよいということか。
 - 19名の学長が一度に出かけるのは好ましくないということだが、国大協が決めるなら世話はするといっている。文部省もこの話を頭から拒否しているわけではない。この問題については、一度会長とも相談して意見を伺って対処したい。当初予定した5月と7月の訪中時期に間に合うよう結論が出せるかどうか分からないが、できるだけ早く取りまとめた。
 - 話を一度元に戻して、単なる訪中の世話をするのか、あるいは計画的に派遣するのかははっきりさせ、国大協の事業としてやるなら改めて募集し直すのがよい。
 - 兎に角、一度会長に連絡して、正式ルートの方法に切り換えるのかどうかも含めて相談し、今後の処置を考えることにしたい。
- 概ね以上のような意見交換があって、本議題の協議を終り、閉会した。

第6常置委員会

日 時 昭和55年2月21日(木) 13:30~16:00
場 所 国立大学協定会議室
出席者 今村委員長
畑, 阿部, 高梨, 榎, 安藤, 川村, 竹山,
砂田, 中塚各委員
吉田, 平間, 横江各専門委員

今村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次の新委員の紹介があった。

阿部 猛委員(東京学芸大学長)

横江照郎専門委員(東京工業大学事務局長)

【議 事】

1. 光熱費の高騰に対する要望書について

まず石塚事務局長から配付資料「昭和55年度国立大学特別会計予算の概要」, 「授業料改定単価表(案)」および「電力・ガス料金値上げ

申請に関する新聞記事」等について説明があり、また平間専門委員から東京医科歯科大学における光熱水料、燃料費に関する調査資料に基づき、光熱水料等の最近の高騰の実態について説明があった。

ついで、これの対応策についての協議に入り、次のような意見の交換が行われた。

- 大学における光熱水料については、これを当校費から支出するという従来の方式を改めないと、光熱水料に研究費の大部分が食われてしまうことになる。光熱水料と研究費との予算執行は別枠のものにする必要がある。
- それは予算の建て方の問題であろうが、それとは別に、55年度の予算において教官当積算校費が2%アップという低率の状況下で50%以上の電気、ガス料金の値上げが行われようとしている大学財政の危機的状況に対して、国大協として緊急に何らかの意思表示をする必要があるのではないと思われる。
- それには、大学における光熱水料の全体の校費に占める割合を出し、今回の値上げが研究教育面にどのような影響を及ぼすかという数字を示して要望する必要がある。
- 文部省は「当校費が低い伸率で押えられているため、研究費の補完的措置として特定研究経費の増額に特に意を用いた」といっているが、この特定研究経費は全部局に毎年くるものではないので余り効果はない。
- 特定研究経費が大幅に増額されたといっても、その金額の枠自体が微々たるものであるので、研究費をカバーするまでには至らない。
- この問題について、要望するとすれば、次の二本建てにしてはどうであろうか。
 - ① 教官当積算校費2%増という状況の下で

光熱費が50%以上も値上りしたのでは、研究教育の必要経費に支障を来たすので、当校費について再検討されたい。

- ② 光熱費は、今後も騰貴する可能性が強いと思われるので、これは研究費とは別枠に計上されたい。

- ①については、大学側は問題はないと思われるが、②については、そのようにすべきかどうかは問題があるのではなかろうか。
- 光熱水料を別個の柱として建てると、私学助成費との関係が出てくることになる。
- 他省庁にも研究所があり、研究費の問題は大学だけの問題ではないので、これのあり方に触れるのはむずかしい。それで当面の措置ということに絞った方がよい。

ここで、前回オイルショックの際に提出した「石油、電力等確保に関する要望書」の紹介があり、ついで今回の要望書の骨子についてさらに詰めを行い、次のように措置することが了承された。

- ① 要望書の骨子は「研究費は殆ど増えないのに光熱費、燃料費が大幅に値上りすると、研究教育の遂行に支障を来たすので、必要経費の確保について配慮されたい」という趣旨のものとする。
- ② この文案の作成は委員長に一任し、その原案を各委員に照会したうえで理事会に諮り、文部大臣宛に提出する。

2. 教官研究旅費に関する要望について

このことについて委員長より次のように述べられた。

教官研究旅費はもともと不十分であったが、55年度予算ではこれが前年度より5%減ということになる。これを増やしてくれということ

いま言うわけにもいかないが、何らかの打開の方策を考える必要があると思う。それで、まず各大学の教官研究旅費の実態を調査し、そのデータに基づいて来年度の予算編成前に文部省に善処方の申し入れをすることにしてはどうかと考える。

ついで次のような意見の交換が行われた。

- 具体的なデータの収集については、これを各大学について行う必要があるのであろうか。
- 教官研究旅費の調査ということになると、その内容が複雑でデータ収集は困難ではなかろうか。
- 内容は複雑ではあるが、国内だけでも多くの学会があり、グループ研究もあって、それに参加している教官の旅費が現在いかに不足しているかということは認めてもらう必要があると思う。
- 教官研究旅費については、大学の所在地域によってその事情に違いがあるので、これを同一に考えるわけにはいかない問題があると思う。
- そのような地域的な違いの条件があるとするれば、大学を地域別に抽出して調査してはどうであろうか。
- 全部の学会出張を取り上げるのでは調査が大変である。
- それについては、現実に出張命令を出しているものに限定し、それに対してどれだけの金額を支給しているか調べればよいと思う。
- 各部局では減額で支給している場合が多いので調べにくい。
- 困っている実情を調べたうえ、56年度予算の際に考慮して貰うようにしたい。

このあと、調査の方法、内容等について意見が交され、その結果、53年度の教官研究旅費の実績について第6常置委員会に所属する次の大学について調査を行うことにし、調査票の様式については各専門委員に一任した。

○ 大学名および調査対象学部

北海道大学：法，農

群馬大学：教育，工，教養

東京大学：薬

東京工業大学：理，工

東京医科歯科大学：医，歯

広島大学：文

3. 定員削減に伴う行政事務の簡素化について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

行政事務の簡素化の問題については、それぞれの大学において、その改善に努力しているが、実際には法令その他の事情によって非常に煩雑な仕事を行っているという実情である。

なお、この問題については、先般(52年9月)出した報告書「第4次定員削減と国立大学の実態」のなかでも触れてはいるが、この時点で更に具体的な事実を基に、この問題の問題点を強く打ち出し訴えておく必要があると思われる。

これについて、次のような意見の交換があった。

- いま官公庁の不正経理問題がクローズアップされているが、これは一つには現行の会計法が支出の実態とマッチしていないことにも起因している。会計法が簡素化されれば経理事務の量も大分節減されることになる。
- 行政事務の簡素化の一つの方法として事務機構の合理化ということが考えられる。しか

し、これは事務職員の待遇改善（職階制の問題）とも結びつく面もあり、簡単には組織の整理統合ということもできない事情がある。

- 事務簡素化で、もう一つ考えられる問題として教官の任命権の問題がある。これについて、文部大臣発令は教授のみに留め、助教授以下の教官については、学長発令とすれば事務量の一部を軽減することにはなる。
- 学内の事務量の節減の問題であるが、これはその当事者達——例えば庶務、会計、学生部、施設部、図書館等——がそれぞれ集まって問題点を検討するということも、一つの方法ではなかろうか。それと、文部省がどのようなことを検討しているかもきいてみる必要がある。
- 事務量を減らさなければ人を減らすことにも限度があるので、行政事務の簡素化を大所高所より検討する必要がある。

以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

この問題については、もう少し具体的に問題を詰める必要があると思うので、大学財政小委員会で、必要なら事務関係の臨時委員も加えて検討を進めることにしたい。

4. そ の 他

(1) 第6常置委員長宛の富山大学長からの要望事項について

このことについて委員長から次のように説明があった。

昨年8月10日に行われた人事院勧告の中に「56歳以上で人事院の定める年齢を超える職員は特別の場合を除き、昇給しないものとする」という条項が含まれていることに関し、富山大

学長より、国立大学教官についてはこの昇給停止措置から除外するよう、人事院規則等改正の際、働きかけてほしいとの要望があった。このことについては、人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、既に2月12日に人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正を行っているが、大学教官の例外措置は認めていない。それで、この要望書の取扱いをどうするかについてご協議いただきたい。

この問題について若干意見が交されたが、このことを要望するのは諸般の事情からむずかしいとの大方の意見であったので、委員長より富山大学長にその旨回答することとした。

(2) 在外研究員、科学研究費等に関する提案について

高梨委員より次のような提案があった。

在外研究員の派遣人員は増えてきているが、甲種の滞在期間は1年間で10カ月に削減されることになった。このことについて、これを1年間にしてほしい、場合によってはあとの2カ月分は私費支弁でもよいから、ということをや望しても仲々きいて貰えない。これを何とかして貰いたいと思う。（このことについては特別会計制度協議会の際に委員長より文部省側に質すことにした。）

科学研究費の交付が10～11月頃になっているが、それ以前にこの経費を使いたい場合がある。しかし、それをするとな不正経理ということになる。科学研究費の交付がこのように遅いと、学術研究調査等を行うことは困難になるので、もっと早目に交付できるよう文部省に善処して貰いたい。

以上のような提案があったのち、最後に委員長より、去る1月10日逝去された和田正信委員に対する哀悼の言葉が述べられ、閉会した。

医学教育に関する特別委員会

日 時 昭和55年3月5日(水) 13:30~16:00
場 所 国立大学協会会議室
出席者 石塚委員長
大池, 吉田, 須田, 具島各委員
中川専門委員
(文部省) 川村医学教育課長, 他1名

石塚委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日お諮りしたい主な議題は、次の2項である。

- ① 大学病院における臨床研修について
- ② 55年度医学教育関係予算について

以上の議題について、文部省の方からは川村医学教育課長が出席しておられるので、まずその説明を伺ったうえで協議するということにしたい。

なお、この議題のほか現在欠員になっている2名の委員の補充のことについてもお諮りしたいと考えている。

以上のように挨拶があったのち議事に入った。

【議 事】

1. 大学病院における臨床研修について

このことについて委員長より次のように述べられた。

大学病院における臨床研修の問題については、昨年7月31日開催の委員会においても協議したが、その後本年1月8日付で大学局長名で医学部を置く各国公私立大学長宛に「大学病院における臨床研修のあり方について(中間報告)」が送付され、意見照会が行われている。それで、まずこの「中間報告」について川村医学教育課長より説明を伺ったうえで、ご意見を

承りたい。

ついで、川村医学教育課長より次のように説明があった。

このことについては、昨年夏の本委員会で試案を基にご審議を願ったが、この問題の経緯についてまずご説明したい。

大学病院における臨床研修のあり方については、昭和43年に、大学基準分科会の医学専門委員会では現在のようない研修制度を定め、これによって実施するよう各大学にお願いした。

この時決定した基本方針というのは、次のようなものである。

- 特定の診療科に関する知識技術の修得。
- 当該領域の学問の進歩に寄与する能力の養成。
- 医学の実践者としての医師のあり方の体得。

以上3点がその基本方針である。したがって、臨床研修を行う者は特定の診療科に所属し、当該診療科について研修を行うものとするということである。なお、必要があればこれと関連を有する診療領域について研修してもよいということになっている。

以来、この方針の下に大学側は尽力されてきたが、一方、40年代後半より、これに対する意見が出てきて、厚生省では、医師研修審議会を中心に48年、51年、53年の3回に亘ってこれを検討し、プライマリーケアに重点を置いて行う

べきではないかという結論を得ている。しかし、そのためにはいわゆるストレート方式では不十分であるから、ローテート方式によってプライマリーケアを身につけた医師の養成ということに主眼を置くべきではないかという意見書あるいは建議をまとめている。

このような状況下において、文部省でも大学病院における臨床研修のあり方について検討することになり、53年10月に医学視学委員会の中に臨床研修に関する小委員会を設置し、昨年12月までに7回に亘る会議を行い、その結果、本日お手許に配付した資料のように、医学視学委員会としての一応の意見を中間報告のかたちでまとめた。なお、この中間報告の内容は昨年夏提示した案と殆ど変りはない。そのようなことで、一応中間報告がまとまったので、その内容について各方面の意見を伺うということで、このたび医学部を置く各大学に意見照会を行ったわけであるが、この臨床研修のあり方については大学病院のあり方と深く関わる面があるので、本日この案に対するご意見を伺えれば幸いである。この案の内容については前回ご説明したので省略させていただくことにする。

なお、この問題に関する今後の段取りについてであるが、今月中に各方面からこれに対する意見を伺い、これを基に医学視学委員会小委員会において検討し、最終的な報告書としてまとめる予定である。

ついで、これに対する意見交換に入ったが、最初に委員長より、本日欠席の吉利、脇坂両委員から寄せられた本問題に関する意見文書の披露があり、それに引続いて次のような意見交換が行われた。

○ この卒後研修の問題については、文部省と

厚生省との間の責任の範囲が曖昧であることが問題になっている。この辺がはっきりしない以上解決しない問題があるのではなからうか。この前、文部省と厚生省で話し合いをするといっていたが、どういう話し合いが行われたのか伺いたい。

○ もっともなご意見であり、最も重要な点だと思っている。このことについては学術会議の方でも議論され、厚生省と文部省の両者を一体化した行政組織を設け、卒前教育と卒後教育とを調整する仕組みを作ってはどうかとの提案がなされたように聞いている。しかし、役所としては新しい組織を作りにくい事情がある。実際には、この問題について両省は緊密に連絡を取りながら事を行っているわけであるが、責任の問題となると双方とも譲り合って曖昧なままになっている。この点はまだ少し明確にした方がよいと思っている。ただその場合むずかしいことは臨床大学院の問題である。これを学生の延長とみるか、あるいは教える側の者とみるか、その点をはっきり整理しなければならない。

○ この臨床研修の問題は、予算が伴うものである。したがって、具体的な組織を作って予算を貰い、両者にまたがった臨床研修の問題を取扱うのがよいと思う。学術会議でも随分議論された問題だが、どこから解きほぐしてよいか分からない。どこが問題点かご意見を出してほしい。

○ 大学院と臨床研修の区別は明確であると思う。研究と研修とは異なるものであり、もし研究と研修を一体にしているというのであれば、これは分離すべきである。大学院というところは教育と研究をやるべきところであり、大学院生は学生である。臨床大学院で

は、臨床の問題としてどういうものがあるかについて、教育し、研究すべきである。

- プライマリーケアということは、現在世界的な大きなテーマとして取り上げられているものである。今までの医学はあまりにもスペシャライズされていて、それでは現在の社会の要求に応えることができないということである。いま一つは経済的な問題である。スペシャライズされた医療には経済的な問題が伴うということがある。

プライマリーケアというのはスペシャライズされた医者を集めればできるというものではない。それは原理的に違うものであって、そのカリキュラムや教育の方法も異なっている。アメリカなどではプライマリーケアそのものの専門家が養成されているが、日本でもプライマリーケアを志向するのであれば、実験的教育に金を出さなければならない。厚生省としては、世界の動きに従ってプライマリーケアということは言わざるを得ないという事情がある。しかし、文部省としては従来の臨床研修方式でもよいではないかという考えがあり、そこで両者の折衷案として今回の中間報告のような案が出てきたのではないかと思う。

- この問題について、国と地方自治体が一緒になってやってもよいのではないかといったが、国は地方自治体の援助は受けられないということであった。しかし、これをやるについては大学という場所が必要である。ただ、人を出せばよいというわけにはいかない。そこで、地方自治体の援助のもとにその地域の医者のチームを作って、大学のなかにプライマリーケアを行う部門を作ってもよいのではないかと思う。そうすれば予算的な問題も人

員の問題も、ある程度解決して行けそうにも思われる。

- 国と地方自治体が一体になって救急部門に当たっている例はある。
- 救急については地方自治体との協力も行われているが、卒前実習については、関連教育病院で実習の3分の1くらいは行ってもらいたいということをいっても、これがいろいろな面であまりスムーズには行われていない状態にある。
- しかし、この問題もスムーズに行う方法はあるのではなかろうか。例えばプライマリーケアあるいは救急医療というような分野のカリキュラムを作り、その限定したところを大学病院または関連病院において、自治体と協同して行うというようなやり方をすればやれないことはないと思う。
- 大阪大学の救急医療は大阪府が援助してやっているが、大学では高度のもののしかやらないという点が問題である。
- その点については、沖縄の中部病院ではプライマリー、セカンダリーというように分けずに、最初はどの患者でも受け入れている。しかし、これは一晩だけしか預からない。そうしてその間に、これはどうすべきかという手配をして処置する。このようなやり方をすれば必ずしもできないことではない。やりたい所からやらせるようにすべきである。
- そのようなやり方については、大都会・中都会・小都会というような条件の違いということもあることであろうから、一概に考えられる問題ではないかもしれない。そこで、この問題はもう少し詰めて考える必要がある。
- 勿論この問題をすべての大学に一樣にやら

せようというのは無理なことである。そのやり方はいくつかのアイデアがあることであろうから、そのうちどれかをはっきり選んで行ってみてはどうかということである。

○ プライマリーケアについての専門医師とも言おうか、そのような医師を現在日本はどれくらい必要としているのであろうか。

○ そのような医師をどれくらい必要とするかというその数を断定するわけにはいかないが、専門医の医療は経済的に高くつくということがあり、また患者の不安を取り除くための科学的なアドバイスがなされるということから、プライマリーケアに対する志向は増大してきた。

○ プライマリーの医師とゼネラルプラクティショナー（GP）とはどこが違うのであろうか。

○ GPというのは昔の考え方で、それはGPがまずあってその上にスペシャリストがあるというように、つまり下級医というような感じがある。プライマリーケアというのはそのように未分化のものではなくそれ自身が一種のスペシャルで、病人を振り分ける能力を持っているものである。

○ この「中間報告」で言っているプライマリーケアはそのような高度のプライマリーケアを言っているのであろうか。その点をはっきりしておかないと混乱が起きるおそれがある。

○ 日本で現在言われているプライマリーケアというのは、そのような高度のものを言っているのではない。専門職としてのプライマリーケア医を養成するのであれば、まず医療体制の方を先に整備し、その中で位置づけをはっきりしなければならない。

○ 現在目指しているプライマリーケアについては、甚だ不明確なところがある。その点をはっきり理解させるためには、カリキュラムを示すべきであろう。

○ しかし、カリキュラムを組むということは、国が研修医にサービスする手順を示すものであって、制度的にはそれ相応の費用を研修医より受け取らなければならないことになる。

○ その点は教員の教育研修のような場合を考えればよいのではなかろうか。

○ しかし、その問題は教員の現職教育であるので差し障りがないものである。

○ 医師も現職教育ということでは考えられないのであろうか。

○ 教員の研修の場合は、国家公務員の職務の一環として行われているものであるが、医師の場合は全員が国家公務員になるものではないから、現職教育として扱うわけにはいかない。ところが、この関わりの問題を乗り越えないと何もできないことであろうし、その点困難な問題がある。

概ね以上のような意見交換があって本議題の協議を終った。

2. 55年度医学教育関係予算について

このことについて川村医学教育課長より配付資料「昭和55年度医学教育関係予算案主要事項別表」をもとに詳細な説明があり、これに対し格別の意見もなくこれを了承した。

3. 医学教育振興財団について

このことについて委員長から次のように述べられた。

この議題は予め本日予定した議題ではなかつ

たが、この財団の理事長から過日国大協に対し協力方の要請があったのでご審議願うことにした。この問題は前回の委員会でも話題になったが、その当時はまだその内容がはっきりしていなかったのものでそのままになっていた。ところが、その後この財団の懸田理事長(順天堂大学学長)が私の所に訪ねてきて、別紙配付資料のような案内書を提出し、国立大学側の協力方を要請された。その際の説明によれば、この財団の趣旨は立派なものであるが、ただ、次の2点が疑問であったので質問してみた。

その第1点は、この財団がなぜ、私立大学だけで設立を計画されたのか、ということ。

第2点は、設立趣意書を読んだところでは、すでに立派に出来上ってしまっているのに、国立大学がこれからこの財団に参加することは無理ではないか、ということ。

これに対し、第1点については、設立費用のことがあったのでまず私立大学だけでスタートした、ということであった。第2点については、国立大学がこれから参加するのであれば、趣意書を白紙に戻し最初からスタートすることを考えているということであった。

なお、この問題については、川村医学教育課長から文部省側の考えを伺うことにしたい。

ついで、川村課長より次のように説明があった。

医学教育振興財団は、文部大臣所管の財団である。今回この財団の方から国立大学にも参加の勧誘を願いたい旨の申し出があったので、文部省としても、国立大学においてこの趣旨に賛同されこれに参加していただけないかというように思っている。

この財団の主なる事業としては、卒前、卒後

を通ずる医学教育の充実振興、そのための医科大学等の教職員を対象とする研修や研究助成ということである。そうすると私立大学だけで行うこともおかしいのではないかということがあり、国立大学にも、さらにいわゆる研修指定病院にも参加願った方がよいのではないかということである。そうすると、監督官庁も文部大臣だけでなく厚生大臣も加わり、両者協力して卒前、卒後の教育問題を責任をもって推進すべきであろうということになるが、そこまで一挙にいかないとしても、一応大学側の体制は整えたいということである。

そのような意味から国立大学もこれに参加することが望ましいと思うが、既に出来上っているものに、これから国立大学が参加するというのもおかしいということがあるかもしれない。しかし、国立大学が参加するとなれば組織規定等も改正するとのことである。なお、この財団は団体会員制度として各大学が会員となり、その会員のなかから理事を選んで運営していくことになっている。また、運営費については、国立大学では現在の私立大学の出資金と同じ額(1大学1千万円)を出資するというわけにはいかないが、経常的な維持費(年額15万円程度)については、国立大学も公費で負担する途もあろうと考えている。なお、公立大学の方は国立大学にならって参加するものと思う。

以上の説明に関して、次のような意見の交換があった。

○ 私立大学が1,000万円も出資しているのに、国立大学が15万円程度の維持費だけを出して参加するということもおかしなことではなかろうか。

○ 国としては各大学から1,000万円出費する

ということは無理であるが、私立大学とのバランスの上からも何か考えなければならないとは思っている。

- 医学教育学会とこの財団とは何か関連があるのであろうか。もし関連がないものであるなら、今後は一緒に連携して、その事業を行っていったらどうであろうか。
- 財団の方にはその意向があるのであるが、医学教育学会は古くからの基盤があり、医学教育振興財団の方は新しい事業団体であるので、目下のところ具体的な話というところまでは進んでいない。しかし、何らかの形での連携は考えられるのではないかと思う。
- 以前に医科大学連合という考え方があったようであるが、あの問題とこの財団の関係があるのであろうか。医科大学連合という構想が出たときには、国立大学の人達はこれに反対し、ペンディングになったという経緯がある。
- 私立医科大学の方は、私立医科大学協会で固まっており、国立の方は医学部長会議の連合でまとまっているので、その上にまた別に医科大学連合という組織を設けるということは困難なことであろう。
- この財団への加入問題については、国立大学の医科大学では意向をまとめやすいと思うが、総合大学の方では大学として取り上げるよりは、まず医学部が態度を決めることが先決問題であろう。
- この問題について国立大学の医学部長会議に話を出しているか。
- 実際的には医学部単位の問題であると思うので、本日の模様を次の医学部長会議に伝え

て、その意向をきくことにしたい。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

この問題については、まず国立大学の医学部長会議に諮ってもらい、そこでの意向を伺ったうえで、この委員会ですらに検討することにした。

4. 委員の補充について

このことについて委員長より次のように述べられた。

本特別委員会の委員であった北村（新潟大学）、豊田（金沢大学）の両学長が学長を退任されたため委員の欠員を生じたので、これの補充を行いたい。なお、特別委員会の場合は、常置委員会の場合とは異なり、後任の学長が前任者の後を継いで委員となるということにはなっていない。また、各特別委員会はその設置の経緯からして、その委員構成はそれぞれ異なっている。本特別委員会の場合はその人員は10名程度、選考の基準は「基礎、臨床、社会医学各方面ならびに当面の問題関係者から選出する」という慣行となっている。以上の点をお含みのうえ後任委員をご選考いただきたい。

以上のように述べられたのち協議が行われ、その結果、次の2学長を委員として選出した。

猪 初男学長（新潟大：耳鼻咽喉科）

館 正知学長（岐阜大：公衆衛生学）

以上をもって本日の議事を終了した。

特別会計制度協議会

日 時 昭和55年4月7日(月) 10:00~12:00
場 所 国立教育会館第2特別会議室
出席者 (文部省側) 井内、佐野、篠沢、三角、植木各
委員
速藤、滝沢、斎藤、岡林各専門委員
阿部審議官、国松人事課長
(国大協側) 向坊、香月、今村、畑、蓼沼各委
員
吉田、平間、石塚各専門委員

向坊議長主宰のもとに開会。
初めに議長から、次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、文部省から昭和55年度国立学校特別会計予算に関し協議会開催の申し越しがあったのでお集まりいただいた。

今回の55年度予算の決定に当たっては、例年がない厳しい財政事情の下で、文部省が種々ご努力とご労苦を重ねられたことに対し、この機会に厚くお礼申し上げる。

なお、本協議会の国立大学側の委員として、岡本道雄(前)副会長(前京都大学長)に代り沢田副会長(京都大学長)を、また会長指名の委員であった岡本舜三(前)埼玉大学長に代り畑群馬大学長を、それぞれ新たに委員にご委嘱したのでご紹介する。

また、文部省側としては、省内人事異動により佐藤専門委員に代り、岡林会計課副長が専門委員に就任されたので、併せてご報告する。

ついで、井内事務次官から次のような挨拶があった。

初めに、昭和55年度の予算を中心に若干のご報告を申し上げます。まず第一は、昭和55年度予算は4月4日に参議院本会議において可決成立をした。また、新潟、金沢、岡山の各大学の法文学部の改組等を内容とする国立学校設置法の

改正も、既に4月1日に施行され、昨年に続き順調な滑り出しをみせている。

ところで、昭和55年度の予算編成の作業を振り返ってみると、国の財政事情の極めて厳しい状況を反映し、今年度初めて「サマーレビュー」という予算の洗い直し作業が行われた。そのうえ更に定員削減、行政改革等の強い政治的な要請が打ち出され、すべての予算、定員等について厳しい見直しを迫られるという作業が行われた。このような財政の状況というものは、56年度会計予算の編成に当たっても更に一層深刻になってくるのではないかと覚悟せざるを得ないであろう。政府全体としても、財政再建元年ということで超緊縮財政に徹しようとしているので、国立学校特別会計の予算編成もその影響をまぬがれることはできず、種々困難な問題に遭遇せざるを得なかった。

また、これを文部省全体から見れば、55年度の予算は義務教育の40人学級の問題、私学助成の問題等難問を抱えての予算編成であったということがいえる。

ところで、大蔵当局から国立学校特別会計について端的に要請があったのは、授業料について的大幅引上げの改訂であった。これについては文部省は、国大協からの要請も受けながら慎重に対処したつもりであるが、財政事情の厳しいなかで、一方に学生定員、教官定員の増員、

基準経費の増額、更に育英奨学事業の拡充等を図らなければならない、その調整をどうするかということていろいろ苦勞してきたわけである。この国立学校の授業料の改訂については、私立学校の授業料との均衡あるいは特別会計全体の収入の確保等いろいろな角度からの検討をなし、最終総合判断として授業料値上げに踏み切らざるを得なかったという事情であるが、これについては特別なご理解を賜りたい。

次に55年度予算の内容についてであるが、国立学校特別会計が使命としている研究、教育の必要経費の確保という点については、許される範囲内での最大限の努力はしたつもりである。国大協の側からみれば、なお問題点も多いことと思われようが、この点は55年度予算の執行ならびに56年度予算編成に当たって極力努力していきたいと思うのでよろしくお願いしたい。

そのほか、特に最近行財政に対する世論の見方および批判が非常に厳しくなっており、例えば職員の超過勤務の問題、勤務時間の問題等がマスコミなどに取り上げられている。また、これはむしろ国立大学は被害者の立場にある問題であるが、いわゆる「押し売り」等の問題が会計検査院で取り上げられ、国立学校においても問題になっているということもある。これらの問題については今後適正な処置を講じなければならないと考えている。

以上のような諸々の困難な状況のなかで、一方では定員、予算の確保ということで努力しなければならないが、定員の活用、予算の執行面

の工夫合理化について一層の改善努力をすべき時期であると思う。なお、本日は停年制の動きについても担当官から説明を行う予定である。

以上、若干の報告とお願いを申し上げ、国大協の理解と協力を得てこのむずかしい時期を乗り切っていきたいと願っているのでもよろしくお願ひしたい。

【協 議】

◎ 昭和55年度予算について

初めに文部省側から、配付資料に基づき55年度文部省予算の大綱につき説明があった。

ついで、これに関する質疑応答ならびに意見交換に入ったが、最初に今村委員（第6常置委員長）より、光熱費の高騰に伴う研究・教育経費の確保に関する国大協会長名の要望書について、その趣旨の説明と要望が行われ、続いて以下の事項について懇談が行われた。

科学研究費の早期交付、在外研究員の派遣期間の短縮の問題および期間延長の際の旅費の問題、教官研究旅費の増額、定員削減に伴う事務簡素化の問題、施設の基準面積の拡充の問題、中国留学生の宿舎の問題等。

以上の諸問題について質疑応答ならびに意見交換が行われたのち、定年制問題の経過について担当課長から配付資料「国家公務員法の一部を改正する法律案要綱」を基に説明があった。なお、関連して週休2日制の問題についても説明があった。

以上をもって本日の議事を終了し閉会した。

就職問題懇談会

日 時 昭和55年3月12日(水) 14:00~16:00
場 所 日本私学振興財団第5研修室
出席者 国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学連
盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会、国立
短期大学協議会、全国公立短期大学協会、日本
私立短期大学協会、国立高等専門学校協会、公
立高等専門学校協会、私立高等専門学校協会
(文部省) 石井学生課長、近藤課長補佐、河野
補導係長
(労働省) 小倉業務指導課課長補佐、阿部学卒
係長

開会に当たり石井学生課長より次のように挨拶があった。

今年は諸般の事情でこの懇談会の開催が例年より遅れたが、これより次の二つの事項についてご協議を願いたい。その一つは、昭和54年度大学・高専卒業予定者の就職状況についての情報交換であり、いま一つは、昭和55年度の大学・高専卒業予定者のための就職事務開始時期に関することである。最初の今年3月卒業予定者の就職状況の問題については、国会において一部の政党より、地方大学や4年制女子大生の就職状況が悪いこと、大学の就職指導体制の強化などに関して質問等があったが、全般的な就職状況に関していえば、今年は昨年より幾分好転しているように思われる。ただ、その中身についてみると、前述のように地方大学や女子大生に関して若干問題があるようである。それで、各大学・高専団体より今年の就職状況について、その実情や見通しなどについてご報告を願ひ、意見交換を行いたい。第2の就職事務に関する問題については、昨年1月に「昭和54年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ」を行っているが、55年度のこれの取扱いについて改めてご協議を願ひたい。

ついで近藤課長補佐より次のように述べられた。

本日の議事の進行をさせていただくのでよろしくお願いしたい。まず、昭和55年3月卒業予定者の就職見通しについて、その求人状況、採用内定状況、本年とくに顕著にみられた傾向等について各大学、高専団体よりご報告をお願いしたい。なおその前に、文部省学生課において昭和55年1月末の就職内定状況をまとめているので、これについて簡単にご報告したい。この資料によると、今年は昨年に比べ大学、短大、高専を通じ、国・公・私立ともに内定率が上回っており、全体を通じ今年は昨年より好転していることが窺われる。

【議 事】

1. 昭和54年度卒業予定者の就職見通しについて

このことについて各団体より概ね次のような報告があった。

国立大学協会：当協会としては、全国立大学に対する就職状況調査をとくに行っていないが、このたび各地区に亘り10大学程度を対象に電話で求人状況と内定状況について照会を行っ

た。それによると、大学により、また学部により、若干の相違はみられるが、求人状況については全般に昨年より増加しており（1～2割程度）、その増加の理由は、大企業からの採用復活もあるが主に中小企業からの求人増によるものである。これに対し就職内定状況の方は、現時点では昨年同期よりやや下回っている所もあるようであるが（80%～95%くらい）、3月末には概ね昨年並に達する見通しを持っているようである。なお、就職先の分野については、一部に公務員・教員志望が多少増えている節も窺われるが、とくに前年と大きく変った点はないようである。その他、女子学生の就職が芳しくないとの報告が相当あった。

以上は国立大学の一般的な就職状況の概況であるが、地方大学の具体的な一例として私の大学（山形大学）の状況をご紹介したい。ここでも企業からの求人は昨年より増えているが、学生側が就職先を厳選するので実質的な求人は昨年より下回っている。そのほか、学生の出身県へのUターン傾向の高まりや女子学生への求人の不振等がみられる。就職内定状況を学部別にみると、人文系や理学部は60%程度であり、これに対し技術関係の工・農学部では95%以上となっており、平均すると77%程度ということである。

公立大学協会：公立大学全般についての統計資料がないので詳しい報告はできないが、求人数は昨年よりおよそ2～3割増、内定率の方も昨年より上昇しているようである。私の大学（東京都立大学）についていうと、工業化学科の内定率が昨年に比べ著しく好転し100%となっている。教員関係、公務員関係の就職志望者は25～30%であり、昨年と余り変らない。女子学生については国立大学の場合と同様余り芳し

くない。

私立大学連盟：私立大学においても国立、公立と同様に求人数は昨年より増えている。文科系では15～20%、理工系では30%程度の増加とみられる。このように求人数が増加したため就職の土俵は広がったが、一方学生の方は会社の知名度に慣れぬ選択をするので、土俵は狭まっている。それから、これは主として都心部の大学にみられることであるが、今年は昨年に比べ内定の速度が早まってきたせい、学生の就職活動の止まる時期が早くなった。しかし、地方の大学ではそうでもない。女子学生については求人の方は増えているが、好みに合う合わないの問題があって、就職の方はその割によくない。なお、地方の大学——九州、広島、松山等——の状況をみると、求人は20～30%の増で他と同様であるが、都心部にみられるような内定時期の繰り上がりは余りみられない。

私立大学協会：当協会傘下の大学の場合も求人数については20～30%の増加がみられる。内定状況については、3大都市圏では就職率がよいが、地方ではこれより下回っている。女子学生の求人状況は昨年よりややよくなったといわれるが、女子学生は就職先の選り好みが強く、サービス業等には行きたがらない傾向がある。教員、公務員の志望者については、これの就職決定が遅いため学生は会社就職と二足草鞋を履くことになり、これの調整をどうするかが大学側には頭の痛い問題である。なお、関西方面の大学からは、本年度は昨年10月半ば頃に既に採用内定が行われており、11月1日選考開始という申告は意味がないとの意見が出されている。

私立大学懇話会：傘下大学の中の数大学について電話で就職内定状況について照会したとこ

ろでは、現時点で既に昨年の最終結果を上回っているようである。学生が就職先について余り選り好みをしなければ100%就職という見通しである。求人については、ここ2~3年採用を中止していた製造業関係の会社からの求人も増えてきた。自動車セールスなどの第3次産業からの求人が多いが、学生はこれらのものには無関心である。

国立短大協議会：国立短大は大部分が工学系で、そのほか経・商系、医療系等が若干ある。工学系と経・商系は勤労学生を対象とした夜間教育で、学生は既に定職があるか、あるいは在学中に就職するかして、その大半は有職者である。それで、就職問題は余り問題にならないが、今年は好景気を反映して例年にない求人申し込みがあった。もともと国立短大は、勤労学生に勉学の機会を与える趣旨で、地元の要請によって母体大学に併設されたものであるが、地元の企業はこのことを余り理解していない。それで、入学者が減少してきており、現在は学生の就職問題よりも企業に対する学生入学のためのPRの方が重要な問題になっている。

公立短大協会：公立短大は現在49校あり、その中の夜間のものを除いた43校について、昨年11月末日限で就職状況のアンケートを行った。それによると、卒業予定者数は7,223人（男女比はほぼ1:6）で、そのうち就職希望者数は6,396人、これに対する11月末日現在の内定者数は2,624人（41%）となっている。先程紹介のあった文部省の本年1月末の調査結果では、公立短大の内定率は78.1%となっているが、現在はこれより増えていると思う。例年は卒業時点には、ほぼ100%となっているので、今年も同様な結果が得られるものと思っている。

私立短大協会：求人件数については、先程来

の各大学団体の報告にもあったと同様に約2割程度の増加である。また、内定状況も去年に比べると早い時期に決まっている。これは企業の採用試験が短期間に絞られてきた結果と思われる。内定状況は去年より好転しているが、幼稚園、保育所関係の就職が低迷しており、その点で苦勞している。

国立高専協会：高専は第1回卒業生を出してから毎年就職状況はよい。ただ最近になって、就職先の変化が生じてきた点に考慮の要があると思う。数年前までは大企業就職者が85%もあったが、最近では従業員数3,000人以下の企業に就職する者が増え、大企業就職を希望する者が少なくなった。これはUターン現象による地方企業への就職者が増えてきたことにも関係があると思う。

公立高専協会：今年は昨年度に比べ求人件数が3~4割程度増加した。これは高専発足以来最高の数字である。また、内定も早期に決定し、11月半ばで全員が就職決定した。就職先については、地元企業への就職や第3次産業関係への就職等が漸次増加してきている。

私立高専協会：私立高専は4校だけであり、12月上旬に4者が会合した時に就職状況についてきいてみた。それによると、既に100%就職のところもあり、悪いところでも94%くらいであった。本年1月には4校とも100%となった。求人状況については学科によって相違があるが、例年悪かった工業化学や土木関係からも相当の求人があった。家電、電算機、精密関係は依然多く、第3次産業関係のものも増えてきた。

以上のように各団体から求人状況、内定状況その他について報告があったのち、関連して次

のような意見交換が行われた。

- 地方大学が都市圏の大学に比べて就職状況が悪いというのはどこに原因があるのであるうか。最近増加してきたUターン現象によって地方の職場が狭められたためか、あるいは就職情報の遅延などによるものであろうか。
- 地方産業の採用枠には限度があるので、Uターン現象が進行すると地方大学の学生の就職を圧迫することは考えられる。将来、とくに経済不況が訪れた場合などには、Uターン就職をする高専卒業生と地元大学卒業生との間に就職の競合が生ずるという懸念もある。
- 私立大学協会での会議の際、地方大学からは次のような意見が出されている。それは、東証上場の企業は大都市に集中しており、それらの企業では就職協定（10月1日会社訪問開始、11月1日選考開始）よりも早目に学生との接触や採用内定を行っているところがあるため、地方大学の学生は不利になるということである。
- 私立短大協会では、協会主催の研修会の際における各短大からの要望に応え、企業に対し女子の求人条件の緩和について働きかけをするため、今年の求人において自宅通勤とか年齢制限とかの条件を付したものがどのくらいあったか調査をした。その結果、条件付きのものが2～3割あり、その中の7割は大企業であった。女子学生は大企業志向が多いので、この点の改善を求める必要がある。女子学生のUターン現象は、この大企業の求人条件の厳しさがその一因となっているものと思われる。自宅通勤制限の緩和は、地方への就職圧迫の緩和にも通ずるので、この制限緩和を全国的に各企業に要望したいと考えている。

2. 昭和55年度大学・高専卒業予定者のための就職事務開始時期について

このことについて近藤課長補佐より次のように述べられた。

昭和55年度大学・高専卒業予定者についての「就職協定」（大学・高専卒業予定者のための就職事務開始時期の申告せ——求人・求職のための企業と学生の接触開始時期および採用選考開始時期に関するもの）および「事務協定」（企業と大学・高専との間の求人求職事務に関する取り決め——求人票等の大学・高専への送付時期および学生への求人内容の提示時期等に関するもの）のことにに関してこれからご協議願いたい、が、「就職協定」に関しては昨年1月24日の大学・高専団体の申告せで「昭和54年度以降」といういわゆる「以降協定」が行われているので、55年度についてもこれがそのまま生きていることになる。それで、各大学においても既にこの線に沿って就職事務を進められていることと思うが、これの基本になっている中央雇用対策協議会（企業団体と労働省との雇用問題に関する協議機関。以下「中雇対協」という）の意向について大学側としても不明な点があると思われるので、労働省の方からその辺の事情を伺いながら協議を進めたい。前述のように「就職協定」の方は「以降協定」であるので余り問題はないと思うが、「事務協定」に関しては種々意見もあろうと思われるので、よろしくご討議をお願いしたい。

ついで労働省小倉業務指導課課長補佐より次のように説明があった。

昭和55年度の就職事務開始時期について未だに何らの指示もないのはなぜかとの声もきいて

いるが、現在の中雇対協の「就職協定」は単年度のものでなく「以降協定」なので、それが55年度にも継続されることになる。「事務協定」に関しては、これまでの申合せの期日よりもっと早めてほしいとの大学側の要望があるが、当方としては目下態度を決めかねている。それというのは、54年度に、中雇対協では協定遵守のため細部に亘る協定を行い、これの徹底を図るため遵守委員会を設けたが、昨年度は十分な成果を挙げ得なかった。それでこの点を反省し、本年度は、この委員会の監視をさらに厳しくして十分な実効を挙げる努力をしたいという状況にあるからである。

この問題について、労働省としては昨年から今年にかけて会社の人事担当者、大学の就職関係の部課長、業界の代表等と個別的に接触して、今後これをどうしたらよいかきいてみた。これに対しいろいろな意見があったので、それを集約して最終的に来年度どうするかを検討してきた。その意見の中には、協定が守られないならこれを廃止しろとか、もっと厳しく徹底して違反者は公表しろとか、いろいろな意見があったが、そのような極論は別として、大多数の意見は10月—11月という「就職協定」は必要であり、10月1日以前の求人求職活動は厳しく規制すべきであるということであった。しかし、10月中に行われる学生の会社訪問に関しては、一寸意見の合わない面もあるようである。昨年度の中雇対協の決議では「企業を訪問した学生に対しては、採用決定権限を有する者（例えば人事部長、人事課長）が直接接しないものとする」とあったが、この点については人事部長、人事課長等も面接できるようにしてほしいとの希望があった。この点は、そうした方が実態に合うようにも思われる。

労働省での意見聴取の結果は大体以上のようなことであったが、この「就職協定」については、実情に合うように改め、締める点は締めてこれを有効なものにするよう努めるのがよいと思われる。そういうことで中雇対協で協議し、改めるべき点は改めたいと思っている。

それで、今後どうするかということであるが、10月—11月という「就職協定」は、労働省としては変えるつもりはない。また、企業側もそうである。もしこれを変えるとすれば、9月までの規制を厳しくする点である。それと前述の、10月中の会社訪問時の学生との面接（面接試験ではない）に際し、企業の人事担当者の出席を認めることにする、ということも、取り上げざるを得ないのではないかとと思われる。

以上のような考えで、今後中雇対協の関係者と具体的な協議をしたいと考えている。いずれにしても、この「就職協定」そのものは、中雇対協という民間団体の決議によって方針が定められるので、民間側の協力がないと実行できない。それで、以上のような方向で企業側と折衝したいと考えているが、大学側の意見があれば承っておきたい。

次に「事務協定」についてであるが、これは10月—11月という「就職協定」の基本を動かさないという前提に立てば、必然的に余り動かせないものと思う。ただ、大学が企業からの求人票を受けてからこれを学生に提示するまでの期間が1カ月では短かすぎるという意見もあるようなので、その点についてはご相談したい。

ついで石井学生課長より、関連して次のような意見が述べられた。

現在の10月—11月という「就職協定」が守られていないのは国家公務員採用試験の場合であ

る。国家公務員の合格発表は11月1日となっているが、各官庁での接触はもっと早い時期に行われており、「就職協定」に沿っていない。それで、労働省あるいは人事院で10月—11月の協定を守るように考慮してほしい。

これに対し、労働省側より次のように述べられた。

公務員の問題についてはいろいろ意見をきいている。また、地方の教員についての問題もあるが、公務員の問題については次の二つの意見がある。その一つは、民間と公務員との間に採用選考に関して差があるのはおかしいという意見であり、いま一つは、公務員の方は早い方がよいという意見である。これは、公務員の合格発表が遅いと企業就職との二足草鞋を履く者が出るということからである。そのような異なった意見もあるが、公務員と民間企業の採用選考を同列に扱うことは可能とも思われる。しかし、教員の場合は、11月に採用選考というのは無理であり、翌年の2~3月頃になる。したがって、公務員の問題については暫く時間をかけ、委員会でもつくって検討するのがよいと思う。問題意識はもっているが、いま一挙に解決するのはむずかしいと思う。

ついで、就職事務開始時期の問題について次のような意見交換が行われた。

- 54年度の就職事務に関する申合せでは「当分の間」これによって行う、ということになっており、われわれとしてはこれは単年度の協定と理解している。それで、55年度については止むを得ないが、56年度以降については現在の10月—11月を9月—10月に繰り上げるようにしてほしい。「就職協定」の方はその

ように考えているが、「事務協定」の方は現行の8月16日を7月1日に、9月14日を9月1日に繰り上げるようにしてほしい。

ここで文部省側より、「就職協定」の方は55年度も10月—11月で異議はないか、と諮られ、異議なく了承された。

ついで、「事務協定」の問題について次のような意見が交された。

- 大学側としては、「事務協定」については当初から「求人票送付時期は7月1日から、求人票の学生への提示時期は9月1日から」ということを要望しているのである。
- 昨年は、この「事務協定」に示されている時期を繰り上げることにについて、労働省は強い難色を示されたが、現在はどうのような考えであろうか。
- 現在の「事務協定」が、実態と余りかけはなれているなら改めなければならないが、「就職協定」の方が10月—11月ということであるので、それとの関連で考えてほしい。現在の8月16日求人票送付開始というのが時期的に適当かどうか、また学生への求人票提示までの期間が求人票受理後1カ月で適当かどうか、という点については改善の余地があるかもしれないが、これを大幅に7月1日、9月1日に繰り上げたいという大学側の意見についてはその理由がよく分からない。
- 学生への求人票提示をなぜ9月1日からにしたいかという理由であるが、最近求人数がだんだん増え、しかもそれには応募締切日がついていて、これが一定時期に集中している。したがって、多数の求人票を一遍に掲示することになるので、学生への周知が十分徹底しにくい状況にある。それで、この掲示開

始時期を半月早め9月1日からにしたいと
いうことである。この掲示時期を早めること
について、労働省や企業側では、早目に求人
票を提示すると学生が早くから就職活動を始
めるようになるとの警戒心をもっているよう
だが、そのような心配は絶対でない。

それから、求人票の送付開始時期について
であるが、労働省、企業側では、8月中旬以
降でない企業採用計画が確定しないという
ことから8月16日以降を主張している。し
かし、大学の方では6月1日に既に企業側に
求人依頼を出しており、希望としては7月1
日以降からでも求人票の受付をしたいという
ことである。8月中旬というのは大学として
は夏休みの最中で事務処理の体制がよくない
時期であるので、この時に求人票が集中的に
来ると支障が多い。求人票が早く来たからと
いって、提示指定期限前にこれを学生に流す
というようなことはない。7月1日、9月1
日ということ希望するのは、あくまでも事
務処理上の都合からである。

- このような協定は、決めたからにはこれを
守らなければならない。「就職協定」につい
ては、まず青田買いの防止の徹底ということ
が大事である。その観点から「事務協定」を
どう改善するかを考えなければならない。2
～3日中に業界側にも集まって貰って、大学
側の意向を伝え意見を徴することにするが、
最終的には文部省と労働省の両者にお任せ願

いたい。

- 毎年、両者に一任という結論になっている
が、大学側の要望は一向に通らない。大学側
を信用して、一度この提案どおりやってみて
はどうか。企業側に迷惑を及ぼすような心配
はないと思う。7月1日求人票送付開始とい
っても、企業側がその日に出さなければなら
ないということではない。出せるところは出
して貰うということである。また、学生への
求人票の提示にしても9月1日以降というこ
とであって、必ずしも各大学が9月1日に一
斉に掲示しなければならないということでは
ない。弾力性の幅をもたせてほしいというこ
とである。

概ね以上のような意見交換があったのち、石
井学生課長より次のような提言があり、本日の
会議を閉会した。

「事務協定」について労働省と文部省に一任
ということであるが、大学側の要望が企業側に
受入れられれば問題はないが、そうでない場合
には一度大学側、企業側双方が集まって話し合
いをした方がよいと思う。就職問題につい
ては、この協定問題のほかに女子学生の就職条件
緩和の問題や地方大学の学生の就職上の不利な
点の改善等労働省や企業側にお願いしたいこと
もあるので、3月末までにもう一度経済団体側
を交えての会合をもつことにしたい。

就職問題懇談会

日時 昭和55年3月25日(火) 14:00~15:20

場所 学士会館203号室

出席者 国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会、国立短期大学協議会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、国立高等専門学校協会、公立高等専門学校協会、私立高等専門学校協会
(文部省) 石井学生課長、近藤課長補佐、河野補導係長
(労働省) 若林職業安定局業務指導課長、阿部学卒係長
(経済団体) 日本経営者団体連盟、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会

開会に当たり石井学生課長より次のように挨拶があった。

本日は、昭和55年度の大学・高専卒業予定者の就職問題に関する協議のため、労働省の業務指導課長および経済3団体の代表の方々にもご出席いただいた。労働省および経済3団体におかれては、新卒者の就職につき格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。とくに指定校問題、女子学生の就職問題等について種々ご配慮をいただき感謝に堪えない。

本日の会議の趣旨は、来年3月卒業予定者の就職事務に関し、とくにその「事務協定」(企業と大学・高専との間の求人求職事務に関する取り決め——求人票等の大学・高専への送付時期および学生への求人内容の提示時期等に関するもの)の問題についてお話し合いを願いたいということである。この「事務協定」の大本となる「就職協定」(大学・高専卒業予定者のための就職事務開始時期の申合せ——求人・求職のための企業と学生の接触開始時期および採用選考開始時期に関するもの)については、55年度についても、従来と同様10月—11月の線で実施するということが、前回(3月12日)の大学団体側の懇談会で了解された。しかし、「事務

協定」については、その内容について、大学側から企業側に対し要請したい点があるということなので、このことについてこれからご懇談をお願いしたい。現在、この「事務協定」の内容は「求人票等の大学・高専への送付は8月16日以降、求人内容の学生への提示は9月14日以降」というように定められているが、大学側としては事務処理上の関係から、これらの時期をもっと繰り上げてほしいという希望があるので、この点についてよろしくお話し合いを願いたい。

ついで、若林業務指導課長より次のように挨拶があった。

学卒者の就職問題については、労働省としては求人秩序の確立ということを基本として昨年度と同様に推進していきたいと考えている。中央雇用対策協議会(企業団体と労働省との雇用問題に関する協議機関。以下「中雇対協」という)では、昨年度、学卒者の採用選考開始期日等を決定するに当たって、これを「遵守」するための委員会を設け、この徹底を図ることにした。労働省では、その結果について関係者より話をきいたが、種々意見、希望もあったの

で、それを生かして来年3月卒業予定者の就職事務に関するルールを決めたいと考えている。いずれにしても、就職に際して、企業と学生の双方がオープンに、明るく事が運べる態勢を整えることが大事であるので、運営面で手直しできるものは手直したいと考えている。大学側、企業側双方の意見をきいて、10月—11月という「就職協定」の枠組の中で公約数的なものを出したいと思っている。

【議 事】

◎事務協定の取扱いについて

初めに近藤課長補佐より次のように述べられた。

去る3月12日の懇談会の際に、「就職協定」については前年同様10月—11月の線で実施することが確認されたが、それに基づく「事務協定」については、大学としては、求人票等の送付時期は現行の8月16日以降を7月1日以降に、また求人内容の学生への提示時期は現行の9月14日以降を9月1日以降に改めてほしいとの意見であった。経済団体側としてはこの案に対し難色があるようであるが、この点について意見を交換し、合意が得られるようお願いしたい。

ついで大学側より、このことについて次のような意見が述べられた。

前回の懇談会で大学団体・高専団体が集まったとき、「就職協定」については前年同様10月—11月で実施することが簡単に決まった。しかし、これに基づく「事務協定」については、昨年も要望した「求人票等の送付は7月1日以降、求人内容の学生への提示は9月1日以降」

という線で改めて企業側に要望するということになった。なぜこのように要望するかについては、毎年繰り返し説明しているが、求人票送付が開始される8月16日という時期は、大学は夏休み中であり、かつ旧盆中の最中でもあって、事務処理上極めて不適当な時期である。そのような時期に一齐に求人票が殺到するので、大学側としては、これの処理に難渋している。それで、この時期をもっと早めて7月1日からにしてほしいということである。

次に求人内容の学生への提示は、現行では求人票送付開始の1カ月後の9月14日以降となっているが、その期間に何千通という求人票を整理するというのは大変な作業であり、またこれを9月14日に一齐に掲示するというのは技術上いろいろな困難な問題がある。しかも、その半月後の10月1日からは学生の会社訪問が始まるので、学生は大挙して掲示板の前に群がり、掲示されている多数の求人票の中から志望する会社を選び、その会社訪問日や応募締切日等を調べることになる。これでは学生に対する十分な就職情報提供ということにはならない。以上のような理由から、求人票等の送付は7月1日以降、求人内容の学生への提示は9月1日以降にしてほしいと前々から要望しているわけなので、企業側もぜひ理解していただきたい。

これに対し、日本経営者団体連盟より次のような意見が述べられた。

ただいまの説明をきくと、求人票等の送付開始時期を7月1日に、これの学生への提示開始時期を9月1日に、ということであるが、これは現行のものより前者では1カ月半、後者では半月早まることになる。その場合、企業側がこれに対応できるかという問題がある。現在の企

業が置かれている環境は、定年延長の問題や景気の成行きの問題等を抱え、新規採用の計画はそう早目にはできない状況にある。そのような実情であるが、こんど求人申込時期が1カ月半も繰り上げられ7月1日からということになると、企業側は優秀な学生を採るために早く求人申込みをしなければならないという気持ちに駆られ、不確実な求人をするおそれがある。そうすると、あとで採用取消等の事態も起こり、学生に対してもよい結果を生まない。就職に当たっては、企業と大学との信頼関係が大事であるので、双方が対応できる期日を定める必要がある。その点からすると、7月1日からという案は企業側としては受入れるのはむずかしい。

「就職協定」は昨年と変わらないとしても、「事務協定」の方が早まると、企業側にはあせりの気分が出てくる。また学生の方も、求人受付が早くなったとの情報をきくと浮足立つおそれがある。現在、企業側は10月—11月協定の「遵守」ということに専ら努力している時なので、これを乱すような空気が生ずることは避けたいと思う。

それといま一つは、基本協定である「就職協定」(10月—11月)との絡みからすると、現行の8月16日、9月14日という線が妥当のように思われる。企業側はこれまでこれを受入れ、その方針で考えてきているので、これをいま急に変えることは混乱を来すし、協定への信頼感を失わせることになる。企業側としては「就職協定」の遵守ということに目下最大限の努力をしている状況であるので、大学側としても何とか工夫努力して、現行どおりの協定でやってほしい。

ついで、全国中小企業団体中央会より次のよ

うな意見が述べられた。

本会としても日経連と同じ意見であるが、この機会に中小企業関係からのお願いを申し上げたい。中小企業では職員の質の不足のことが悩みの種となっている。それで、大学側においては、できるだけ中小企業にも学生を回すようご配慮を願いたい。「就職協定」の問題については、中小企業関係では8月16日、9月14日という線が定着してきているので、いま求人票の送付開始時期を1カ月半も早めるとなると、中小企業側としてはその時期には採用計画が立たないので困った事態になる。できれば現状のまま、あと1年はやってほしい。

以上の経済団体側の意見に対し、大学側より更に次のような意見が述べられた。

○ この「事務協定」は52年度から定められ、今年は4年目になるが、いつも同じ意見の繰り返しである。大学側は求人票送付開始時期を7月1日にしてほしいといっているが、これは採用計画が立たない企業に対してもその時期に送ってくれということではない。その時期に出せる所は出してほしいということである。また、早く求人票を送ったから有利になるというようなことはない。大学側としては、求人票の到着日の早い遅いに拘らず応募締切日の早いものから掲示するようにしている。

○ 求人票等の送付開始時期を7月1日にしたいというのは、あくまで事務処理上、物理上の問題である。8月16日に求人票が集集的に来ると緻密な整理ができない。また、求人内容の学生への提示開始時期を9月1日にしたいというのは、現行の9月14日だと、その頃には求人の7割方が来ていて、これを一斉に

掲示するのは困難である。それで、応募締切日によって幾つかに分けて掲示することになっているが、その整理には相当時間を要する。そのようなことから求人票送付は7月1日から、求人内容の学生への提示は9月1日から、ということ要望しているわけである。

- この「事務協定」の問題に関しては数年間論議を続けているが、その度毎に企業側は、当分の間とかあるいは本年だけとかいうことで、現状維持を主張してきた。しかし、なぜ変えられないのかその理由がはっきりしない。7月初めでは採用計画が立たないというが、そのような企業は余りないのではないか。大学側としては夏休みに入る前に一応の求人メドをつけたいと思っている。とくに、遠隔地にある地方の大学では郵便物の到着が遅れることもあり、現行の8月16日以降というのでは時期が遅すぎる。求人票が早く来たからといって、学生がこれに応じて早目に動き出すというような心配はない。大学側の就職事務の実情を了解されて、来年は何とか改善してほしい。

このあとさらに大学側と経済団体側の間で意見が交されたのち、若林業務指導課長より次のような意見が述べられた。

この学卒者の就職事務に関する問題について、昨年11月以降、私自身が企業側の関係者に

会って意見をきいた。それによると、企業側は現在の経済状況の見通しは不透明であって採用計画が立てにくいとのことである。この点、学生を送り出す側の大学の方も理解していただきたい。一方、先程来の話で、大学側が事務処理上苦勞されている点も十分理解できるので、この辺で企業側と大学側が歩みよって、ある程度長期的に続行できる取り決めができればよいと思う。具体的にどういう方法がよいかは、座長役の文部省の方から試案でもあれば提示していただきたい。

これに対し、文部省側より次のような提案がなされた。

時間の関係もあり、もし折衷案を出してよいなら次のような案ではいかがであろうか。現在の「事務協定」では、求人票等の送付開始は8月16日、求人内容の学生への提示開始は9月14日となっているが、これをそれぞれ8月1日、9月10日ということにしてはどうであろうか。なお、この案でよろしければ、暫くの期間はこれでやりたいので「当分の間」ということにし、今後経済情勢等が変って変更の要が生じた時には、また改めて相談するということにしたい。

以上の提案を大学側、企業側双方とも了承し、これに基づき前年度の「事務協定」の文言に修正を施し、これを成文化した。

以上で本日の会議を終了した。

創立30周年記念行事準備委員会

日 時 昭和55年2月5日(火) 15:00~16:30
場 所 国立大学協会会議室
出席者 香月委員長
市岡、平間、小島、丁子、石塚各委員

香月委員長主宰のもとに開会。

【議 事】

1. 記念行事の実施計画について

(1) 記念品(ネクタイピン)の試作品について

石塚委員より次のように報告ならびに提案があった。

一般、山脇東京芸術大名誉教授にご依頼していたネクタイピン(猿を図案化したもの)の試作品が完成し当事務局でお預りしているので、本日それをご披露申し上げ、ご了承が得られれば先方にその製作進行方を依頼したいと思うので、お諮りしたい。

ついで試作品が披露され、協議の結果、この提案を了承し、会長に作品を一覧してもらったうえ先方にこの旨回答することとした。

(2) 記念式典の際の音楽演奏について

香月委員長より次のような提案があった。

音楽演奏(ピアノ独奏、オーケストラ演奏など)については、前回(54.11.8)の協議で、会場(神田学士会館)を実地検分のうえ計画をすすめることとしていたが、その後秋の総会の際に私が会場を見たかぎりでは、演奏設備にやや難があって専門家による演奏は無理と思えた。またオーケストラの演奏ということになると、費用が相当に嵩むため、予算上の制約からこれもむずかしいようである。このようなわけで、今回記念式典に音楽演奏を加えることは若

干渉ずかしい情勢にあると思われるが、これについて何かよい案があれば次回にご提案願いたい。

(3) 記念誌・記念品の贈呈について

石塚委員より、配付の「記念誌・記念品員数表(案)」をもとに記念誌・記念品の贈呈先について事務局案の説明があった。

ついで、これについて種々意見交換が行われた結果、新たに各国立大学事務局に保存用として記念誌を2部あて、公立大学および私立大学関係団体には1部あて贈呈することとし、また国大協事務局には記念誌5部と記念品1個を永久保存用として残すことが決められた。

なお当初、積立金の枠内では記念事業の実施が困難なことから、その不足分を記念誌の有償頒布をもって補填することとしていたが、今回それを一般会計より流用支弁等をする事とし、記念誌の有償頒布はしないこととした。

(4) 記念誌の原稿收受状況について

事務局よりその後の原稿の收受状況について報告があり、ついで石塚委員より、未到着原稿分については過般香月委員長名をもって1月31日締切で督促状を送付してある旨報告があった。

ついでこれについて協議の結果、未到着原稿については早急に再督促を行うこととした。

(5) 「沿革」のまとめ方について

記念誌に掲載する本協会の「沿革」の内容について協議の結果、「沿革」のとりまとめについては、今後市岡小委員長のもとに小委員会

整理・圧縮作業を行っていくこととした。またこれに関連して、丁子委員より申し出のあった「沿革」原稿に補足を加えることについては、今後各常置・特別委員会委員長執筆による「委員会報告」の脱稿をまって丁子委員に通読・点検してもらい、その「委員会報告」に触れていない「補足内容」があれば、その点を「沿革」に加筆することとした。

(6) 年表の取扱いについて

これについては、前回に一応の結論として、詳細な「年表」を簡略なものに編集し直したうえ記念誌に載せることにしていたが、予算上の問題もあるので、別冊として来年度に刊行する方向で改めて検討することとし、今回の記念誌には「年表」は入れないこととした。

2. 予算について

石塚委員より、資料「創立30周年記念事業費歳入・歳出予算（案）」をもとに、歳出の部として記念誌出版費・記念式典費・記念品費・講演謝金・その他諸経費などの記念事業諸費について、歳入の部として積立金・預金利子・一般会計よりの受入金などの記念事業繰入金について事務局案の説明があり、これについて種々検討の結果、若干の修正を施したのち予算案を了承し、これを次回理事会に諮ることとした。

その他、式典当日の横段幕、盆栽、来賓用リボン（胸飾）、ネームプレートなどのことが話し合われて本日の議事を終了した。

諸 会 合

(昭和55年1月～4月)

- | | | |
|----------|-------|---------------------|
| 1. 7(月) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 1. 18(金) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 1. 21(月) | 13:30 | 第3・第4常置委員会合同会議 |
| | 16:00 | 第3常置委員会 |
| 1. 22(火) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 1. 25(金) | 13:30 | 第5常置委員会 |
| 2. 2(土) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 2. 5(火) | 15:00 | 創立30周年記念行事準備委員会 |
| 2. 14(木) | 13:30 | 第3・第4常置委員会合同小委員会 |
| 2. 21(木) | 13:30 | 第6常置委員会 |
| 2. 26(火) | 11:30 | 創立30周年記念行事準備委員会小委員会 |
| | 14:00 | 入試教科目改訂専門委員会 |
| 2. 29(金) | 10:30 | 日教組との会見 |
| 3. 5(水) | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 3. 6(木) | 13:00 | 理事会 |
| 3. 11(火) | 11:30 | 創立30周年記念行事準備委員会小委員会 |
| 3. 12(水) | 14:00 | 就職問題懇談会 |
| 3. 17(月) | 13:00 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 3. 18(火) | 11:30 | 創立30周年記念行事準備委員会小委員会 |
| 3. 25(火) | 11:30 | 創立30周年記念行事準備委員会小委員会 |
| | 14:00 | 就職問題懇談会 |
| 3. 27(木) | 16:00 | 日教組との会見 |
| 3. 31(月) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 4. 7(月) | 10:00 | 特別会計制度協議会 |
| 4. 8(火) | 13:30 | 第3・第4常置委員会合同小委員会 |
| | 16:00 | 第3常置委員会小委員会 |
| 4. 9(水) | 15:30 | 日教組との会見 |
| 4. 19(土) | 14:00 | 大学格差問題特別委員会小委員会 |
| 4. 22(水) | 11:00 | 第3常置委員会小委員会 |
| | 13:30 | 第3・第4常置委員会合同会議 |
| | 16:00 | 第3常置委員会 |
| 4. 25(金) | 13:00 | 入試教科目改訂専門委員会 |

綿棒治療のいきさつ

神戸大学医学部助手
耳鼻咽喉科

木村 照

私の行っている綿棒治療とは頸・肩こりと同側の鼻腔・鼻咽腔を綿棒で刺激する方法である。刺激により出血と激痛をきたすが、即座に頭痛や頸・肩こりはとれてしまう。ここに至ったいきさを述べてみたい。

8年前に私自身が両側交代性の自然気胸を何度も患い、そのときまって気胸の起った胸部と同側での頸・肩こりを経験した。内科医に相談したが気のせいだろうといわれた。しかし私はこの体験から頸・肩こりに関心をもつことになった。4年前、右頸部へのマッサージの後、突然に右難聴をきたした患者に出合

った。幸い難聴は徐々に改善した。同じ頃、左鼻出血で左の強い頸・肩こりと項部の緊張を伴った患者がいたが、その左項部に私が指圧を加えただけで鼻出血は止った。二人とも頸・肩こりと疾患患側が同側であったので、この事実には興味をおぼえた。さらに多くの患者で疾患患側における半側優位性の頸・肩こりの存在を認めた。人体における左と右の統一と対立のしくみによると思われるが、これは綿棒治療への伏線となった。

3年前、祖母の33回忌で般若心経を唱和した際、「色」と「空」の関係を悟った。色は人間の感覚で直接認識できるもの（物質）、空は色の属性であるが人間の感覚を介しては認識できないもの（精神）であり、色と空は弁証法的な統一と対立の関係にあると解釈できた。これは東洋医学でいう血と気の関係にそのままあてはまる。血気相和して全身を循環するという観点に大いに魅かれた。

同年、イタリアでの世界小児耳鼻咽喉科学会に参加したとき、一行のなかに堀口申作先生（東京医歯大名誉教授）がおられ、先生から鼻咽腔炎とその治療に関するお話をたびたびうかがった。鼻の奥にある鼻咽腔は炎症を起しやすいこと、しかし鼻咽腔炎の大部分は無自覚に経過し、かつ全身の機能に影響を与えるというものである。先生は診断として鼻咽腔擦過法を考案され、治療として鼻咽腔に綿棒で塩化亜鉛液を塗布された。

私は帰国後、頭痛・頭重・めまい・肩こり・神経痛などの患者に堀口先生の擦過法を試みたところ、患者はどんどんよくなった。私は塩化亜鉛液は用いず、たんに鼻腔・鼻咽腔へ綿棒刺激を行ったのみであるが、頸・肩こりは即座に消失した。そして、出血を伴う綿棒刺激そのものが治療意義をもつことがその後わかってきた。綿棒刺激は左と右では作用機序が異なると考えられ、治療効果がえられたのは頸・肩こりの優勢な半側においてであった。はじめに述べた半側優位性の頸・肩こりの問題は綿棒治療の適応に結びつくこととなったのである。

このように綿棒治療は人体の左右機能のバランスを第一に重視し、それを是正するための治療法と解釈できるようになったので、堀口先生の鼻咽腔炎の治療概念とは相当へだたりができてしまった。ヨガにも健康のための鼻腔刺激法があり、我国にも、こよりで鼻腔を刺激ししゃみの発作とともに頭重をとる民間療法の伝承がある。鼻腔・鼻咽腔には自律神経が豊富に分布しているので、そこへの刺激は自律神経を介して全身へなんらかの影響をもたらすと考えられる。

予 算 ・ 決 算

昭和54年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）

国立大学協会
昭和55年3月6日理事会
昭和55年 第66回総会

科 目	当初予算額	流 用 額	予 備 費 額 支 出	追加予算額	改訂予算額	摘 要
歳 入 の 部	千円 90,260	千円	千円	千円	千円	
会 費	81,833			50	81,883	図書館情報大学半年の会費収入
預 金 利 子	700				700	
雑 収 入	500			981	1,481	「教養課程組織改編に関する調査報告書」2,205部及びその他頒布収入等
前年度繰越額	7,227			39	7,266	
歳 出 の 部	90,260			1,070	91,330	
事 業 費	43,300		800	1,070	45,170	
総 会 費	3,500				3,500	
運営協議会	100				100	
諸 費						
役員会費	500	100			600	調査研究費より10万円流用増
委員会費	1,700	800			2,500	調査研究費より80万円流用増
会報発行費	3,200				3,200	
調査研究費	6,000	△900			5,100	役員会費 10万円 流用減 委員会費 80万円
会議旅費	26,000				26,000	
図書・資料						
頒布費	300		800		1,100	「教養課程組織改編に関する調査報告書」刊行を要するため予備費より支出
通 信 費	1,000				1,000	
30周年記念	1,000			1,070	2,070	当初予定額の300万円では不足を生じるので追加計上
事業積立金	44,460				44,460	
事 務 費	35,500				35,500	
諸 給 与						
備 品 費	170				170	
借 用 料	620	65			685	消耗品費より6.5万円流用増
消 耗 品 費	300	△65			235	借用料へ6.5万円流用減
通 信 費	120				120	
旅費・交通	1,900	△150			1,750	庁用諸費へ15万円流用減
費 用 諸 費	1,500	150			1,650	旅費・交通費より15万円流用増
被保険者事	2,350				2,350	
業主負担金						
退職給与引	2,000				2,000	
当 金	2,500				1,700	
予 備 費			△800			

（追加予算を要する理由）

歳入予算の会費、雑収入の各科目で増収があり、また前年度繰越額においても余剰金を生じた。

歳出予算においては、30周年記念事業積立金は当初予定額300万円の処経費に不足を生じるので追加予算を計上する必要がある。

昭和54年度国立大学協会歳入歳出決算

国立大学協会
昭和55年5月21日理事会
昭和55年 第66回総会

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減	摘 要
歳 入 の 部	91,330,000	91,386,894	56,894	
会 費	81,883,000	81,883,000	0	93大学会費
預 金 利 子	700,000	727,526	27,526	定期・普通預金利子
雑 収 入	1,481,000	1,510,368	29,368	「教養課程組織改編に関する調査報告書」 2,205部及びその他頒布収入等
前 年 度 繰 越 額	7,266,000	7,266,000	0	
歳 出 の 部	91,330,000	88,886,894	2,443,106	
事 業 費	45,170,000	42,976,735	2,193,265	
総 会 費	3,500,000	3,409,899	90,101	
運 営 協 議 会 諸 費	100,000	45,460	54,540	
役 員 会 費	600,000	599,510	490	
委 員 会 費	2,500,000	2,296,249	203,751	
会 報 発 行 費	3,200,000	3,114,120	85,880	
調 査 研 究 費	5,100,000	4,652,287	447,713	
会 議 旅 費	26,000,000	25,006,380	993,620	
図 書・資 料 頒 布 費	1,100,000	1,085,020	14,980	
通 信 費	1,000,000	697,810	302,190	
30周年記念事業積立金	2,070,000	2,070,000	0	
事 務 費	46,160,000	45,910,159	249,841	
諸 給 与	37,050,000	37,048,393	1,607	
備 品 費	170,000	170,000	0	
借 用 料	685,000	684,188	812	
消 耗 品 費	235,000	186,465	48,535	
通 信 費	120,000	65,750	54,250	
旅 費・交 通 費	1,750,000	1,734,010	15,990	
庁 用 諸 費	1,800,000	1,742,473	57,527	
被保険者事業主負担金	2,350,000	2,278,880	71,120	
退 職 給 与 引 当 金	2,000,000	2,000,000	0	
予 備 費	0	0	0	当初予算 250 万円計上するも、図書資料頒布 費へ80万円、諸給与へ155 万円、庁用諸費へ 15万円支出し当該予算に充当
翌 年 度 へ 繰 越 額		2,500,000		

監査結果

昭和54年度国立大学協会歳入歳出決算およびこれに関連する諸帳簿、証憑書ならびに銀行預金について監査しました。

右相違ありませんことを証明します。

昭和55年5月12日

監 事 筑波大学長 福田信之
監 事 東京医科歯科大学長 吉田 久

財 産 目 録

昭和55年3月31日現在

資 産 総 額	19,883,309円
1. 運 用 財 産	2,500,000円
(1) 普 通 預 金	2,500,000円
第一勸業銀行本郷支店	44,416円
富士銀行本郷支店	100,849円
三和銀行本郷支店	2,354,735円
(2) 定 期 預 金	0円
2. 退職給与引当金積立金	8,087,836円
(1) 普 通 預 金	2,087,836円
(2) 定 期 預 金	6,000,000円
3. 30周年記念事業積立金	4,185,638円
(1) 普 通 預 金	73,638円
(2) 定 期 預 金	4,112,000円
4. 図 書	101,540円
現行日本法規一式	50,000円
文部法令総覧一式	40,500円
文部省会計例規一式	11,040円
5. 備 品	5,008,295円
机, 椅子, 書庫, タイプライター, 電子リコピー, ガス ストーブ, エアコン等 221点	5,008,295円

昭和55年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

国立大学協会
昭和55年3月6日理事会
昭和55年 第66回総会

（前年度予算額には追加予算額を含む）

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 引 増 減	摘 要
	千円	千円	千円	
歳 入 の 部	93,490	91,330	2,160	
会 金 利 子	89,690	81,883	7,807	93大学会費
預 金 利 子	800	700	100	定期・普通預金利子
雑 収 入	500	1,481	△ 981	
前 年 度 繰 越 額	2,500	7,266	△4,766	54年度繰越見込額
歳 出 の 部	93,490	91,330	2,160	
1. 事 業 費	43,500	45,170	△1,670	
(1) 総 会 費	3,500	3,500	0	総会 2 回@100万円計200万円事務連絡会議 2 回@60万円計 120 万円他に会場費30万円
(2) 運営協議会諸費	0	100	△ 100	
(3) 役員会費	500	600	△ 100	理事会・幹事会経費
(4) 委員会費	2,500	2,500	0	委員会及び特別委員会91回 @2.3万円計 209.3万円 会場費その他40.7万円
(5) 会報発行費	3,200	3,200	0	会報 4 回 @80万円 (印刷製本、謝金、送料等)
(6) 調査研究費	3,500	5,100	△1,600	前年度まで計上していた人件費を本年度より (目)諸給与に組替え
(7) 会議旅費	29,100	26,000	3,100	30周年記念事業関係のための日当・宿泊費 と運賃値上げ分を見込む
(8) 図書資料頒布費	300	1,100	△ 800	
(9) 通信費	900	1,000	△ 100	
(10) 30周年記念事業 積立金	0	2,070	△2,070	
2. 事 務 費	47,590	44,460	3,130	
(1) 諸 給 与	39,000	35,500	3,500	職員11人分の俸給・諸手当
(2) 備 品 費	100	170	△ 70	
(3) 借 用 料	685	685	0	
(4) 消 耗 品 費	235	235	0	
(5) 通 信 費	120	120	0	
(6) 旅 費・交 通 費	1,750	1,750	0	職員通勤費及び事務連絡旅費等
(7) 庁 用 諸 費	1,900	1,650	250	光熱水料等値上げを見込む
(8) 被保険者事業主 負担金	2,300	2,350	△ 50	
(9) 退職給与引当金	1,500	2,000	△ 500	
3. 予 備 費	1,700	1,700	0	
4. 30周年記念事業諸 費繰入	700	0	700	

要 望 書

光熱費の高騰に関する要望書

昭和55年4月7日

国立大学協会会長

向 坊 隆

要 望 書

国立大学予算における教官当積算校費は、大学運営のための重要財源であり、教育・研究の原資を為すものでありますが、昭和55年度予算におきましては、国の財政上の理由に基づき前年度比2パーセント増に止められております。

しかるに、昭和55年に入ってからからの物価の騰貴には著しいものがあり、更に、4月以降におきましては、電力料金、ガス料金など光熱費の大幅な値上げが実施されることになりました。また、燃料費も高騰の一途をたどるものと思われまます。

他方、教育・研究に要する経費のうち、これら光熱費等の占める割合は大きく、実験・実習などに要するこれらの経費には莫大なものがあります。

従いまして、上述の如き諸料金の大幅値上げにより、予算の範囲内では、到底これら経費を賄い切れず、教育・研究の停滞、中断の事態を生ずることさえも憂慮されるところであります。

もとより、大学といたしましても、現在の財政事情下に、経費のできるだけの節約を図るべきは当然のことでありまして、現にその努力はいたしておりますが、その限度をこえた所要経費の不足のため、研究・教育に大きな支障を生ずることをおそれております。

このようなことは、わが国の高等教育及び学術研究の発展のためには、まことに憂うべき事態と申さねばなりません。

つきましては、事情ご明察の上、これら経費の確保のため、特段のご配慮を賜わるよう、昭和55年3月6日開催の理事会の議により強く要望いたします。

(要望書提出先：谷垣文部大臣)

学際領域

「洞くつ学」への旅

山口大学工業短期大学部教授

池谷 元伺

S L機関車が旅情を誘う小郡—津和野の山口線のそばに日本最大のカルスト（石灰岩）台地である秋吉台がある。秋吉台には、大小あわせて数千の洞くつがあり、平家の落人が隠れ住んだという「景清洞」や、巨大さを誇る「秋芳洞」は、観光鍾乳洞として知られている。山口大学に赴任して本来の「水素化合物の物性：核融合工学の基礎」の研究の他に、地域と関連した研究をもとと考え、同じ測定手段と方法論を用いて、鍾乳石（ CaCO_3 ）の研究を始めた。「洞くつ

科学」という暗闇に閉ざされた未開の学際的分野に、電気物性屋が遊んでみたのである。

固体物理の研究は、自然鉱物の結晶から始まったが、最近では半導体研究で知られるように、制御された合成結晶を用いて研究されている。天然結晶の研究は、50年前にすんだとされている。しかし現在は、合成結晶の研究で得た豊富な知識と、新しい測定手段があり、50年前に自然鉱物を研究した時代とは異なっている。それ故、時には自然に帰り、再び自然鉱物の物理的研究を行うのも、興味深いことではなかろうか。とりわけ、学際領域を通して、他の学問分野に役立つとすれば、有意義な研究になるだろう。

このような立場から、秋芳洞鍾乳石にある格子欠陥（原子のレベルでの傷）を調べてみた。自然界にある微弱な放射線によって、鍾乳石には「放射線損傷」ができており、「電子スピン共鳴（ESR）」という手段で検出できる。鍾乳石が受けた放射線の被曝量を決定し、一年間の自然放射線の線量が判ると、その年代を推定することができる。細部の箇所年代が判ると、鍾乳石の成長速度も求めることができる。秋芳洞黒谷支洞の鍾乳石では、約7万ラッド（レントゲン）も被曝しており、その年代は約43万年になる。平均成長速度は、最近では、千年で約5mmである。

洞くつは先史時代、寒さを避けた人類や動物の住居でもあった。有名な北京原人も、北京から50kmにある周口店洞くつに住んでいた。中国科学院人類学研究所から提供された「周口店骨化石」をESRで調べたが、その被曝線量は、2万～4万ラッドであった。秋芳洞は、北京原人の時代から存在していたことになる。

休日には観光客で賑わう洞くつも、ふだんは静寂が支配し、鍾乳石をつたい落ちる水滴の響きが、洞くつの暗闇に吸い込まれていく。自然に浸って水音に耳を傾け、数十万年の時の経過に思いを馳せると、平家の景清の思いはもとより、人の世の喜怒哀楽に無関係に成長する鍾乳石に、心を打たれるのである。学際領域に踏み込んだ副業的研究が、皮肉にも、本業の研究の成果を越えてしまったようである。

資 料

昭和55年度大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務開始時期等について(通知)

昭和55年 4月17日

各国立大学長 殿

国立大学協会会長

向 坊 隆

昭和55年度卒業予定者のための就職事務開始時期等については、去る3月12日開催の各国公立大学・高等専門学校団体代表者による就職問題懇談会において協議の結果、昨年1月24日に行われた申合せ(別添1)に則り就職事務を行うことが決定されましたのでご通知いたします。

上記の決定に当たっては、各大学・高等専門学校団体間で過去の経緯、現在の実情等について慎重な検討を行い、また本協会においてもその経過を踏まえ、第3常置委員会ならびに理事会において審議したうえ取り決めた次第でありますので、ご了承の程お願いいたします。

一方、中央雇用対策協議会(企業団体と労働省との雇用問題に関する協議機関)においても、既に昭和52年12月21日に、昭和53年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考期日について、「求人(求職)のための企業と学生との接触は卒業前年の10月1日以降、選考は11月1日以降とする」旨の決議が行われております。

については、各大学におかれては以上の経緯に鑑み、別紙申合せに関し趣旨ご了承の上、大学教育の正常化のため、学内教職員に対してはもちろん、学生ならびに企業側に対しても十分その趣旨の徹底をおはかりくださるよう、特段のご配慮のほどお願いいたします。

なお、この就職事務に関しては、以上の求人(求職)のための企業と学生の接触および採用選考に関する事項のほかに、企業と大学・高等専門学校との間の求人求職事務のことがあり、これの円滑・適正化を図るための「事務協定」が昭和52年度より企業側と学校側との間で取り決められることになり、昭和55年度についてはこれが別添2のとおり決定されました。今回の協定の内容は、学校側の要望により、求人票等の大学等への送付時期ならびに求人内容の学生への提示時期について若干期日の繰り上げが行われることになりましたので、ご了知くださるようお願いいたします。

別添 1

昭和54年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ

大学及び高等専門学校の各協会・連盟等は、最終学年の学生が勉学に専念できる時期を確保するためには、採用選考の時期は、卒業前年の秋以降とすることが望ましいと考え、その実現に努めてきたところであり、当分の間、昭和54年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者については、卒業前年の10月1日求人(求職)のための企業と学生の接触開始、同じく11月1日選考開始の線で就職事務を行うことを申し合わせる。

昭和54年1月24日

国立大学協会会長	向 坊 隆
公立大学協会会長	高木 健太郎
日本私立大学連盟会長	村 井 資 長
日本私立大学協会会長	中 原 実
私立大学懇話会会長	桜 井 和 市
国立短期大学協議会会長	畑 敏 雄
全国公立短期大学協会会長	林 秀
日本私立短期大学協会会長	公江 喜市郎
国立高等専門学校協会会長	岡 野 澄
公立高等専門学校協会会長	高 月 龍 男
私立高等専門学校協会会長	竹 村 重 武

別添 2

卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校との間の求人求職事務について

昭和55年3月25日

1. 求人票等の大学・高等専門学校への送付

企業は、求人票、求人要項、会社説明会開催通知文書（10月1日以降開催するものであること）、次の事項を記載した印刷物を、当分の間、卒業前年の8月1日（到着主義）以降大学・高等専門学校へ送付するものとする。

- ① 採用予定人員
- ② 採用予定者に係る初任給その他の労働条件
- ③ 選考期日、選考場所、選考方法、応募書類等の採用方法

2. 求人内容の提示

上記1の資料を学生に対して提示するのは、当分の間、卒業前年の9月10日以降とする。

そ の 他

学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
小樽商科大学	伊藤森右衛門	長谷部亮一
岩手大学	加藤 久彌	原田 三郎
筑波大学	宮島 龍興	福田 信之
埼玉大学	岡本 舜三	須甲 鉄也

○ 役員の交代

(役 職)	(前 任)	(新 任)
副 会 長	岡本 道雄 (京都大)	沢田 敏男 (京都大)

○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
大学格差問題特別委員会	岡本 舜三 (埼玉大)	丸山 健 (静岡大)

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第1常置委員会	金勝 久 (埼玉大教授)	長谷 章久 (埼玉大教授)
第6常置委員会	和田 正信 (東北大教授)	荒井 武 (東北大教授)
図書館特別委員会	若槻 哲雄 (大阪大)	山村 雄一 (大阪大)
"	池田 数好 (佐賀大)	斎藤 進六 (東工大)
教員養成制度特別委員会	岡本 舜三 (埼玉大)	須甲 鉄也 (埼玉大)
"	太田 善磨 (東京学芸大)	阿部 猛 (東京学芸大)
"	三上 美樹 (三重大)	井沢 道 (三重大)
"	大賀 一夫 (福岡教育大)	沢田 龍吉 (福岡教育大)
"	武谷 健二 (九州大)	神田 慶也 (九州大)
医学教育に関する 特別委員会	豊田 文一 (金沢大)	館 正知 (岐阜大)
	北村 四郎 (新潟大)	猪 初男 (新潟大)
大学格差問題特別委員会	岡本 舜三 (埼玉大)	須甲 鉄也 (埼玉大)
大学運営協議会	北村 四郎 (新潟大)	小坂 淳夫 (岡山大)
"	佐々木忠義 (東京水産大)	天野 慶之 (東京水産大)
"	宮島 龍興 (筑波大)	福田 信之 (筑波大)
"	豊田 文一 (金沢大)	金子 曾政 (金沢大)
"	岡本 道雄 (京都大)	沢田 敏男 (京都大)
"	若槻 哲雄 (大阪大)	斎藤 進六 (東工大)
教職員の厚生等に関する 特別委員会	岡本 道雄 (京都大)	沢田 敏男 (京都大)
研究所特別委員会	同上	同上
科学技術行政特別委員会	同上	同上

特別会計制度協議会	岡本 道雄 (京都大)	沢田 敏男 (京都大)
〃	岡本 舜三 (埼玉大)	畑 敏雄 (群馬大)

○ 専門委員の委嘱

大学格差問題特別委員会	川口 勝彦 (静岡大事務局長)
特別会計制度協議会	岡林 隆 (文部省会計課副長)

○ 専門委員の解嘱

大学格差問題特別委員会	鎌田 邦夫 (埼玉大事務局長)
特別会計制度協議会	佐藤 禎一 (文部省会計課副長)

○ 幹事の交代

(地 区)	(前 任)	(新 任)
中 部 地 区	山本 鉦 (名大事務局長)	説田 三郎 (名大事務局長)

寄 贈 図 書

教育と情報 2月号, 3月号, 4月号, 5月号 (文部省)
 厚生補導 2月号, 3月号, 4月号, 5月号 (文部省)
 産業と教育 1月号, 2月号, 3月号, 4月号 (産業教育振興中央会)
 IDE 2月号, 3月号, 4月号 (民主教育協会)
 ESP 2月号, 3月号, 4月号, 5月号 (経済企画庁)
 青少年問題 2月号, 3月号, 4月号, 5月号 (青少年問題研究会)
 アジアの友 12月号, 1月号, 2月号, 3月号 (アジア学生文化協会)
 みんぱく 2月号, 3月号, 4月号 (民族学振興会)
 国際交流 22号, 23号 (国際交流基金)
 インターナショナル・リクルートメント・ニュース No.61~No.63 (外務省)
 大学時報 No.151 (日本私立大学連盟)
 学士会会報 No.747 (学士会)
 新潟大学二十五年史 部局編 (新潟大学)
 ヨーロッパの医学教育 昭和54年度海外医学教育調査団報告書 (医学教育振興財団)
 学生生活研究 1979年度 (民主教育協会)
 アルバイト学生生活実態調査 昭和54年5月実施 (学徒援護会)
 経済学系研究機関の図書費等に関する調査結果報告書 55年2月 (日本学術会議)
 学校施設緑化状況調査報告書 55年3月 (東京都)
 第4回九州地区国立大学間合宿共同授業報告書 1980年3月 (九州大学・熊本大学)
 東京大学図書館情報学セミナー研究集録8 1977年前期 (東京大学)
 入学者選抜方法研究委員会報告書 55年3月 (鹿児島大学)
 学生生活案内 昭和55年度 (九州芸術工科大学)
 筑波フォーラム 9,10 (筑波大学)
 筑波大学学校教育部紀要 第二巻 55年3月 (筑波大学)
 広島大学保健管理センター年報 昭和53年度 (広島大学)
 大学研究ノート 39, 40, 41, 42, 43 (広島大学)
 研究紀要 第二十五集 昭和55年3月 (新潟大学教育学部長岡分校)
 学位論文審査要旨 第19号 昭和55年3月 (岡山大学)
 山形大学年報 第8号 (昭和49.6~54.5) (山形大学)
 教育学部紀要 第25集 (九州大学)
 明治大学大学院紀要 第十七集 (明治大学)

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総 会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補 導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学格差問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)。その下に, 大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長, 文部事務次官ほか4局・課長)

編集後記

- * 新緑の季節もいっしか過ぎ梅雨の時節となりました。各大学におかれ
ては概算要求の編成にご多忙のことと存じます。当協会事務局も、6月
の総会を控え目下その準備に追われております。
- * 当協会は本年7月13日をもって創立30周年を迎えることになり、これ
を記念する事業の計画が昨年4月以来進められております。記念式典は
今秋11月13日に挙行する予定になっておりますので、お含みください。
- * 本号の「特別寄稿」には、桑原滋賀大学長の“平安の庭と病院内の廻
遊”をご執筆頂きました。また「窓」欄には木村神戸大学助手、池谷山
口大学工業短期大学部教授のお二方より、最近のトピックに関する短篇
をお寄せ頂きました。ご多忙のところご寄稿くださった諸先生のご厚意
に対し厚くお礼申し上げます。(R)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和55年6月11日 印刷
昭和55年6月16日 発行 (非売品)

会 報 第 88 号

(第30巻第2号 通巻第88号)

編集兼
発行者

石 塚 龍 之 進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 樹文唱堂